

平成28年度版

柏市清掃事業概要



柏市環境部

目

次

平成28年度清掃事業のあらまし	1
市の概要	2
序 概況	
1 組織	4
(1) 環境部の機構、定数及び分掌事務	4
(2) 環境部清掃事業職員の配置	8
2 施設・車両	9
(1) 施設一覧	9
(2) 車両一覧	11
3 処理体系	12
(1) ごみ処理フロー	12
(2) し尿処理フロー	13
4 予算・決算	14
(1) 清掃事業関係予算（当初予算比較）	14
(2) 清掃事業関係決算（決算額の推移）	16
(3) 手数料収入の推移	19
5 ごみ量（市内全域）	20
6 原価計算（ランニングコスト）	21
(1) ごみ処理・資源化	21
(2) し尿処理	23
I 部（旧柏地域）	
第1章 ごみ処理事業	
1 ごみの分別方法及び処理方法	26
2 ごみ量	27
(1) 平成27・28年度ごみ量の増減	27
(2) ごみ量の推移	28
3 ごみの収集・直接搬入	29
(1) 収集量の推移	29
(2) 市収集量及び直接搬入量の実績と推移	30
(3) 平成28年度粗大ごみ品目別集計表	32
(4) 平成28年度月別焼却対象物搬入量	33
(5) 焼却対象物搬入量の実績と推移	34
4 ごみの処理	35
(1) 平成28年度月別焼却処理日量	35
(2) 破碎処理の実績と推移	36
(3) 最終処分場への搬入実績と推移	36
5 ごみの組成	37
(1) 北部クリーンセンター 可燃ごみの組成	37
(2) 南部クリーンセンター 可燃ごみの組成	37

6 不法投棄	38
(1) 不法投棄の処理状況	38
(2) 不法投棄の通報件数	38
7 旧柏地域ごみ処理の流れ	39

第2章 減量・資源化

1 ごみ減量啓発事業	42
(1) ゴミゼロ運動の実績	42
(2) 清掃施設見学会の実績	42
(3) ごみ減量説明会の実績	42
(4) 生ごみ処理容器の補助の推移	43
(5) ごみ減量推進協議会の活動状況	43
(6) 環境（ごみ）学習の実績	44
(7) リサイクルプラザリボン館事業	44
(8) リサイクルフェア	45
(9) ごみ減量広報紙「クルクルクリーンかしわ」の発行	46
(10) ごみかわら版の発行	48
(11) 指定多量廃棄物排出者へのごみ減量指導	48
(12) 3R推進事業所	48
(13) 3R推進店	49
(14) 使用済み小型家電の回収状況	49
2 容器包装プラスチック資源化事業	50
(1) プラスチックの資源化の流れ	50
(2) プラスチック収集量と資源化量	50
3 資源回収事業	51
(1) 資源回収システムの概要	51
(2) 柏市再生資源事業協業組合の概要	51
(3) 資源回収品目	52
(4) 品目別資源品収集処理量の推移	53
(5) 年度別資源品処理状況	54
(6) 資源化率の推移	55

第3章 し尿処理等

1 概要	58
(1) し尿処理状況（人口比）の推移	58
(2) し尿処理の流れ	58
2 し尿の収集	59
3 し尿の処理	60
4 浄化槽設置基数の推移（旧柏地域）	61
5 あき地の管理指導実施件数	62
6 犬・猫等の死体処理件数	62

Ⅱ部（旧沼南地域）

第1章 ごみ処理事業

1	ごみの分別方法及び処理方法	64
2	手数料収入の推移（環境衛生組合）	65
3	ごみ量	66
	（1）平成27・28年度ごみ量の増減	66
	（2）ごみ量の推移	67
4	ごみの収集・直接搬入	68
	（1）市収集量及び直接搬入量の実績と推移	68
	（2）収集量の推移	70
	（3）平成28年度粗大ごみ集計表	70
5	ごみの処理	71
	（1）平成28年度月別焼却処理日量	71
	（2）焼却処理の実績と推移	72
6	ごみの組成	73
7	犬・猫等の死体処理件数	74
8	ごみ処理の流れ	75

第2章 減量・資源化

1	資源化事業	78
	（1）プラスチック系ごみの資源化	78
	（2）資源ごみの資源化	79
	（3）資源ごみ回収品目及びペットボトル	80
	（4）資源化率の推移	81

第3章 し尿処理等

1	概要	84
	（1）し尿処理状況の推移	84
	（2）し尿処理の流れ	84
2	し尿の収集	85
3	し尿の処理	85
4	浄化槽設置基数の推移（旧沼南地域）	86

【巻末資料】

資料1	清掃事業の沿革年表	88
資料2	廃棄物処理手数料の経緯	93
資料3	一般廃棄物処理実施計画（旧柏地域）	99
資料4	一般廃棄物処理実施計画（旧沼南地域）	113
資料5	一部事務組合の廃棄物処理手数料	127
資料6	柏市許可の一般廃棄物処理業者	128

注 旧柏地域とは沼南町との合併前の柏市域を、旧沼南地域とは柏市との合併前の沼南町域をいうものとする。

平成28年度清掃事業のあらまし

I 組織

平成28年4月に、放射線対策室を環境政策課の課内担当とした。

II 施設整備状況

リサイクルプラザ内のプラント設備の定期修繕を行うため、リサイクルプラザ部品交換等修繕を実施した。

III 清掃費

清掃費歳出決算額は、平成27年度決算額に比べ微減した。

清掃総務費が微減し、塵芥処理費と、し尿処理費が微増した。ごみ処理施設整備費は、環境衛生組合ごみ焼却施設建設費償還金負担金の増加により、約108%の増加となった。

IV 処理原価

- (1) ごみの収集原価は、平成27年度に比べ、総額・1t当たりともに微増した。
ごみの処理原価は、平成27年度に比べ、総額は微減し、1t当たりでは微増した。
- (2) し尿の収集原価は、平成27年度に比べ、総額は微減し、1k1当たりでは微増した。
し尿の処理原価は、平成27年度に比べ、総額・1k1当たりともに微増した。

V 収集・処理

- (1) ごみの収集区分等の大きな変更はなかった。
- (2) ごみの処理方法等の大きな変更はなかった。
- (3) ごみ排出量は、日平均排出量及び市民一人当たりの原単位とも微増した。

VI 減量・資源化

- (1) 資源品の回収量は、平成27年度に比べ微減した。
- (2) 柏市リサイクルプラザ及びリボン館は、平成28年3月末でオープンから15年が経過した。
リボン館の啓発事業については、柏市リサイクルプラザリボン館運営委員会に委託している。

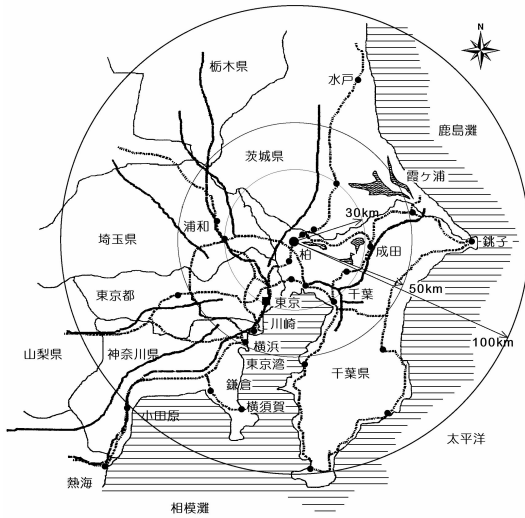
VII その他

旧沼南地域については、従来どおりのごみ収集、ごみ処理体制となっている。

平成29年9月 柏市環境部

市の概要

1 柏市の位置



東経 139度58分
北緯 35度52分
面積 114.74 k m²

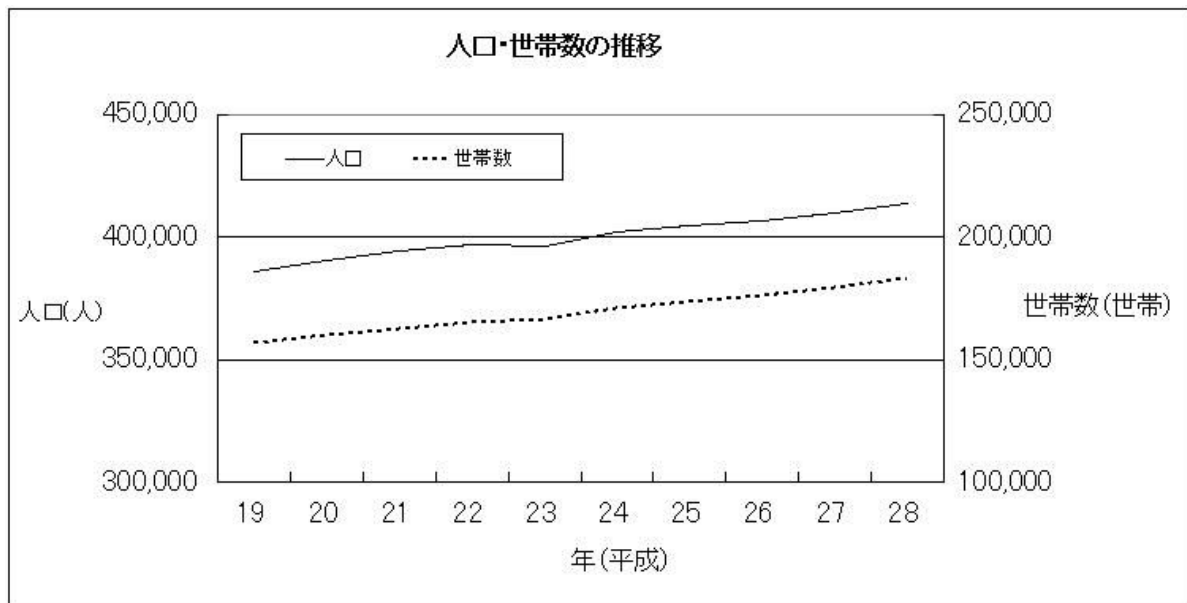
注 面積は「全国都道府県市区町村別面積調」に基づき、電子国土基本図から直接計測する方法に変更となったため、平成27年度版から数値を変更している。

2 柏市の人口、世帯数等の推移

(単位：人, 世帯, 人, 人/k m²)

年	人口 ^注	世帯数	1世帯当り人員	人口密度
19	385,823	156,627	2.46	3,358
20	390,227	160,109	2.44	3,396
21	394,188	162,946	2.42	3,431
22	397,067	165,433	2.40	3,456
23	396,251	166,667	2.38	3,449
24	402,337	170,799	2.36	3,502
25	404,361	173,588	2.33	3,519
26	406,835	176,533	2.30	3,540
27	410,033	179,764	2.28	3,574
28	413,657	183,061	2.26	3,605

注 住民基本台帳人口は各年度3月31日現在の値であり、平成24年度から外国人人口を含む。



序

概 況

1 組織

(1) 環境部の機構、定数及び分掌事務

(平成28年4月1日現在)

環境部

部長(1)

環境政策課(21)

課長(1)

副参事(1)

環境政策担当(行政職一7, 行政職一〔再任用〕1)

- ①環境政策の企画立案及び総合調整に関すること
- ②自然環境及び生物多様性の保全に関すること（他の部署の所管に属するものを除く）
- ③地球温暖化対策に関すること（他の部署の所管に属するものを除く）
- ④柏市環境管理システムに関すること
- ⑤手賀沼の水質浄化に関すること
- ⑥再生可能エネルギーに関すること
- ⑦柏市環境審議会に関すること
- ⑧部内の定員及び予算に関すること
- ⑨部内の事業調整及び庶務に関すること

放射線対策担当(行政職一2)

- ⑩放射線対策に係る方針の総合調整に関すること
- ⑪放射線対策に係る関係機関等との連絡調整に関すること
- ⑫放射線量の測定に関すること

大気保全担当(行政職一3, 行政職一〔再任用〕1)

- ⑬大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）及びダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）に基づく常時監視及びばい煙発生施設，大気基準適用施設等の規制に関すること
- ⑭騒音規制法（昭和43年法律第98号），振動規制法（昭和51年法律第64号）及び悪臭防止法（昭和46年法律第91号）に基づく常時監視，測定並びに特定施設，特定建設作業及び悪臭物質の規制に関すること
- ⑮特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）に基づく特定工場及び公害防止管理者等の監督及び指導に関すること
- ⑯柏市環境保全条例（平成13年柏市条例第32号），柏市ダイオキシン類発生抑制条例（平成13年柏市条例第33号）等に基づくばい煙，粉じん，騒音，振動及び悪臭に係る特定施設，特定建設作業及びごみ焼却炉等の規制及び指導に関すること。
- ⑰公害苦情処理に関すること

水質保全担当(行政職一4, 行政職一〔再任用〕1)

- ⑱水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）に基づく公共用水域及び地下水汚染の常時監視に関すること

- ⑱水質汚濁防止法，湖沼水質保全特別措置法（昭和 59 年法律第 61 号）及び柏市環境保全条例に基づく水質汚濁に係る規制及び指導に関すること。
- ⑳土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）に基づく調査及び対策等に係る指導に関すること
- ㉑土壤汚染対策法に基づく汚染土壌処理業の許可等に関すること
- ㉒千葉県環境保全条例（平成 7 年千葉県条例第 3 号）及び柏市環境保全条例に基づく地盤沈下に係る規制及び指導に関すること
- ㉓浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）に基づく設置及び維持管理指導に関すること

廃棄物政策課(14)

課長(1)

統括リーダー(2)

廃棄物政策担当(3)

- ①清掃事業の総合調整に関すること
- ②清掃事業の統計に関すること
- ③広域清掃行政に関すること
- ④清掃事業の中・長期構想に関すること
- ⑤清掃事業の調査研究に関すること
- ⑥一般廃棄物処理基本計画に関すること
- ⑦柏市廃棄物処理清掃審議会に関すること
- ⑧一般廃棄物処理業者(ごみ・し尿・浄化槽汚泥)の許可及び指導監督に関すること
- ⑨一般廃棄物処理業(ごみ・し尿・浄化槽汚泥)の許可申請手数料に関すること
- ⑩一般廃棄物処理施設に係る設置許可及び熱回収施設の認定に関すること
- ⑪浄化槽清掃業者の許可及び指導監督に関すること
- ⑫特定家庭用機器の運搬をする者に係る一般廃棄物処理業(荷卸)の許可の申請に関すること
- ⑬柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合との事業調整に関すること

資源循環担当(3)

- ⑭廃棄物処理手数料(プラスチックごみ)に関すること
- ⑮廃棄物の排出抑制，減量，資源化及び再生利用の推進及び啓発に関すること
- ⑯資源回収事業に関すること
- ⑰容器包装プラスチックの分別及び圧縮保管に関すること
- ⑱リサイクルプラザの運営に関すること
- ⑲リサイクルプラザの維持管理に関すること
- ⑳柏市ごみ減量推進協議会に関すること

施設整備・災害廃棄物対策担当(2)

- ㉑清掃施設の調査研究，整備計画，建設等に関すること
- ㉒清掃施設の用地に関すること
- ㉓最終処分場の整備に関すること

	<ul style="list-style-type: none"> ㉔災害廃棄物の処理に係る総合調整に関すること ㉕指定廃棄物の保管に係る連絡調整に関すること ㉖柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合の施設整備及び同施設の周辺対策に関すること
	柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合出向(3)
環境サービス課(15)	
課長(1)	廃棄物指導担当(行政職一6, 行政職二1, 行政職二〔再任用〕2)
副参事(1)	①ごみの分別の指導及び啓発に関すること
統括リーダー(1)	②ごみ集積所に関すること
	③地域清掃活動に関すること
	④ばい捨て防止の推進に関すること
	⑤廃棄物処理手数料(粗大ごみ)に関すること
	⑥資源品の収集作業に関すること
	⑦柏市不法投棄対策協議会に関すること
	⑧所管業務に係る出先機関との連絡調整に関すること
	⑨不法投棄ごみの調査, 指導, 処理及び防止啓発に関すること
	生活環境担当(行政職一3)
	⑩し尿の収集及び処理の計画及び作業に関すること
	⑪公衆便所の維持管理に関すること
	⑫犬, 猫等の死体処理に関すること
	⑬衛生害虫の駆除等の相談に関すること
	⑭空き地の管理指導に関すること
	⑮廃棄物の処理手数料(し尿・浄化槽汚泥)に関すること
	⑯課の職員の福利厚生, 労務管理及び安全衛生対策に関すること
	⑰所管車両の運行管理及び損害賠償に関すること
	⑱山高野浄化センターの運転, 維持管理及び周辺対策に関すること
	⑲山高野浄化センターの水質及び汚泥の検査並びに記録の作成及び報告に関すること
北部クリーンセンター(45)	
所長(1)	収集担当(行政職一3, 行政職二24, 行政職二〔再任用〕8)
統括リーダー(1)	①清掃工場及び最終処分場に係る周辺対策に関すること
	②センターの職員の福利厚生, 労務管理及び安全衛生対策に関すること
	③所管区域内のごみ収集の計画及び作業に関すること
	④所管車両の運行管理及び損害賠償に関すること
	⑤所管区域内のごみ出しの指導及び啓発に関すること
	⑥廃棄物処理手数料(ごみ)に関すること
	管理担当(行政職一2, 行政職一〔再任用〕2, 行政職二2, 行政職二〔再任用〕2)
	⑦廃棄物搬入の指導に関すること
	⑧清掃工場の運転及び維持管理に関すること

- ⑨最終処分場の維持管理に関すること
- ⑩所管施設の財産管理及び台帳管理に関すること

- 南部クリーンセンター(51)
 所長(1)
 統括リーダー(2)
- 収集担当(行政職一 2, 行政職二 37, 行政職二〔再任用〕 6)
 - ①第二清掃工場及び第二最終処分場に係る周辺対策に関すること
 - ②所管区域内のごみ収集の計画及び作業に関すること
 - ③所管区域内のごみ出しの指導及び啓発に関すること
 - ④センターの職員の福利厚生, 労務管理及び安全衛生対策に関すること
 - ⑤所管車両の運行管理及び損害賠償に関すること
 - ⑥不法投棄ごみの処理に関すること
 - ⑦所管施設の財産管理及び台帳管理に関すること
 - 管理担当(行政職一 1, 行政職一〔再任用〕 2)
 - ⑧第二清掃工場の運転及び維持管理に関すること
 - ⑨第二最終処分場の維持管理に関すること
 - ⑩廃棄物処理手数料(ごみ)に関すること
 - ⑪廃棄物搬入の指導に関すること

- 産業廃棄物対策課(13)
 課長(1)
 副参事(1)
 統括リーダー(2)
- 許可担当(行政職一 3, 行政職一〔再任用〕 3)
 - ①産業廃棄物の適正処理に関すること
 - ②産業廃棄物処理業の許可及び産業廃棄物処理業者の指導に関すること
 - ③産業廃棄物処理施設に係る設置許可, 熱回収施設の認定及び指導に関すること
 - ④その他産業廃棄物に関すること
 - ⑤埋立事業の許可及び届出に関すること
 - ⑥土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関すること
 - 監視担当(行政職一 3)
 - ⑦産業廃棄物処理業者の監視に関すること
 - ⑧産業廃棄物処理施設の監視に関すること
 - ⑨産業廃棄物排出事業者の監視に関すること
 - ⑩産業廃棄物の不法投棄対策に関すること
 - ⑪土砂等の埋立て等の監視に関すること

(2) 環境部清掃事業職員の配置

(平成28年4月1日現在)

	環境部	廃棄物政策課					環境サービス課			北部クリーンセンター			南部クリーンセンター		
		管理職	廃棄物政策担当	資源循環担当	施設整備・災害廃棄物対策担当	環境衛生組合出向	管理職	廃棄物指導担当	生活環境担当	管理職	収集担当	管理担当	管理職	収集担当	管理担当
部長	1														
次長	1														
参事															
課長・所長		(1)				1			1			1			
副参事						1	1								
統括リーダー		2				1			1			1			
統括リーダー(再任用)												1			
副主幹															
一般事務			1	1		1		1	1		1	1			
技術職					1										
主査															
一般事務										1			1		
技術職															1
主任															
一般事務			1	1									1		
一般事務(再任用)															
技術職															
技術職(再任用)												2			2
主事															
一般事務			1		1	1		4	2						
技術職										1	1				
主事補															
一般事務				1				1							
技術職															
小計	2	2	3	3	2	3	3	6	3	2	3	4	2	2	4
職長												1		1	
副職長												1		1	
主任								1		5	2			7	
副主任										15				13	
技術員										2				14	
技術員(再任用)								2		8	2			6	
技能員														1	
技能員(再任用)															
小計							3	0		32	4			43	
計	2		13				15			45				51	

※廃棄物政策課長は環境部次長兼務

2 施設・車両

(1) 施設一覧

(平成28年4月1日現在)

ア. ごみ収集・処理関連施設

施設名	稼働年月	施設規模	場所	電話番号
① 柏市清掃工場(焼却工場)	H3.4	300t/24h	船戸山高野 538	7131-7900
洗車場水処理施設	S55.3	110m ³ /日	〃	
粗大ごみ処理施設(破碎施設)	S52.9	50t/5h	〃	
ごみ収集車離発着施設	S48.6	所有台数 18 台	〃	
② 柏市最終処分場	H4.4	容量 165,680m ³	布施 72-1	
水処理施設	H4.4	37m ³ /日	〃	
布施最終処分場水処理施設	S55.3	80m ³ /日	布施 54	
③ 柏市リサイクルプラザ	H14.4	176t/5h	十余二 348-202	7199-5081
④ 柏市第二清掃工場(焼却工場)	H17.4	250t/24h	南増尾 56-2	7170-7080
⑤ 柏市清掃収集事務所 (ごみ収集車離発着施設)	H3.4	所有台数 29 台	南増尾 57-1	7173-5111
⑥ クリーンセンターしらさぎ	H12.4	256.5t/24h	藤ヶ谷 1582	7193-5389
⑦ 旧沼南町一般廃棄物最終処分場	S61.4	容量 142,452m ³	若白毛 757	
⑧ 柏市第二最終処分場	H16.4	容量 31,500m ³	〃	
水処理施設	H16.4	80m ³ /日	〃	

イ. し尿処理施設

施設名	稼働年月	施設規模	場所	電話番号
⑨ 柏市山高野浄化センター	S44.3	100kl/日 (H16.4~)	船戸 2115	7131-5509
⑩ アクアセンターあじさい	H11.3	138kl/日	鎌ヶ谷市 軽井沢 2102-1	047-442-3492

ウ. その他民間施設等

施設名	稼働年月	施設規模	場所	電話番号
⑪ 柏市廃棄物処理業協業組合 (プラスチック圧縮保管施設)	H13.2	48t/日	新十余二 7-8	7133-4501

(2) 車両一覧

(平成28年4月1日現在)

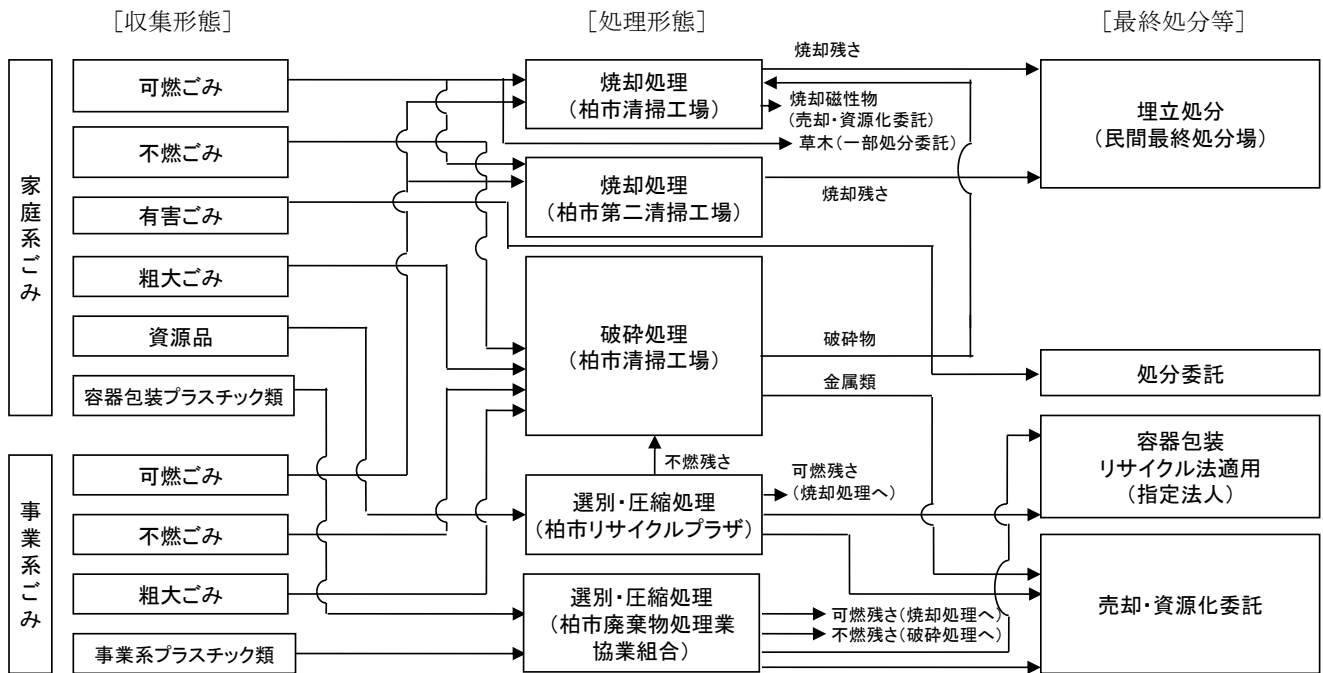
	廃棄物政策課		環境サービス課			北部クリーンセンター (ごみ)			南部クリーンセンター (ごみ)			合計					
	事務用		収集用			事務用		収集用			天然ガス車他						
	ディーゼル・ガソリン車	CNG車	ディーゼル・ガソリン車	ガソリン車	LPG車・CNG車	ガソリン車	CNG車	ディーゼル・ガソリン車	LPG車	CNG車	施設用	ディーゼル・ガソリン車	天然ガス車他				
バキューム車(1.8kl)								1				1	0				
バキューム車(2.5kl)												0	0				
バキューム車(2.7kl)												0	0				
プレス車(2.0t)												0	0				
プレス車(3.0t)									3			3	0				
プレス車(3.5t)									2	2		2	2				
パッカー車(2.0t)			1									1	0				
パッカー車(2.7~3.2t)						18			11	9		29	9				
ダンプトラック(2.0t)					1				1	2		3	1				
ダンプトラック(7.0t)									2			2	0				
ダンプトラック(10.0t)												0	0				
散水車(10.0t)												0	0				
ブルドーザー(19.0t)												0	0				
ホイールローダー									1			1	0				
パワーショベル									1			1	0				
貨物車(6人乗り)												0	0				
軽貨物車(4人乗り)		1					2				2	4	1				
軽貨物車(2人乗り)				2			1		1		1	5	0				
ライトバン	1			1		1	1					1	5				
ワゴン												0	0				
合計	1	1	1	3	1	1	1	22	0	0	7	18	0	11	4	57	14

3 処理体系

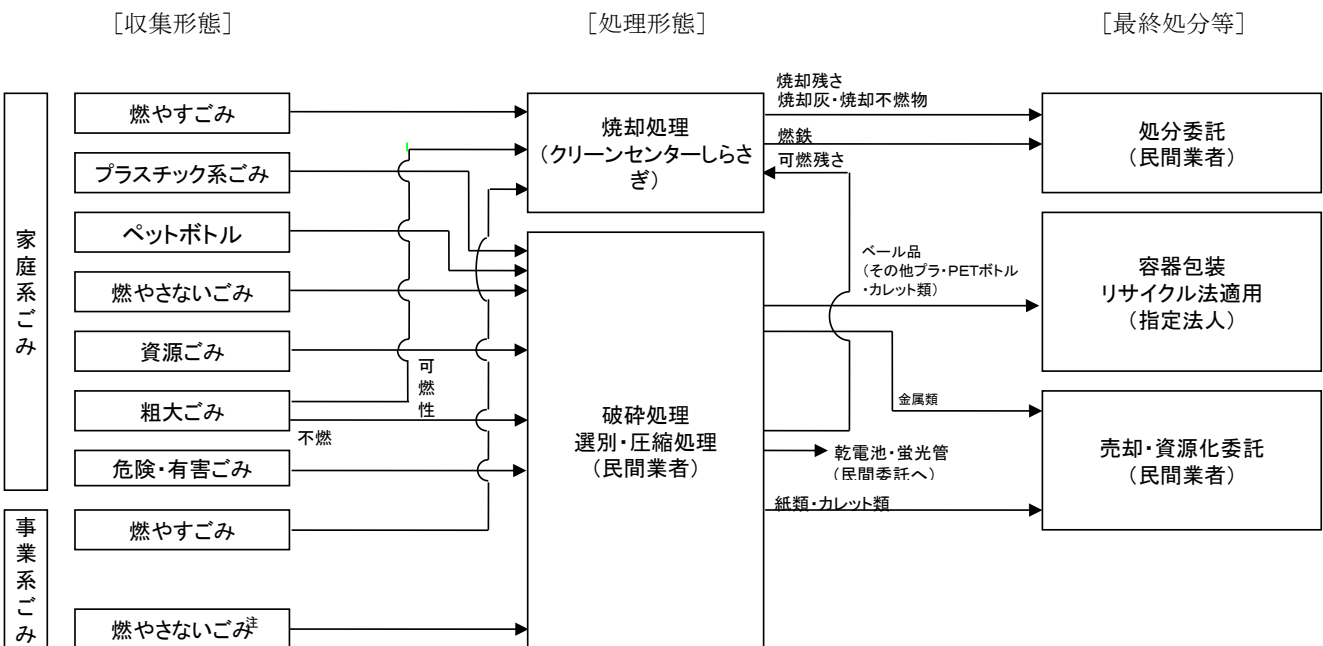
(1) ごみ処理フロー

(平成28年4月1日現在)

ア. 旧柏地域



イ. 旧沼南地域



注 ただし、資源ごみ及びプラスチック系ごみを含む

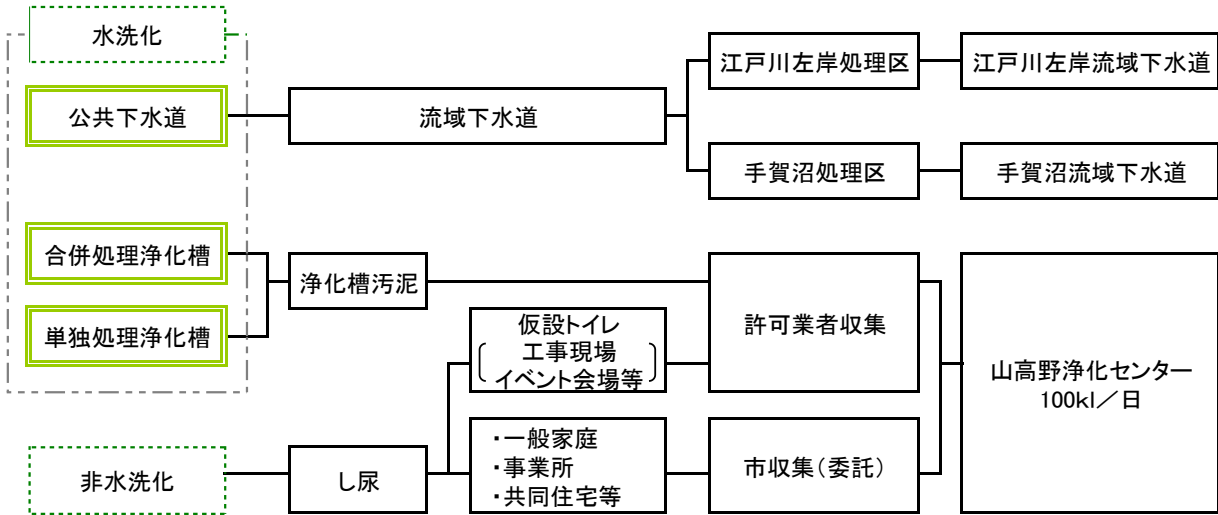
(2) し尿処理フロー

(平成28年4月1日現在)

ア. 旧柏地域

[排出]

[処理]

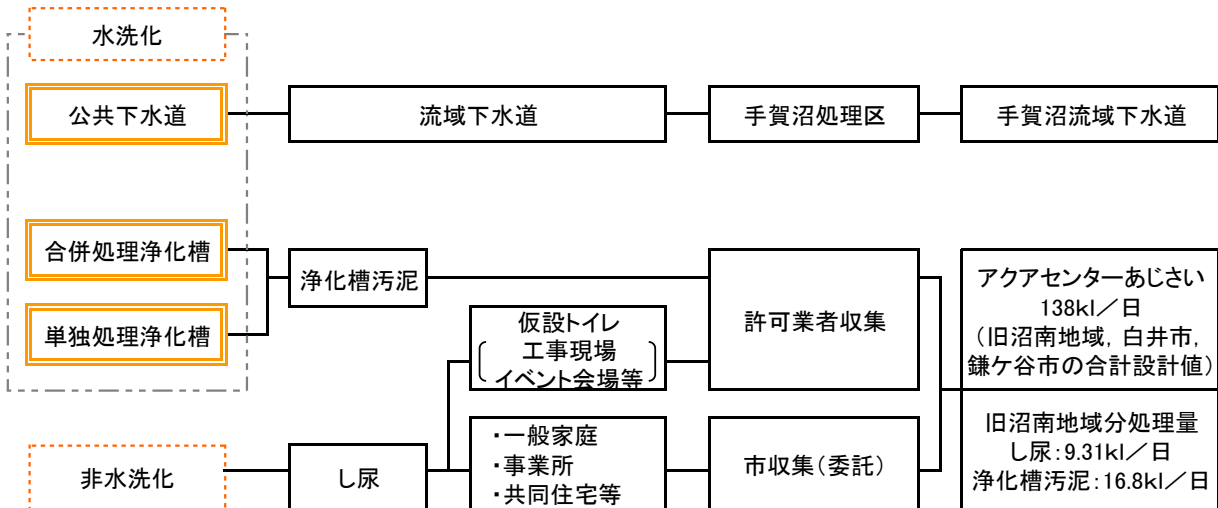


注 平成14年度、十余二処理区は、手賀沼処理区に編入

イ. 旧沼南地域

[排出]

[処理]



4 予算・決算

(1) 清掃事業関係予算(当初予算比較)

ア. 歳入

(単位:千円)

事 項	平成 28 年度当初予算		平成 29 年度当初予算	
使用料・手数料	632,898	61.6%	657,709	64.4%
ごみ	618,774	(60.2%)	644,276	(63.1%)
ごみ・許可業者分処理手数料	596,157	-	622,271	-
粗大ごみ処理手数料	19,980	-	19,980	-
プラスチックごみ処理手数料	2,297	-	1,765	-
一般廃棄物処理業許可申請手数料	340	-	260	-
し尿	12,099	(1.2%)	11,406	(1.1%)
し尿処理手数料	7,150	-	6,751	-
汚泥処理手数料	3,909	-	3,945	-
浄化槽清掃業許可申請	0	-	90	-
浄化槽保守点検業者登録手数料	1,040	-	620	-
清掃使用料	2,025	(0.2%)	2,027	(0.2%)
諸収入等	388,977	37.8%	345,006	33.8%
資源品等・リサイクル家具等売却代金	348,639	(33.9%)	291,873	(28.6%)
その他諸収入等	40,338	(3.9%)	53,133	(5.2%)
国庫補助金	2,806	0.3%	15,610	1.5%
廃棄物処理施設整備費補助金	0	-	0	-
その他補助金	2,806	(0.3%)	15,610	(1.5%)
県補助金	2,806	0.3%	2,806	0.3%
廃棄物処理施設整備費補助金	0	-	0	-
その他補助金	2,806	(0.3%)	2,806	(0.3%)
市債	0	-	0	-
廃棄物処理施設整備事業費(清掃工場)	0	-	0	-
清掃運搬施設等整備事業	0	-	0	-
最終処分場跡地整備事業	0	-	0	-
合計	1,027,487	100.0%	1,021,131	100.00%
一般会計	124,570,000	-	122,730,000	-
[一般会計に対する清掃費歳入の割合]	[0.8%]	-	[0.8%]	-

注 ()内は合計に対する割合

イ. 歳出

(単位:千円)

事 項	平成 28 年度当初予算		平成 29 年度当初予算	
清掃総務費	1,064,356	17.4%	1,035,394	18.0%
人件費	907,994	(14.8%)	903,598	(15.7%)
リサイクルプラザ関係経費	11,617	(0.2%)	10,212	(0.2%)
廃棄物政策課関係経費	31,844	(0.5%)	32,748	(0.6%)
施設整備室関係経費	0	-	0	-
環境サービス課関係経費	3,096	(0.1%未満)	3,354	(0.1%)
清掃工場(南北クリーンセンター)事務費	38,374	(0.6%)	10,935	(0.2%)
環境衛生組合負担金	71,431	(1.2%)	74,547	(1.3%)
塵芥処理費	4,725,623	77.1%	4,376,738	76.0%
収集関係経費	323,030	(5.3%)	353,808	(6.1%)
処理関係経費	2,647,123	(43.2%)	2,237,172	(38.9%)
プラスチックごみ処理経費	264,181	(4.3%)	289,168	(5.0%)
リサイクルプラザ維持管理経費	782,464	(12.7%)	793,139	(13.8%)
最終処分場経費	77,499	(1.3%)	62,914	(1.1%)
環境衛生組合負担金	631,326	(10.3%)	640,537	(11.1%)
ごみ処理施設整備費	2,314	0.1%未満	19,430	0.3%
清掃工場の整備に要する経費	0	-	0	-
最終処分場整備費	0	-	0	-
環境衛生組合負担金	2,314	(0.1%未満)	19,430	(0.3%)
し尿処理費	334,067	5.5%	324,293	5.6%
し尿処理関係費	263,341	(4.3%)	256,709	(4.5%)
環境衛生組合負担金	70,726	(1.2%)	67,584	(1.2%)
合 計	6,126,360	100.0%	5,755,855	100.0%
一般会計	124,570,000	-	122,730,000	-
[一般会計に対する清掃費歳出の割合]	[4.9%]		[4.7%]	

注 ()内は合計に対する割合

注 し尿処理費のうち、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合し尿処理費負担金は、環境衛生組合負担金に含めている

(2) 清掃事業関係決算(決算額の推移)

ア. 歳入決算額の推移

(単位:円)

年度	一般会計 決算額	清掃費決算額	使用料・ 手数料等	国庫補助金等	県補助金等	市債・基金 繰入
19	98,474,908,095	1,558,030,592	1,195,964,592	41,410,000	4,756,000	315,900,000
20	103,536,180,532	1,164,324,667	1,105,622,667	4,201,000	4,801,000	49,700,000
21	118,139,653,202	929,220,638	913,496,888	5,356,000	10,367,750	0
22	115,015,359,840	1,050,086,196	1,031,208,196	3,554,000	15,324,000	0
23	119,268,778,527	1,179,337,832	1,016,593,811	145,810,521	16,933,500	0
24	122,821,475,334	1,541,037,023	1,286,904,460	232,601,428	21,531,135	0
25	115,620,142,940	1,317,884,035	1,218,130,415	81,594,979	16,358,641	1,800,000
26	120,585,763,700	1,613,952,207	1,388,113,595	196,902,612	1,036,000	27,900,000
27	130,787,068,591	1,676,274,471	1,539,698,593	126,959,878	716,000	8,900,000
28	127,015,200,439	1,545,273,275	1,489,653,776	55,051,499	568,000	0

注1 「使用料・手数料等」には、犬猫処理手数料、資源品売却代金等を含む。

イ. 歳出決算額の推移

(単位:円)

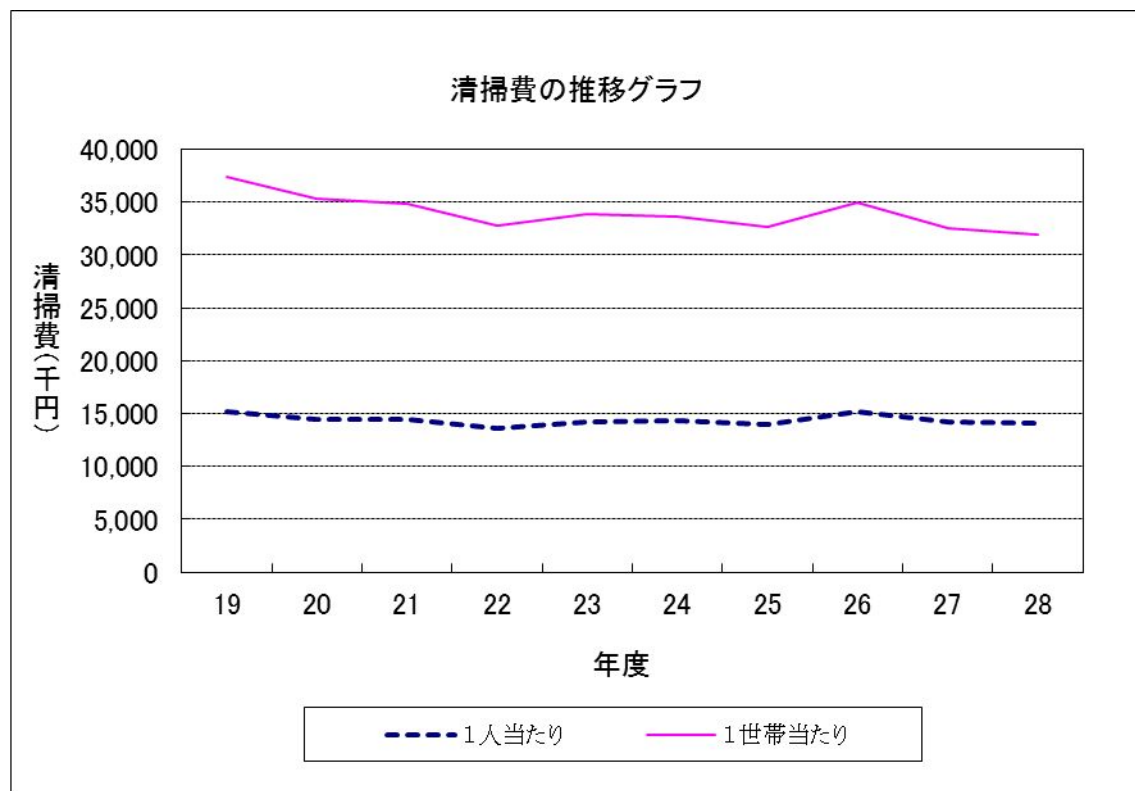
年度	一般会計 決算額(A)	清掃費決算額 (B)	清掃総務費	塵芥処理費	ごみ処理 施設整備費	し尿処理費	B/A (%)
19	93,210,290,963	6,090,583,523	2,148,093,798	3,387,780,672	232,470,046	322,239,007	6.53
20	97,834,790,366	5,855,603,825	1,737,530,379	3,550,773,767	197,303,124	369,996,555	5.99
21	112,743,402,254	5,852,418,314	1,623,430,954	3,688,679,851	170,003,000	370,304,509	5.19
22	109,595,461,934	5,594,319,535	1,500,745,446	3,549,193,966	172,384,000	371,996,123	5.10
23	111,209,497,965	5,808,095,672	1,326,378,750	3,950,794,927	169,883,250	361,038,745	5.22
24	114,951,825,759	5,943,336,790	1,251,814,574	4,152,328,976	198,691,550	340,501,690	5.17
25	109,583,067,139	5,760,264,610	1,218,752,460	4,138,088,389	93,880,000	309,543,761	5.26
26	115,053,857,965	6,190,809,696	1,174,924,225	4,706,729,864	9,154,000	300,001,607	5.38
27	126,002,536,988	5,848,744,070	1,113,281,250	4,428,980,698	1,111,000	305,371,122	4.64
28	121,750,687,464	5,844,204,004	1,055,070,650	4,465,289,232	2,314,000	321,530,122	4.80

ウ. ごみ処理経費の推移

年 度	清掃費(施設整備 費用除く) (千円)	人 口 (人)	世 帯 数 (世帯)	1人当たり (円)	1世帯当たり (円)
19	5,858,113	385,823	156,627	15,182	37,402
20	5,658,301	390,227	160,109	14,500	35,340
21	5,682,415	394,188	162,946	14,415	34,873
22	5,421,936	397,067	165,433	13,655	32,774
23	5,638,212	396,251	166,667	14,229	33,829
24	5,744,645	402,337	170,799	14,278	33,634
25	5,666,385	404,361	173,588	14,013	32,643
26	6,181,656	406,835	176,533	15,195	35,017
27	5,847,633	410,033	179,764	14,261	32,529
28	5,841,890	413,657	183,061	14,123	31,912

注1 清掃費については、維持管理費等の推移資料とするため、施設整備にあたる費用(ごみ処理施設整備費及び清掃総務費等に含まれる用地購入費、工事費等)を除いた額としている。

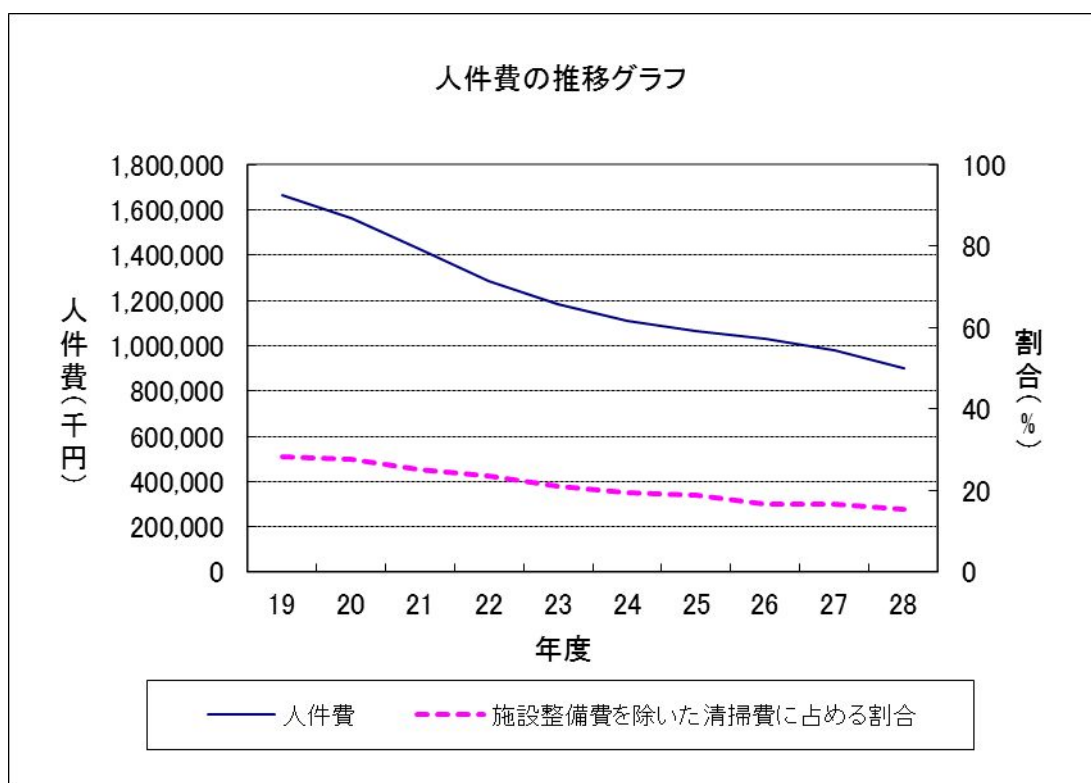
2 人口・世帯数は、各年度末現在。



エ. 人件費の推移

(単位:千円)

年 度	人件費 (A)	対10年前 人件費指数	清掃費総額 (B)	施設整備を除い た清掃費(C)	A/B (%)	A/C (%)
19	1,663,460	100	6,090,584	5,858,113	27.3	28.3
20	1,564,654	94	5,855,604	5,658,301	26.7	27.7
21	1,428,565	86	5,852,418	5,682,415	24.4	25.1
22	1,283,511	77	5,594,320	5,421,936	22.9	23.7
23	1,183,204	71	5,808,096	5,638,212	20.4	21.0
24	1,111,507	67	5,943,337	5,744,645	18.7	19.3
25	1,066,728	64	5,760,265	5,666,385	18.5	18.8
26	1,031,900	62	6,190,810	6,181,656	16.7	16.7
27	981,048	59	5,848,744	5,847,633	16.8	16.8
28	903,368	54	5,844,204	5,841,890	15.5	15.5



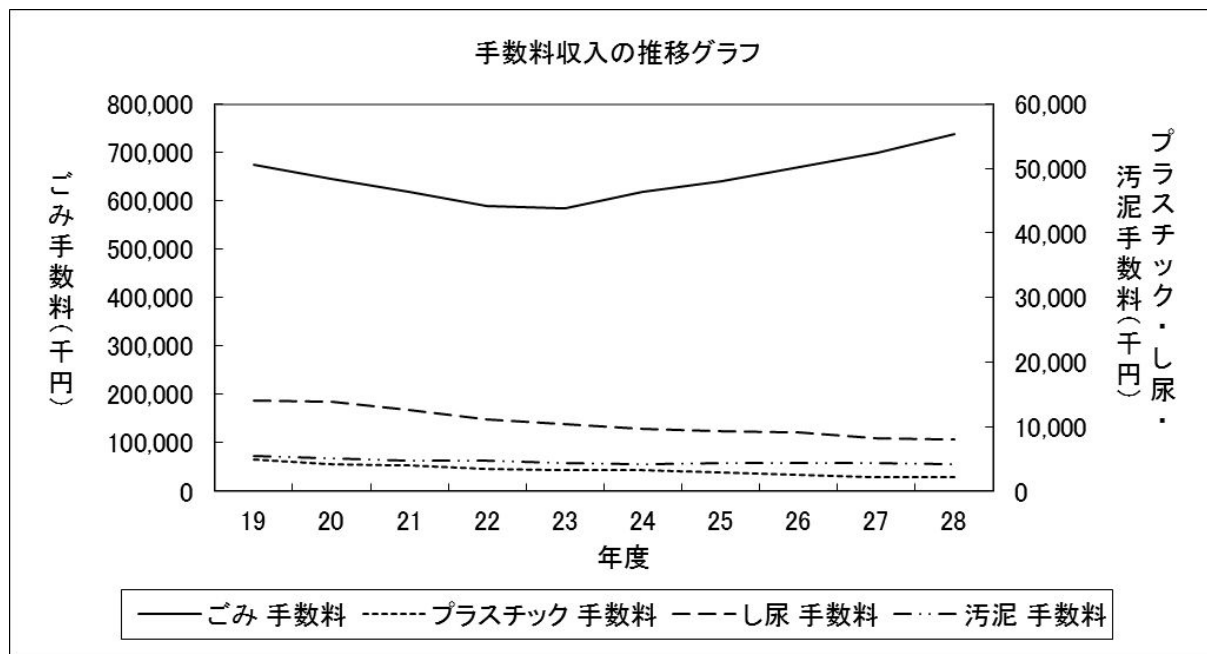
(3) 手数料収入の推移

(単位:千円, %)

年度	ごみ		プラスチック		し尿		汚泥		手数料 合計 (A)	施設整備 を除いた 清掃費 (B)	A/B
	手数料	構成 比	手数料	構成 比	手数料	構成 比	手数料	構成 比			
19	674,268	97.8	4,972	0.7	14,055	2.0	5,481	0.8	689,776	5,858,113	11.8
20	644,216	96.5	4,252	0.6	13,885	2.1	5,107	0.8	667,459	5,658,301	11.8
21	617,522	96.7	3,954	0.6	12,671	2.0	4,682	0.7	638,829	5,682,415	11.2
22	589,853	96.8	3,431	0.6	11,072	1.8	4,695	0.8	609,051	5,421,936	11.2
23	585,165	97.0	3,302	0.5	10,372	1.7	4,432	0.7	603,271	5,638,212	10.7
24	619,396	97.3	3,274	0.5	9,700	1.5	4,170	0.7	636,540	5,744,645	11.1
25	641,027	97.5	2,818	0.4	9,208	1.4	4,342	0.7	657,395	5,666,385	11.6
26	669,575	97.7	2,567	0.4	9,062	1.3	4,422	0.6	685,636	6,181,656	11.1
27	698,902	97.9	2,160	0.3	8,267	1.2	4,344	0.6	713,673	5,847,633	12.0
28	737,930	98.1	2,132	0.3	7,986	1.1	4,227	0.6	752,275	5,841,890	12.9

注1 平成13年度から清掃工場直接搬入の家庭ごみ及びプラスチックの直接搬入を有料化した。

2 ごみ処理手数料には、犬・猫の死体処理手数料及び粗大ごみ処理手数料を含み、許可申請手数料は含まない。



5 ごみ量（市内全域）

年度		27年度			28年度			増減(前年比)			
暦日(日)		366			365			—			
人口(人)・(Z) (各年度末現在 住基人口)		357,576	52,457	410,033	361,036	52,621	413,657	3,460	164	3,624	
区分		旧柏地域	旧沼南地域	全域	旧柏地域	旧沼南地域	全域	旧柏地域	旧沼南地域	全域	
家庭系ごみ	可燃ごみ・燃やすごみ	46,305	7,650	53,955	47,376	7,632	55,008	1,071	▲ 18	1,053	
	不燃ごみ・燃やさないごみ	7,522	774	8,296	7,126	735	7,861	▲ 396	▲ 39	▲ 435	
	粗大ごみ	489	290	779	480	261	741	▲ 9	▲ 29	▲ 38	
	小計(A)	54,316	8,714	63,030	54,982	8,628	63,610	666	▲ 86	580	
	市民1人1日当り(g) (A)/(Z)/暦日	415	454	420	417	449	421	2	▲ 5	1	
	容器包装プラスチック類 プラスチック系ごみ	5,423	846	6,269	5,274	838	6,112	▲ 149	▲ 8	▲ 157	
	資源品・資源ごみ	20,455	2,409	22,864	19,645	2,265	21,910	▲ 810	▲ 144	▲ 954	
	使用済み小型家電	4	1	5	3	0.5t未満	3	▲ 1	▲ 1	▲ 2	
	小計(B)	25,882	3,256	29,138	24,922	3,103	28,025	▲ 960	▲ 153	▲ 1,113	
	合計(C) (A)+(B)	80,198	11,970	92,168	79,904	11,731	91,635	▲ 294	▲ 239	▲ 533	
市民1人1日当り(g) (C)/(Z)/暦日	613	623	614	606	611	607	▲ 7	▲ 12	▲ 7		
事業系ごみ	可燃ごみ	32,649	3,315	35,964	34,582	4,491	39,073	1,933	1,176	3,109	
	不燃ごみ	440	107	547	523	101	624	83	▲ 6	77	
	粗大ごみ	142	0	142	172	0	172	30	0	30	
	小計(D)	33,231	3,422	36,653	35,277	4,592	39,869	2,046	1,170	3,216	
	事業系プラスチック(E) (資源化分)	68	0	68	64	0	64	▲ 4	0	▲ 4	
	事業系プラスチック(E) (その他)	57	0	57	60	0	60	3	0	3	
	小計(E)	125	0	125	124	0	124	▲ 1	0	▲ 1	
	合計(F) (D)+(E)	33,356	3,422	36,778	35,401	4,592	39,993	2,045	1,170	3,215	
計	資源化	資源品総量(G) (B)+(E)	25,950	3,256	29,206	24,929	3,103	28,032	▲ 1,021	▲ 153	▲ 1,174
		市民1人1日当り (g) (G)/(Z)/暦日	198	170	195	189	162	186	▲ 9	▲ 8	▲ 9
	(事業系含む) 総ごみ量	資源化を除く(H) (A)+(D)	87,604	12,136	99,740	90,319	13,220	103,539	2,715	1,084	3,799
		市民1人1日当り (g) (H)/(Z)/暦日	669	632	665	685	688	686	16	56	21
		資源化を含む (I) (C)+(F)	113,554	15,392	128,946	115,305	16,323	131,628	1,751	931	2,682
		市民1人1日当り (g) (I)/(Z)/暦日	868	802	859	875	850	872	7	48	13

6 原価計算（ランニングコスト）

（1）ごみ処理・資源化

ア．平成28年度ごみ処理原価（柏市全域）

（単位：円）

区分	収集部門	処理部門
人件費	653,237,732	108,411,456
減価償却費	45,008,357	468,968,844
委託費	751,696,238	3,204,782,237
その他の経費	62,415,517	424,284,087
諸収入	△ 23,343,892	△ 799,861,032
部門原価	1,489,013,952	3,406,585,593
収集・処理量(t)	89,075	134,759
1 t 当たり部門原価	16,716	25,279
総原価	4,895,599,545	
総処理量(t)	134,759	
1 t 当たり総原価	36,329	
市民一人当たり原価	11,835	
1 世帯当たり原価	26,743	

- 注1 人口及び世帯数は、平成27年度末現在の住民基本台帳人口を使用している。
 2 ごみ焼却に要した放射能対策費の事業補助金及び放射能対策費弁償金については、受け入れた会計年度の原価に反映している。
 3 原価の計算方法は、全国都市清掃会議作成の「廃棄物処理事業原価計算の手引」に準拠している。

イ．旧柏地域のごみ処理原価

（単位：円）

区分	収集部門		処理部門		
	可燃ごみ・プラスチック	資源品	可燃ごみ	資源品	プラスチック
人件費	650,263,906	2,973,826	81,146,079	2,858,495	1,062,973
減価償却費	45,008,357	0	364,559,217	65,412,882	0
委託費	236,921,778	341,957,180	2,346,152,092	306,751,691	263,848,624
その他の経費	62,415,517	0	117,424,905	110,233,137	1,120
諸収入	△ 23,343,892	0	△ 448,749,974	△ 328,414,716	△ 6,584,739
部門原価	971,265,666	344,931,006	2,460,532,319	156,841,489	258,327,978
	1,316,196,672		2,875,701,785		
収集・処理量(t)	58,098	19,648	91,833	19,979	5,400
	77,746		117,212		
1 t 当たり部門原価	16,718	17,556	26,794	7,850	47,839
	16,929		24,534		
総原価	4,191,898,458				
総処理量(t)	117,212				
1 t 当たり総原価	35,763				
市民一人当たり原価	11,611				
1 世帯当たり原価	26,031				

- 注1 可燃ごみには、不燃ごみ・粗大ごみの収集・処理原価を含む。
 2 人口及び世帯数は、平成28年度末現在の住民基本台帳人口を使用している。

① 1 t 当たり部門原価の推移 (可燃ごみ・プラスチック) (単位: 円)

年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
収集原価	16,624	15,785	16,340	16,145	14,303	14,930	16,094	15,864	16,147	16,718
処理原価	27,027	28,046	28,797	25,538	23,813	20,734	26,261	30,705	26,016	26,794

注 処理原価には、プラスチックの処理原価を含まない。

② 1 t 当たり部門原価の推移 (資源品・プラスチック) (単位: 円)

年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	
資源品	収集原価	13,288 (16,252)	14,103 (17,065)	14,993 (20,922)	15,094 (18,055)	14,405 (17,366)	14,769 (17,730)	15,094 (18,062)	16,103 (19,071)	16,711 (19,678)	17,556 (20,518)
	処理原価	9,910	12,406	18,012	9,214	7,259	9,190	5,394	3,366	5,848	7,850
	町会等報償金	80,638,560	75,045,540	70,008,150	68,566,770	70,405,620	66,942,420	64,835,460	62,320,920	60,692,460	58,204,860
	資源品等売却代	483,926,035	410,173,081	184,078,107	295,573,808	300,608,400	252,912,918	348,490,154	380,539,254	343,434,550	303,095,219
プラスチック処理原価	62,409	66,456	55,050	48,382	45,026	47,518	48,814	46,148	44,402	47,839	

注1 () 内は町会等報償金を含んでいる。

- プラスチックについては、平成13年度に柏市廃棄物処理業協業組合のプラスチック圧縮保管施設が稼動したため、プラスチック製容器包装材に容器包装リサイクル法を適用している。
- 資源品処理原価については、柏市リサイクルプラザの稼動に伴い、平成14年度から施設関係経費を含んでいる。

ウ. 旧沼南地域のごみ収集処理原価

(単位: 円)

区分	収集部門		処理部門	
	可燃ごみ	不燃ごみ等	可燃ごみ	不燃ごみ等
人件費	0	0	23,343,910	0
減価償却費	0	0	38,996,745	0
委託費	64,834,560	107,982,720	134,631,503	153,398,327
その他の経費	0	0	193,334,272	3,290,653
諸収入	0	0	△ 2,027,070	△ 14,084,533
部門原価	64,834,560	107,982,720	388,279,360	142,604,447
	172,817,280		530,883,807	
収集・処理量(t)	7,569	3,760	13,414	4,133
	11,329		17,547	
1 t 当たり部門原価	8,566	28,719	28,946	34,504
	15,254		30,255	
総原価	703,701,087			
総処理量(t)	17,547			
1 t 当たり総原価	40,104			
市民一人当たり原価	13,373			
1 世帯当たり原価	31,950			

- 可燃ごみの処理原価については、共同処理のため、柏市(旧沼南地域)及び鎌ヶ谷市の合計の額から負担金按分率を用いて算定したものである。
- 不燃ごみ等には、プラスチック、粗大ごみ、資源ごみ、危険・有害物、ペットボトルの原価を含む。
- 平成18年度より減価償却費(定額制)を用いて算定。

[参考]

① 1 t 当たり部門原価の推移 (可燃ごみ) (単位: 円)

年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
収集原価	8,147	8,221	8,463	8,455	8,276	8,326	8,374	8,515	8,540	8,566
処理原価	26,706	26,935	28,541	30,696	33,213	34,259	36,797	46,949	57,051	28,946

② 1 t 当たり部門原価の推移 (不燃ごみ等)

年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
収集原価	23,594	24,220	25,141	25,093	25,099	25,815	25,880	27,407	27,474	28,719
処理原価	28,538	26,703	26,707	28,805	32,294	33,116	34,350	35,360	34,242	34,504
参考	資源品等売却代	15,726,511	16,555,368	19,397,630	26,508,742	24,425,302	20,301,213	16,103,705	19,099,182	14,084,533

(2) し尿処理

ア. 平成28年度し尿処理原価（柏市全域）

（単位：円）

	収集部門	処理部門
人件費	8,801,923	31,161,943
減価償却費	0	136,313,197
その他の経費	75,881,448	435,854,691
諸収入	0	△ 2,029,412
部門原価	84,683,371	601,300,419
収集・処理量 (k1)	3,571	47,698
1 k 1 当たり部門原価	23,714	12,606
総原価	685,983,790	
総処理量 (k1)	47,698	
1 k 1 当たり総原価	14,382	

イ. 旧柏地域のし尿処理原価

（単位：円）

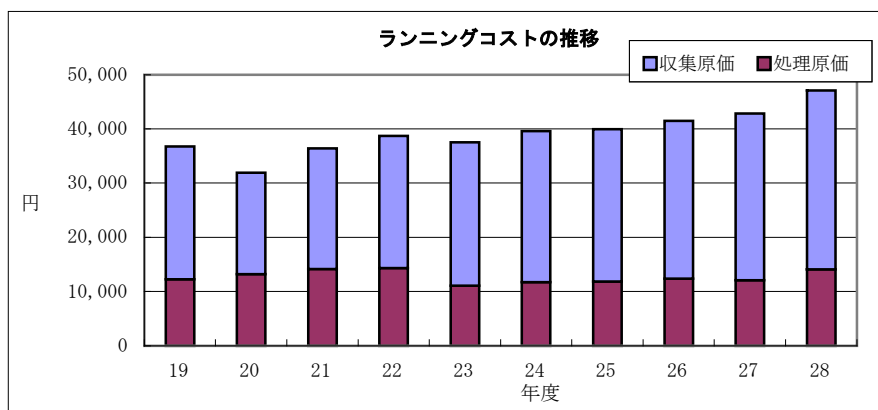
	収集部門	処理部門
人件費	8,801,923	8,571,365
減価償却費	0	53,927,859
その他の経費	52,920,000	172,796,139
諸収入	0	△ 1,630,532
部門原価	61,721,923	233,664,831
収集・処理量 (k1)	1,870	16,580
1 k 1 当たり部門原価	33,006	14,093
総原価	295,386,754	
総処理量 (k1)	16,580	
1 k 1 当たり総原価	17,816	

[参考] 旧柏地域の1 k 1 当たり部門原価の推移

（単位：円）

年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
収集	24,472	18,722	22,264	24,368	26,419	27,846	28,128	29,059	30,729	33,006
処理	12,251	13,218	14,145	14,349	11,095	11,763	11,832	12,387	12,102	14,093

注 し尿処理量は、減少の傾向にあるものの汲み取り対象世帯が点在化しているため、収集効率が低下している。



ウ. 旧沼南地域のし尿処理原価

(単位：円)

	収集部門	処理部門
人件費	—	22,590,578
減価償却費	—	82,385,338
その他の経費	22,961,448	263,058,552
諸収入	0	△ 398,880
部門原価	22,961,448	367,635,588
収集・処理量 (k1)	1,701	31,118
1 k 1 当たり部門原価	13,499	11,814
総原価	390,597,036	
総処理量 (k1)	31,118	
1 k 1 当たり総原価	12,552	

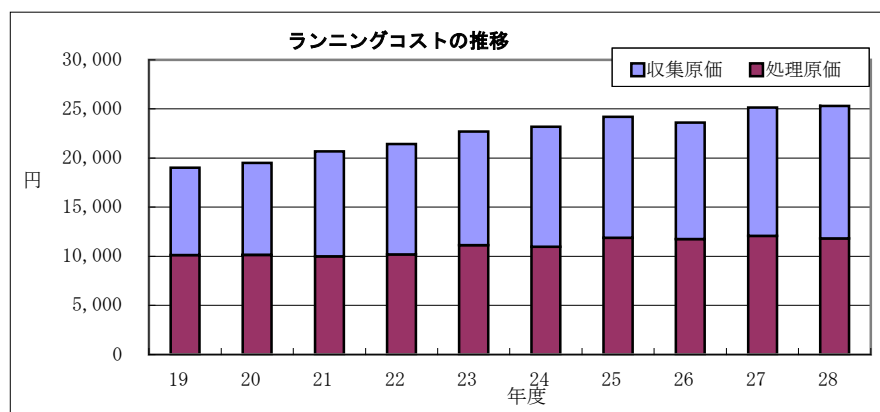
注 平成18年度分から減価償却費（定額制）を用いて算定。

[参考] 旧沼南地域の1 k 1 当たり部門原価の推移

(単位：円)

年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
収集	8,912	9,347	10,664	11,222	11,540	12,217	12,325	11,849	13,053	13,499
処理	10,123	10,161	9,999	10,200	11,152	10,960	11,890	11,774	12,069	11,814

注 し尿処理量は、減少の傾向にあるものの汲み取り対象世帯が点在化しているため、収集効率が低下している。



I 部

(旧柏地域)

第1章

ごみ処理事業

1 ごみの分別方法及び処理方法

平成28年4月1日現在

(旧柏地域)

	資源品	可燃ごみ	容器包装プラスチック類	草木ごみ	不燃ごみ	有害ごみ	粗大ごみ
ごみの種類	古紙類(新聞紙, 段ボール, 雑誌・ざつ紙) 紙パック類 古着・古布類 PET ボトル 空ビン類 空カン類 金属類	台所ごみ 紙くず ビデオテープ類	プラスチック製容器包装材料	木の枝・草	一辺 1.2m未満の小型家具類 皮革製品 ガラス・陶磁器類 容器包装以外のプラスチック製品	乾電池 水銀体温計 蛍光管 ライター	ベッド, 学習机, ソファ, 一辺 1.2m以上の家具類 布団
収集容器	カン, ビン, PET ボトルは市指定の回収袋 他は指定なし	指定袋(赤色)	指定袋(黄色)	ひもで束ねる(枝) 中身の見える袋(草・葉)	中身の見えるビニール袋 (入らないものはそのまま)	中身の見えるビニール袋	—
収集回数	月2回	週2回	週1回	月2回	月2回	月2回	申込み制
収集方法	ステーション方式						戸別収集
収集の対象	一般家庭						
収集形態	委託(民間事業者)	直営/ 委託(民間事業者)		直営	委託(民間事業者)		委託(民間事業者)
処理方法	再生資源化(容器包装リサイクル法に基づく指定法人への再商品化委託または売却)	焼却処理(焼却灰は最終処分)	再生資源化(容器包装リサイクル法に基づく指定法人への再商品化委託)	焼却処理又は最終処分(焼却灰は最終処分)	破砕処理(破砕残渣は焼却, 磁性物は資源化)	再生処理	不燃ごみと同様(状態のよい一部の家具は売却)
処理施設	柏市リサイクルプラザ	柏市清掃工場 / 柏市第二清掃工場	プラスチック圧縮保管施設	柏市清掃工場 / 柏市第二清掃工場 / 民間施設(委託処理)	柏市清掃工場粗大ごみ処理施設	民間施設(委託処理)	柏市清掃工場粗大ごみ処理施設 / 柏市リサイクルプラザ(リボン館)

2 ごみ量

(1) 平成27・28年度ごみ量の増減

(単位:t)

区分	年度		27年度	28年度	増減	備考
		人口(人)・(Z) (※年度末住基人口)		357,576	361,036	3,460
家庭系ごみ	可燃系	可燃ごみ	46,305	47,376	1,071	
		不燃ごみ	7,522	7,126	▲ 396	
		粗大ごみ	489	480	▲ 9	
		小計(A)	54,316	54,982	666	
		市民一人一日当たり(g) (A)/(Z)/暦日	415	417	2	
	資源化	容器包装プラスチック類	5,423	5,274	▲ 149	
		資源品	20,455	19,645	▲ 810	
		使用済み小型家電	4	3	▲ 1	
		小計(B)	25,882	24,922	▲ 960	
	合計(C) (A) + (B)		80,198	79,904	▲ 294	
市民一人一日当たり(g) (C)/(Z)/暦日		613	606	▲ 6		
事業系ごみ	可燃系	可燃ごみ	32,649	34,582	1,933	
		不燃ごみ	440	523	83	
		粗大ごみ	142	172	30	
		事業系プラスチック	57	60	3	
		小計(D)	33,288	35,337	2,049	
	資源化	事業系プラスチック	68	64	▲ 4	
		小計(E)	68	64	▲ 4	
		合計(F) (D) + (E)	33,356	35,401	2,045	
計	資源化	資源品総量(G) (B) + (E)	25,950	24,986	▲ 964	
		日平均排出量 (G)/暦日	71	68	▲ 2	
		市民一人一日当たり(g) (G)/(Z)/暦日	198	190	▲ 9	
	総ごみ量	総ごみ量(H) (C) + (F)	113,554	115,305	1,751	
		日平均排出量 (H)/暦日	310	316	5	
		市民一人一日当たり(g) (H)/(Z)/暦日	868	875	7	

注 平成27年度の暦日は、うるう年の2月を含むため、366日としている。

(2) ごみ量の推移

ア. 家庭系ごみ量の推移

(単位:t)

年度	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	小計	プラスチック	資源品	小計	総計
19	50,749	6,190	496	57,435	5,882	27,206	33,088	90,523
20	51,303	6,060	495	57,858	5,572	25,335	30,907	88,765
21	51,151	5,997	446	57,594	5,538	23,647	29,185	86,779
22	50,770	6,447	438	57,655	5,402	23,155	28,557	86,212
23	52,710	7,051	490	60,251	5,337	23,770	29,107	89,358
24	51,211	6,913	459	58,583	5,342	22,611	27,953	86,536
25	51,789	7,187	472	59,448	5,335	21,846	27,181	86,629
26	49,653	7,045	453	57,151	5,206	21,002	26,208	83,359
27	46,305	7,522	489	54,316	5,423	20,459	25,882	80,198
28	47,376	7,126	480	54,982	5,274	19,648	24,922	79,904

注1 粗大ごみは、平成8年10月から有料化となり、搬入量を記録している。

2 プラスチックについては、平成7年度から分別を開始し、平成12年度から容器包装リサイクル法を適用し、本格的に資源化を開始した。

イ. 事業系ごみ量の推移

(単位:t)

家庭系+事業系 (単位:t)

年度	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	小計	プラスチック	小計	総計	ごみ量	資源品量	総量
19	32,462	616	382	33,460	296	296	33,756	90,895	33,384	124,279
20	31,052	482	440	31,974	253	253	32,227	89,832	31,160	120,992
21	29,911	532	236	30,679	235	235	30,914	88,273	29,420	117,693
22	28,564	399	198	29,161	204	204	29,365	86,816	28,761	115,577
23	28,599	360	216	29,175	197	197	29,372	89,426	29,304	118,730
24	29,731	470	203	30,404	195	195	30,599	88,987	28,148	117,135
25	30,755	467	172	31,394	167	167	31,561	90,842	27,348	118,190
26	31,380	436	155	31,971	149	149	32,120	89,122	26,357	115,479
27	32,649	440	142	33,231	125	125	33,356	87,604	25,950	113,554
28	34,582	523	172	35,277	124	124	35,401	90,319	24,986	115,305

注1 不法投棄ごみは、平成25年度は家庭系不燃ごみに、平成26年度以降は家庭系可燃ごみ・家庭系不燃ごみ・家庭系粗大ごみに含んでいる。

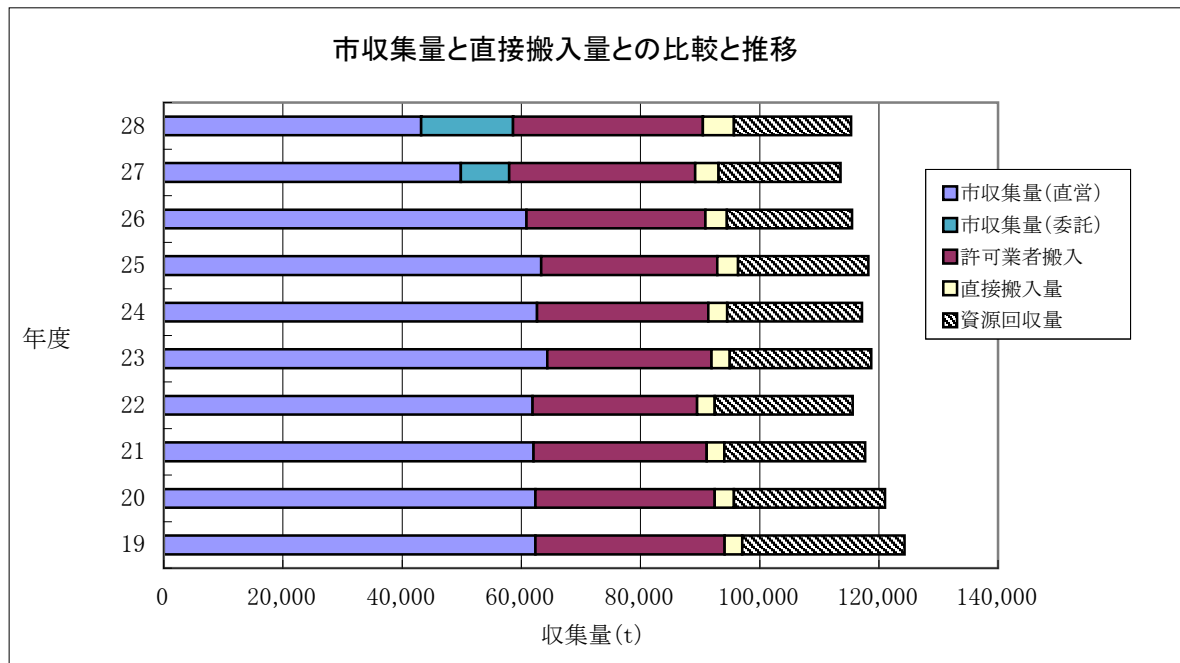
3 ごみの収集・直接搬入

(1) 収集量の推移

(単位:t)

年度	市収集量(直営)	市収集量(委託)	許可業者搬入	直接搬入量	資源回収量	総量
19	62,331	0	31,756	2,986	27,206	124,279
20	62,378	0	30,048	3,231	25,335	120,992
21	62,020	0	29,046	2,980	23,647	117,693
22	61,899	0	27,568	2,955	23,155	115,577
23	64,357	0	27,534	3,069	23,770	118,730
24	62,594	0	28,748	3,182	22,611	117,135
25	63,324	0	29,540	3,480	21,846	118,190
26	60,870	0	30,013	3,594	21,002	115,479
27	49,857	8,118	31,206	3,914	20,459	113,554
28	43,186	15,390	31,862	5,219	19,648	115,305

注1 平成27年10月から、家庭ごみ収集の一部委託化を行ったため、「市収集量(委託)」の区分を新設した。



(2) 市収集量及び直接搬入量の実績と推移

ア. 年度別推移

年度	人口(Y) (各年度末現在)	市収集量 (直営+委託)							可燃 ごみ	不燃 ごみ
		可燃 ごみ	不燃 ごみ	粗大 ごみ	プラス チック	計	収集 日数	収集 日量		
19	336,929	50,127	5,826	496	5,882	62,331	261	239	33,083	980
20	340,411	50,589	5,722	495	5,572	62,378	261	239	31,766	820
21	343,422	50,372	5,664	446	5,538	62,020	259	239	30,690	865
22	345,512	49,985	6,075	438	5,401	61,899	261	237	29,349	771
23	344,648	52,055	6,475	490	5,337	64,357	261	247	29,253	937
24	350,200	50,506	6,287	459	5,342	62,594	245	255	30,436	1,096
25	352,296	50,955	6,563	471	5,335	63,324	279	227	31,589	1,091
26	354,511	48,780	6,431	453	5,206	60,870	258	236	32,253	1,050
27	357,576	45,295	6,769	489	5,423	57,975	260	223	33,660	1,193
28	361,036	46,442	6,380	480	5,274	58,576	259	226	35,516	1,269

注1 平成19, 23, 27年度の日平均排出量は、366日(うるう年)で算出している。

2 数値の端数は四捨五入しているため、合計が合わない部分がある。

3 平成13年度から事業系ごみのプラスチック分別を始めた。

4 平成26年11月から平成27年3月まで、使用済み小型家電の回収を国の実証事業として実施した。

イ. 平成28年度月別

月	人口(Y) (各月末現在)	市収集量 (直営+委託)							可燃 ごみ	不燃 ごみ
		可燃 ごみ	不燃 ごみ	粗大 ごみ	プラス チック	計	収集 日数	収集 日量		
4	358,203	3,727	607	43	413	4,790	21	228	2,826	123
5	358,543	4,155	646	46	424	5,272	22	240	2,945	134
6	358,787	3,674	533	37	505	4,749	22	216	2,989	110
7	358,989	3,818	494	39	409	4,760	21	227	3,084	99
8	359,184	4,142	492	41	512	5,187	23	226	3,133	103
9	359,395	4,017	504	38	405	4,964	22	226	3,033	90
10	359,711	3,942	600	41	395	4,978	21	237	3,060	107
11	359,845	3,770	512	41	489	4,812	22	219	2,838	85
12	359,972	4,279	667	41	427	5,414	22	246	3,099	132
1	360,065	3,917	452	35	422	4,826	20	241	2,887	85
2	360,109	3,255	426	31	381	4,093	20	205	2,653	84
3	361,036	3,746	447	47	492	4,732	23	206	2,969	117
計	—	46,442	6,380	480	5,274	58,576	259	226	35,516	1,269

注1 数値の端数は四捨五入しているため、合計が合わない部分がある。

(単位:t) (単位:g)

直接搬入量 (許可業者+直接搬入)					資源品 収集量 (資源組合)	小型家電 回収量	総量 (X)	日平均 排出量 (B) X/暦日	一人当たり 排出量 X/Y/暦日
粗大 ごみ	プラス チック	計	搬入 日数	搬入 日量					
383	296	34,742	308	113	27,206	0	124,279	340	1,008
440	253	33,279	308	108	25,335	0	120,992	331	974
236	235	32,026	293	109	23,647	0	117,693	322	939
198	205	30,524	293	104	23,155	0	115,577	317	916
216	197	30,603	295	104	23,770	0	118,730	324	941
203	195	31,930	295	108	22,611	0	117,135	321	916
172	168	33,020	309	107	21,846	0	118,190	324	919
155	149	33,607	307	110	21,000	2	115,479	316	892
142	126	35,120	308	114	20,455	4	113,554	310	868
172	124	37,081	308	120	19,645	3	115,305	316	875

(単位:t) (単位:g)

直接搬入量 (許可業者+直接搬入)					資源品 収集量 (資源組合)	小型家電 回収量	総量 (X)	日平均 排出量 (B) X/暦日	一人当たり 排出量 X/Y/暦日
粗大 ごみ	プラス チック	計	搬入 日数	搬入 日量					
15	12	2,976	26	114	1,895	0	9,662	322	899
14	11	3,104	26	119	1,760	0	10,136	327	912
15	12	3,125	26	120	1,611	0	9,486	316	881
12	12	3,207	26	123	1,641	0	9,608	310	863
15	9	3,261	27	121	1,511	0	9,959	321	894
15	12	3,150	26	121	1,604	0	9,718	324	901
10	10	3,187	26	123	1,717	0	9,882	319	886
14	9	2,946	25	118	1,491	0	9,250	308	857
16	10	3,257	26	125	2,014	0	10,685	345	958
12	8	2,992	24	125	1,532	0	9,350	302	838
14	8	2,759	23	120	1,422	0	8,274	295	821
20	11	3,117	27	115	1,447	0	9,296	300	831
172	124	37,081	308	120	19,645	3	115,305	316	875

(3) 平成28年度粗大ごみ品目別集計表

ア. 家具類

(単位：件、個)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
受付件数	755	732	668	724	735	713	731	702	735	730	533	816	8,574
ソファーベッド	10	18	21	20	25	18	17	23	25	26	17	20	240
ベッド	114	99	83	90	118	96	87	102	95	77	66	125	1,152
ベッド枠のみ	13	19	15	15	15	18	17	16	17	26	14	29	214
スプリング入り マットレス	73	66	77	84	99	84	92	77	102	63	66	85	968
ソファー	214	180	176	216	191	215	210	170	235	199	176	218	2,400
食器戸棚	57	47	46	43	40	56	36	59	49	38	41	57	569
タンス	123	129	107	94	112	96	135	143	126	104	85	119	1,373
本棚	48	55	50	35	30	27	45	36	50	31	32	51	490
下駄箱	11	10	4	10	3	4	3	15	6	9	7	7	89
机	70	66	42	57	47	44	45	39	36	54	35	74	609
座卓	14	20	21	16	12	9	18	21	16	10	23	6	186
サイドボード	12	19	8	9	16	12	12	20	14	12	9	7	150
テーブル	30	30	21	27	19	28	27	26	25	16	27	41	317
エレクトーン	5	3	11	11	3	6	8	5	3	5	5	4	69
物干し台	4	7	2	7	8	6	3	2	4	2	1	5	51
浴槽													0
ライティング デスク	3	6	2	5	3	4	3	6	5	7	3	8	55
マッサージ椅子	12	20	16	19	17	18	19	27	22	17	10	16	213
オーディオ ラック	4	0	2	1	3	1	1	1	1	1	3	0	18
その他	192	225	196	220	227	219	212	216	239	207	158	245	2,556
計(点数)	1,764	1,751	1,568	1,703	1,723	1,674	1,721	1,706	1,805	1,634	1,311	1,933	20,293

イ. 布団類

(単位：件、個)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
受付件数	340	460	450	408	381	310	475	418	425	357	203	245	4,472
布団(枚数)	1,175	1,474	1,371	1,287	1,300	1,075	1,455	1,313	1,319	1,031	732	963	14,495
座布団(枚数)	207	344	288	291	274	271	310	309	256	146	175	156	3,027

ウ. 収集件数

(単位：件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
収集件数	1,030	1,114	1,054	1,068	1,030	970	1,140	1,048	1,100	1,022	699	997	12,272

注 品目別の件数は当該月内の回収件数で、申込み件数とは異なる。

(4) 平成28年度月別焼却対象物搬入量

ア. 北部クリーンセンター

(単位:kg)

月	可燃ごみ	不燃・粗大 破砕物	し尿汚泥	プラ残渣	資源残渣	その他	災害 対応	計
4月	4,001,550	777,890	89,320	62,410	19,880	51,490	0	5,002,540
5月	4,345,110	782,690	44,730	60,270	18,760	62,030	0	5,313,590
6月	4,197,540	657,320	102,160	56,040	20,710	53,480	0	5,087,250
7月	4,228,440	615,680	43,520	59,880	21,300	52,500	0	5,021,320
8月	4,324,640	629,700	51,860	60,310	17,230	66,690	0	5,150,430
9月	4,178,720	598,540	42,500	61,220	24,550	55,980	0	4,961,510
10月	4,115,750	716,980	42,890	51,880	18,030	57,380	0	5,002,910
11月	3,947,720	610,880	42,440	47,720	20,830	63,340	0	4,732,930
12月	4,334,130	793,350	43,050	58,490	23,030	52,840	0	5,304,890
1月	4,074,190	563,270	32,160	52,410	13,930	45,390	0	4,781,350
2月	3,555,630	540,130	51,420	42,370	12,690	41,490	0	4,243,730
3月	4,031,610	566,540	99,550	50,040	17,480	35,940	0	4,801,160
計	49,335,030	7,852,970	685,600	663,040	228,420	638,550	0	59,403,610

イ. 南部クリーンセンター

(単位:kg)

月	可燃ごみ	粗大	し尿汚泥	プラ残渣	資源残渣	その他	災害 対応	計
4月	2,548,300	4,200	0	0	0	0	0	2,552,500
5月	2,752,670	3,780	0	0	0	0	0	2,756,450
6月	2,460,940	4,010	0	0	0	0	0	2,464,950
7月	2,667,000	2,890	0	0	0	0	0	2,669,890
8月	2,945,390	3,650	0	0	0	0	0	2,949,040
9月	2,864,350	3,490	0	0	0	0	0	2,867,840
10月	2,880,730	3,990	0	0	0	0	0	2,884,720
11月	2,653,990	4,480	0	0	0	0	0	2,658,470
12月	3,036,510	3,460	0	0	0	0	0	3,039,970
1月	2,724,910	2,240	0	0	0	0	0	2,727,150
2月	2,348,030	2,000	0	0	0	0	0	2,350,030
3月	2,678,070	2,960	0	0	0	0	0	2,681,030
計	32,560,890	41,150	0	0	0	0	0	32,602,040

注1 「可燃ごみ」には、他自治体との相互協定により受け入れた分を含むため、旧柏地域のごみ排出量とは一致しない。

(5) 焼却対象物搬入量の実績と推移

(単位:t)

年度	南北クリーンセンター搬入量			
	可燃ごみ	不燃・粗大破碎物等	し尿汚泥	残渣・災害対応等
19	83,210	7,550	1,227	1,306
20	82,355	7,547	1,090	1,435
21	81,062	7,638	1,007	2,045
22	79,334	7,773	954	1,279
23	81,308	8,081	823	1,547
24	80,942	7,970	838	1,434
25	80,532	7,850	867	1,396
26	78,828	7,952	830	1,396
27	78,941	8,206	813	1,365
28	81,896	7,894	686	1,530

4 ごみの処理

(1) 平成28年度月別焼却処理日量

(単位：t, 日, t/日)

ア. 北部クリーンセンター

月	搬入量	焼却量	稼働日数	日量
4月	5,003	4,851	28	173
5月	5,314	5,774	31	186
6月	5,087	4,805	28	172
7月	5,021	5,783	31	187
8月	5,150	5,352	31	173
9月	4,962	5,145	29	177
10月	5,003	4,906	30	164
11月	4,733	5,170	28	185
12月	5,305	5,410	28	193
1月	4,781	5,027	27	186
2月	4,244	4,313	27	160
3月	4,801	4,755	29	164
計			347	177
(暦日)	59,404	61,291	365	168

イ. 南部クリーンセンター

月	搬入量	焼却量	稼働日数	日量
4月	2,553	5	1	5
5月	2,756	4,265	21	203
6月	2,465	2,311	11	-
7月	2,670	1,397	12	116
8月	2,949	3,794	31	122
9月	2,868	3,218	30	107
10月	2,885	3,112	31	100
11月	2,658	2,909	30	97
12月	3,040	1,444	15	96
1月	2,727	870	9	97
2月	2,350	2,852	28	102
3月	2,681	3,643	31	117
計			250	119
(暦日)	32,602	29,820	365	82

注1 搬入量は焼却のため各クリーンセンターに搬入した量、焼却量はごみホッパへ投入した量を集計している。

2 数値の端数は四捨五入しているため、合計が合わない部分がある。

(2) 破砕処理の実績と推移

(単位：t)

年度	破砕処理施設処理量	内 訳	
		破砕物	磁性物
19	8,565	7,508	1,057
20	8,617	7,502	1,115
21	8,736	7,601	1,135
22	8,683	7,715	968
23	9,007	8,030	977
24	8,928	7,934	994
25	8,807	7,807	1,000
26	8,827	7,913	914
27	9,026	8,163	863
28	8,545	7,853	692

注 平成12年度以降の破砕処理施設処理量は、防火・防塵対策用の注水量を含んでいる。

(3) 最終処分場への搬入実績と推移

(単位：t)

年度	市搬入		
	北部クリーンセンター	南部クリーンセンター	合計
	焼却灰	溶融飛灰固化物	
19	5,811	461	6,272
20	5,808	375	6,183
21	6,146	397	6,543
22	5,599	306	5,905
23	1,791	23	1,814
24	0	0	0
25	0	0	0
26	0	0	0
27	0	0	0
28	0	0	0

注1 平成23年度末で柏市最終処分場の使用期限満了。

5 ごみの組成

(1) 北部クリーンセンター 可燃ごみの組成 (単位：%)

		27年度 (4回の平均)	28年度				
			28.5.17 実施	28.8.2 実施	28.11.22 実施	29.2.16 実施	平均
可燃性	紙・布類	41.77	33.10	25.90	46.20	31.90	34.28
	台所ごみ類	10.04	8.30	11.30	3.70	7.40	7.68
	木・竹・わら類	13.08	11.00	26.60	8.50	2.50	12.15
	ビニール・プラスチック類	22.54	38.50	26.60	32.50	45.70	35.83
	ゴム・皮革類	3.23	0.10	0.00	2.20	1.40	0.93
	小計	90.64	91.00	90.40	93.10	88.90	90.85
不燃性	金属類	1.82	4.30	0.00	0.00	0.20	1.13
	ガラス・陶器類	1.23	0.90	0.00	0.00	0.00	0.23
	石・コンクリート	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	小計	3.05	5.20	0.00	0.00	0.20	1.35
その他		6.31	3.80	9.60	6.90	10.90	7.80
合計		100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

注 1 清掃工場内可燃ピット（上，中，下層の3層）で、家庭系・事業系を合わせた焼却ごみから採取している。

2 数値の端数は四捨五入しているため、合計が合わない部分がある。

(2) 南部クリーンセンター 可燃ごみの組成 (単位：%)

		27年度 (4回の平均)	28年度				
			28.6.1 実施	28.9.23 実施	28.12.5 実施	29.3.10 実施	平均
可燃性	紙・布類	56.95	60.80	70.50	45.90	45.00	55.55
	ビニール・合成樹脂・ゴム ・皮革	25.83	27.00	16.20	27.20	27.80	24.55
	木・わら・竹	2.55	2.00	4.20	5.90	12.30	6.10
	厨芥類	10.25	8.90	5.00	17.60	12.10	10.90
	不燃物	2.58	0.70	2.20	2.00	1.90	1.70
	その他	1.85	0.60	1.90	1.40	0.90	1.20
合計		100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	99.99

注 数値の端数は四捨五入しているため、合計が合わない部分がある。

6 不法投棄

(1) 不法投棄の処理状況

年度		19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
総処理件数(件)		1,112	1,502	1,095	1,278	354	248	334	297	259	244
内訳	市処理件数(件)	1,104	1,497	1,090	1,271	348	244	328	293	254	231
	委託処理件数 (車両)(台)	5	1	1	3	2	0	2	0	0	8
	委託処理件数 (廃棄物)(件)	3	4	4	4	4	4	4	4	5	5
総処理量(t)		62	154	147	158	48	42	43	32	29	26
内訳	市処理量(t)	46	134	124	136	29	21	24	18	16	17
	委託処理量(t)	16	20	23	22	19	21	19	14	13	9

- 注1 総処理件数には、車両処理台数が含まれる。
 2 平成20年度から、数値に旧沼南地域分を含んでいる。
 3 平成23年度より、市処理件数・市処理量の集計方法を改めたため減少している。

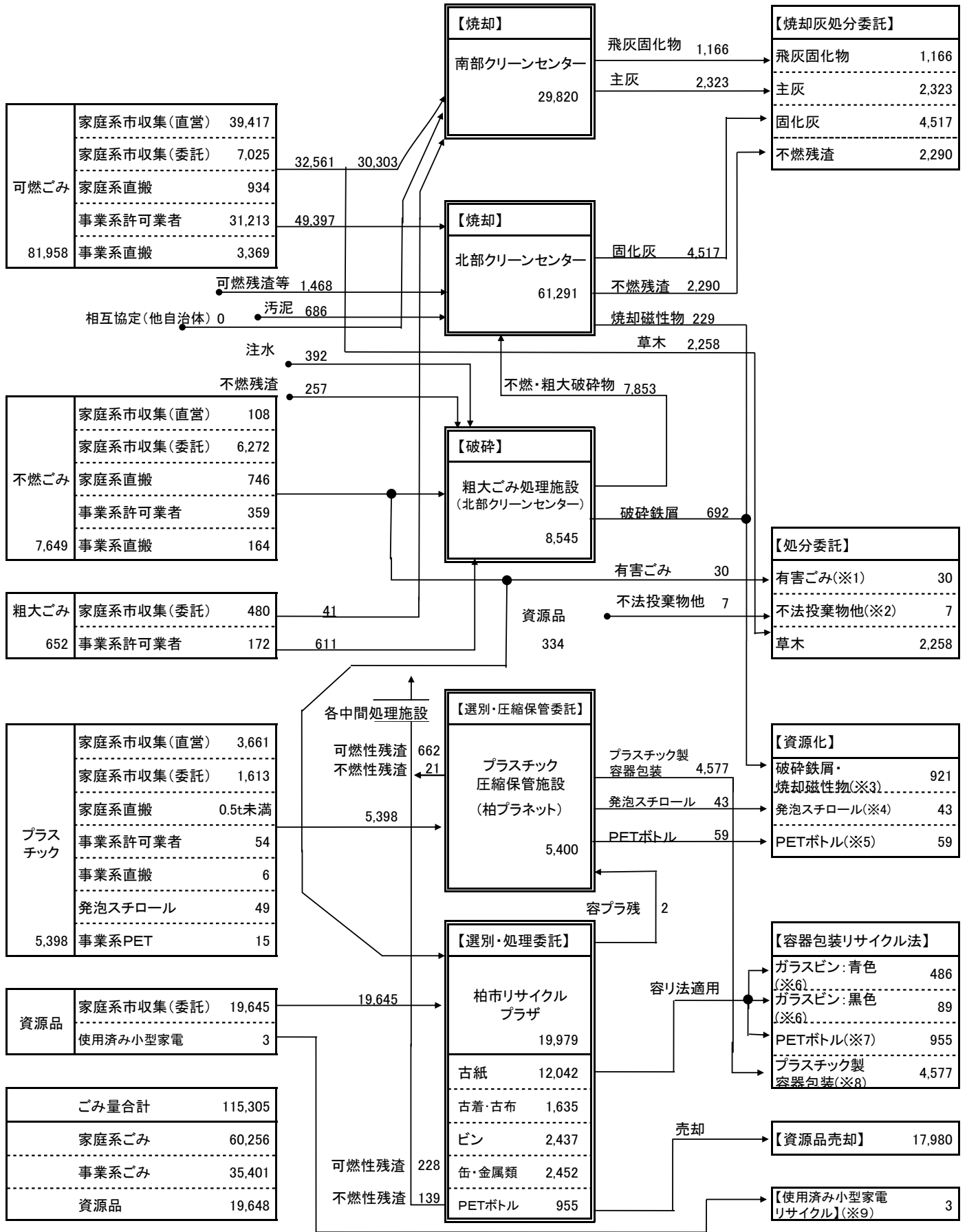
(2) 不法投棄の通報件数

年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
環境美化推進員	379	193	151	152	78	41	43	21	5	6
市民	647	1,219	909	1,053	237	186	268	198	216	149
市職員	78	85	30	66	33	17	17	74	33	76
計	1,104	1,497	1,090	1,271	348	244	328	293	254	231

- 注1 平成19年度から「環境美化推進員」を「柏市美化サポーター」と改め、平成29年3月31日現在45名で構成されている。
 2 平成20年度から、数値に旧沼南地域分を含んでいる。
 3 平成23年度より、通報件数の集計方法を改めたため減少している。

7 旧柏地域ごみ処理の流れ

(単位:t)



注 数値の端数は四捨五入しているため、合計が合わないことがある。

注 柏プラネット及び柏市リサイクルプラザにおいては、搬入物のうち年度内に処理しきれない部分が生じるため、搬出量と搬入量に差異が生じる。

(単位：t)

No.	処理先（委託先等）	処理量	処理方法
※1	(北海道北見市) 野村興産(株)	30	重金属類を資源化処理
※2	→(茨城県ひたちなか市)(株)カツタ	7	焼却
	→(千葉県市川市)(株)市川環境エンジニアリング	3	再生原料へ資源化
※3	(柏市) 柏市再生資源事業協業組合	922	売却
※4	(柏市) 柏市廃棄物処理業協業組合	43	売却
※5	(柏市) 柏市廃棄物処理業協業組合	59	売却
※6	(公財) 日本容器包装リサイクル協会	575	再生砂化
	→(茨城県龍ヶ崎市) 硝和ガラス(株)		
※7	(公財) 日本容器包装リサイクル協会ルート	955	プラスチック原料化
	→(茨城県神栖市) オール・ウェイスト・リサイクル(株)		
※8	(公財) 日本容器包装リサイクル協会	2,528	ガス原料化
	→(神奈川県川崎市) 昭和電工(株)		
	→(千葉県松戸市) (株)バース・ヴィジョン		
※9	(千葉県横芝光町) 丸源起業(株)	4	再生原料へ資源化

(注)放射性物質を含む焼却灰及び草木の処理については、平成23年度から本書発行時点に至っても、引き続き緊急的かつ臨時的な措置を講じている状況にあります。また、今後ごみの適正処理を継続させるため、これらの廃棄物の処分の委託先については掲載しておりません。

I 部

(旧柏地域)

第2章

減量・資源化

1 ごみ減量啓発事業

(1) ゴミゼロ運動の実績

(単位：人， t)

年 度		19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
参 加 人 員	ボランティア団体	1,620	1,860	2,255	1,829	1,097	1,075	2,190	2,217	2,193	2,502
	一般参加者	22,143	20,349	23,017	23,905	18,477	24,445	22,455	22,082	23,969	25,136
	市職員	321	355	383	374	386	456	495	451	582	633
	計	24,084	22,564	25,655	26,108	19,960	25,976	25,140	24,750	26,744	28,271
回 収 内 容	空き缶	2.0	1.9	2.2	1.8	1.5	1.6	1.7	1.9	1.7	1.6
	空き瓶	1.7	1.6	1.7	1.9	1.4	1.6	1.7	1.9	1.5	1.6
	PETボトル	0.5	0.6	0.6	0.5	0.5	0.6	0.8	0.7	0.6	0.6
	可燃ごみ	11.8	8.1	8.0	9.4	4.3	7.5	6.5	6.6	5.1	5.9
	不燃ごみ	7.5	7.2	7.6	7.5	3.1	4.8	6.0	6.5	3.5	3.3
	プラスチックごみ	0.4	0.3	0.3	0.3	0.2	0.3	0.3	0.4	0.3	0.3
	計	23.9	19.7	20.4	21.4	11.0	16.4	17.0	18.0	12.7	14.7

注 「ゴミゼロ運動」は、環境美化運動として昭和57年から「関東地方環境美化運動の日（5月30日前後の日曜日）」を中心に実施している。

(2) 清掃施設見学会の実績

年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
開催数	37	35	24	23	17	15	14	13	21	20

注 ごみ処理の現状を体験し、ごみ減量の重要性を認識してもらうために、市内の清掃施設（柏市リサイクルプラザ、柏プラネット、第2清掃工場等）を見学するもの。対象は市民。平成3年度から「ごみ体験ツアー」として実施しており、平成15年度から名称を「清掃施設見学会」に改めた。平成19年度からは柏市全域の実績を掲載している。

(3) ごみ減量説明会の実績

年度	開催数	説明会での主な内容
24	4	ごみの分別方法，資源化対応
25	9	ごみ減量の必要性と具体的手法，分別の方法
26	7	循環型社会と3R，ごみ減量の手法，分別の方法，不適切排出事例
27	3	循環型社会と3R，ごみ減量の手法，分別の方法，不適切排出事例
28	5	循環型社会と3R，ごみ減量の手法，分別の方法，不適切排出事例

注 町会，自治会や各種団体を対象に，ごみ減量，資源化について説明するもの。平成4年から実施している。

(4) 生ごみ処理容器の補助の推移

(単位：基、世帯、千円)

年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
コンポスト	41	38	44	49	42	41	43	27	38	19
EM菌等の微生物を利用した処理容器	67	84	57	37	67	39	38	28	30	21
機械式処理機	176	148	139	70	51	39	40	43	31	41
計	284	270	240	156	160	119	121	98	99	81
世帯数	252	233	215	135	131	103	96	86	84	71
補助金額	1,958	1,616	1,542	856	730	577	558	553	449	503

注1 累計は、補助制度が始まった平成2年度から27年度までのもの。

2 柏市全域の実績を掲載している。

3 生ごみ処理容器の補助内容は下表のとおり。

対象	生ごみ処理容器等
補助金の額	容器等1基につき、コンポスト・EM容器は購入価格の2分の1、機械式は購入価格の3分の1に相当する額とし、10,000円を限度とする。
対象となる容器の数	1世帯または1集会施設当たり、1年度につき2基を限度とする。ただし、機械式は、初回の購入を除き、購入日から5年を経過するごとに1基を限度とする。

※平成7年9月からEM菌等の微生物を利用したものや機械式の生ごみ処理機にも補助を拡大、平成8年4月には補助限度額を1基当たり30,000円に引き上げた。

※平成17年4月1日から機械式生ごみ処理機の補助率（3分の1に相当する額）と補助基準（5年度に1基が限度）を変更した。

※平成18年4月1日から上限額を10,000円に変更。補助総額を当初予算の範囲内とした。

(5) ごみ減量推進協議会の活動状況

年度	主な活動内容
14	①「柏市ごみ減量化行動計画」の見直し ②「一人1日100グラム減量」の推進 ③事業所ごみリサイクルセミナーの開催 ④ごみ減量広報紙「クルクルクリーンかしわ」発行（第19, 20号） ⑤買物袋を作成し、「買物袋持参キャンペーン」の実施 ⑥プラスチックごみ組成調査の実施 ⑦ステーションでの分別・資源化の推進
15	①「一人1日100グラム減量」の推進 ②ごみ減量広報紙「クルクルクリーンかしわ」発行（第21, 22号） ③買物袋を作成し、「買物袋持参キャンペーン」の実施 ④ステーションでの分別・資源化の推進
16	①「一人1日100グラム減量」の推進 ②ごみ減量広報紙「クルクルクリーンかしわ」発行（第23, 24号） ③ごみ出し変更説明会の開催 ④買物袋持参運動の推進
17	①「一人1日100グラム減量」の推進 ②ごみ減量広報紙「クルクルクリーンかしわ」発行（第25, 26号） ③「柏市ごみ減量化行動計画」の改訂 ④買物袋持参運動の実施 ⑤リサイクルフェアの協賛 ⑥組成調査への参加

18	①「一人1日100グラム減量」の推進 ②ごみ減量広報紙「クルクルクリーンかしわ」発行（第27、28号） ③買い物袋持参運動の実施（レジ袋削減アンケート） ④リサイクルフェアの協賛 ⑤ごみ組成調査への参加 ⑥Jリーグ3Rイベントへの参加
19	①「一人1日100グラム減量」の推進 ②ごみ減量広報紙「クルクルクリーンかしわ」発行（第29、30号） ③リサイクルフェアの協賛

注 平成28年4月1日現在、協議会は休止中。

(6) 環境（ごみ）学習の実績

年度	実 施 内 容
24	出前授業： 光ヶ丘小学校4年生（144名） 他 計 23校 計23回 2,188名
25	出前授業： 柏第三小学校4年生（141名） 他 計 23校 計23回 1,923名
26	出前授業： 柏第三小学校4年生（165名） 他 計 22校 計22回 1,893名
27	出前授業： 柏第四小学校4年生（128名） 計 21校 計21回 1,830名
28	出前授業： 柏第三小学校4年生（164名） 計 18校 計18回 1,679名

注 出前授業の内容は、小学校へ出向き、ごみ問題について、ゲーム等を通じ子供たちにわかりやすく説明するもの。

(7) リサイクルプラザリボン館事業

ア. リサイクル教室実施状況〔リサイクルプラザリボン館〕

年度	講 座 名	実施回数	延べ受講者数
24	古布で裂き織り, 包丁の研ぎ方, 自転車の直し方, 古着でぞうり作り, おもちゃ・家庭用品の直し方, 和服からベスト作り 等	129	1,012
25	古布で裂き織り, 包丁の研ぎ方, 自転車の直し方, 古着でぞうり作り, おもちゃ・家庭用品の直し方, 和服からベスト作り 等	121	945
26	古布で裂き織り, 包丁の研ぎ方, 自転車の直し方, 古着でぞうり作り, おもちゃ・家庭用品の直し方, 和服からベスト作り 等	104	762
27	古布で裂き織り, 包丁の研ぎ方, 自転車の直し方, 古着でぞうり作り, なんでも修理教室, 和服からロングベスト作り 等	100	793
28	古布で裂き織り, 包丁の研ぎ方, 自転車の直し方, 古着でぞうり作り, なんでも修理教室, 和服からロングベスト作り 等	98	763

イ. フリーマーケット

実施日	名 称	開催場所	来場者
5月15日	ミニフリーマーケット	リサイクルプラザリボン館 駐車場	380人
11月13日	ミニフリーマーケット	柏の葉小学校	570人

ウ. こどもエコ探検ツアー

実施日	見 学 先	対象者	参加者
8月4日	南部クリーンセンター, 第五・第六水源地他	市内小学3~6年生	21名

エ. リサイクル家具・自転車の販売

家 具			自 転 車		
展 示	申 込 者	購 入 者	展 示	申 込 者	購 入 者
135点	135名	49名	111点	1,653名	111名

オ. リサイクルプラザ施設利用状況

区 分	見学／視察			講座・講演会			合 計
	行 政	各種団体	一 般	受講者	講 師	運営委員等	
件 数	0	55	—	98	—	—	153
人 数	0	3,773	3,862	763	124	224	8,746

(8) リサイクルフェア

回	開催年月日・場所	参加者数	主 な 内 容
第14回 平成24年度	H24.10.14(日) 柏市リサイクル プラザ	700名	フリーマーケット(室内), 自転車が当たるエコクイズ, 3R体験コーナー(ふろしきの使い方講座・紙すきではがき作り等), 模擬店 等
第15回 平成25年度	H25.10.6(日) 柏市リサイクル プラザ	800名	フリーマーケット(室内), リサイクル作品コンテスト, エコクイズ, 3R体験コーナー, リユース食器利用による模擬店 等
第16回 平成26年度	H26.10.5(日) 柏市リサイクル プラザ	600名	フリーマーケット(室内), リサイクル作品コンテスト, エコクイズ, 3R体験コーナー(ふろしきの使い方講座等), リユース食器利用による模擬店 等
第17回 平成27年度	H27.10.4(日) 柏市リサイクル プラザ	900名	フリーマーケット(室内), リサイクル作品コンテスト, エコクイズ, 3R体験コーナー(ふろしきの使い方講座等), リユース食器利用による模擬店 等
第18回 平成28年度	H28.11.13(日) 柏の葉小学校	570名	フリーマーケット, ソーラークッキング, リサイクル作品コンテスト, エコクイズ, 3R体験コーナー

注1 平成13年度までは、「環境フェスタ」として、柏市清掃工場(現、北部クリーンセンター)で開催していた。

2 平成21年度は新型インフルエンザの流行のため中止した。

3 平成22年度は雨天のため、予定していたフリーマーケットを中止した。

(9) ごみ減量広報紙「クルクルクリーンかしわ」の発行

号	発行日	主 な 内 容
創刊号	H 5.12. 7	柏市のごみ状況／ごみ出し方再確認／資源品の分け方・出し方
第2号	H 6. 4. 1	発泡トレーのリサイクル／発泡トレー回収協力店
第3号	H 6.11.11	プラスチックごみ分別収集アンケート結果／雑紙・紙パックリサイクル大作戦
号外	H 7. 1.21	プラスチックごみ分別スタート／新ごみの分け方・出し方
第4号	H 7. 3.26	ごみ分別クイズ／新ごみの分け方・出し方
第5号	H 7.10.15	プラスチック処理の流れ／買物袋持参でレジ袋削減／再生品を利用しよう
第6号	H 8. 3.15	ごみを出さない買い方／ごみ処理費用／リサイクル協力店・エコオフィス推奨制度スタート
第7号	H 8. 9. 1	ごみ減量のアイデア／粗大ごみ有料化
第8号	H 9. 3. 1	P E Tボトル分別収集スタート／リサイクル協力店・エコオフィス
第9号	H 9.12.15	再生品のある生活／発泡トレーは回収協力店へ
第10号	H10. 3.25	レジ袋意識調査結果
第11号	H10.10. 1	考察マイバック／プラスチックごみ処事情
第12号	H11. 3. 1	資源品再生体験ツアーレポート
第13号	H11. 8. 1	グリーンコンシューマでいこう／リサイクルプラザ建設へ
第14号	H12. 2.15	一人1日100グラム減量大作戦／リサイクル協力店
第15号	H12. 9.15	子供たちが頑張るごみ減量／プラスチックごみの処事情
第16号	H13. 2. 1	柏市ごみ減量化行動計画を策定しました
第17号	H13. 8. 1	プラスチックごみ処理施設「柏プラネット」オープン
第18号	H14. 2. 1	小学生が資源当番にチャレンジ／3R取組み事例集
第19号	H14. 7.15	「リサイクルプラザ」オープン／リサイクル協力店
第20号	H15. 2. 5	ごみ分別のポイント・分別早見表
第21号	H15. 8. 1	実践！ごみを生まない，ごみにしない！生活
第22号	H16. 2. 1	ごみの減量・資源化は正しいごみ出しから
第23号	H16. 8. 1	分別徹底とリサイクルのために／平成17年4月からごみの出し方が一部変わります
第24号	H17. 2. 1	4月からごみの出し方を一部変更します／皆さんの質問にお答えします
第25号	H17. 8. 1	プラスチックのリサイクル／容器包装リサイクル法／買い物袋持参協力店制度／合併後のごみ処理体制
第26号	H18. 2. 1	古紙リサイクル／リフレッシュプラザ柏／リボン館のリサイクル自転車・家具
臨時増刊号	H18. 3. 1	ごみの分け方・出し方／粗大ごみ処理券販売店／ごみの持ち込み／一般廃棄物処理業者
第27号	H18. 9. 1	環境にやさしい買い物／グリーンコンシューマー／ごみ減量推進協議会
第28号	H19. 3. 1	集積所のマナー／リサイクル家具・自転車の展示販売／買い物袋持参協力店
第29号	H19. 9. 1	レジ袋を考えよう！／違反ごみによる事故／指定ごみ袋にエコマーク

第 30 号	H20. 2. 1	ごみ減量度チェック／ごみの出し方／「3 R 推進シンポジウムちば」
第 31 号	H20. 9. 1	分別の達人を目指そう！／ペットボトルリユース実証実験／指定ごみ袋の原料変更
第 32 号	H21. 2. 1	ごみ減量実践のすすめ／リサイクル協力店等一覧／家電リサイクル法の品目追加とリサイクル料金の一部変更について
第 33 号	H21.9.1	ごみについて調べたよ！学んだよ！／ごみの出し方Q&A／指定ごみ袋事業者新規参入について／買い物袋持参協力店新規加入店紹介
第 34 号	H22.3.20	買い物袋持参協力店特集／テレビの適正なりサイクルについて／ごみ出しの時間について
第 35 号	H22.9.1	ごみの分別と出し方のポイントチェック／不法投棄について
第 36 号	H23.2.1	今すぐはじめよう！ごみダイエット大作戦／テレビの適正なりサイクルについて／ごみの出し方
第 37 号	H23.11.1	リボン館で3 R 体験／草・木・枝・葉の分別排出について／容器包装プラスチック類の分別について／テレビの適正なりサイクルについて
第 38 号	H26.3.1	3 R でごみ減量/大きなごみの出し方/草・木・枝・葉の分別排出
第 39 号	H27.7.1	食卓からエコ（3 R/フードバンク/生ごみ処理容器等購入費補助制度）／「3 R」を学ぶなら柏市リサイクルプラザリボン館/夏休みごみダイエットにチャレンジ！（募集！生ごみ日記を記録しよう）/もう一度確認「容器包装プラスチック」
第 40 号	H28.10.1	ごみの出し方/「お宝」を無駄にしていますか？～使用済み小型家電の回収にご協力を～/医療系廃棄物は医療機関等へ/3R 推進マイスターがやってくる/リサイクルフェア 2016 開催案内

注 1 4 面，不定期発行。

2 第 37 号までは，町会・自治会を通じ，全戸配布。第 38 号以降は新聞折込で配布。

(10) ごみかわら版の発行

年 度	発行回数	主 な 内 容
平成 元年度	1	ごみ減らし大作戦
平成 2年度	4	ごみ分別徹底, ごみの出し方注意点, 分け方出し方の変更
平成 3年度	4	ごみ分別徹底, ごみの出し方注意点
平成 4年度	3	ごみの出し方注意点, ごみ収集時の事故・怪我
平成 5年度	4+号外2	布団リサイクル, 集積所美化, 清掃工場ピットの火災
平成 6年度	5+号外1	違反ごみステッカー, 集積所看板引上げ, プラスチックごみ分別
平成 7年度	1	ごみの出し方注意点
平成 8年度	1	生ごみの水切り
平成 9年度	3	ばい捨て防止条例, ごみの出し方注意点
平成10年度	1	ごみ分別のお願い
平成11年度	3	ばい捨て防止条例, 違反ごみ調査, 可燃ごみ他市委託
平成12年度	1	プラスチックごみ分別徹底
平成13年度	0	—
平成14年度	0	—
平成15年度	0	—
平成16年度	1	プラスチックごみ分別徹底, 指定袋導入
平成17年度	1+号外1	指定ごみ袋について
平成18年度	1	車両火災について
計	33+号外4	

- 注1 平成元年度から6年度はB4判, 平成7年度以降はA3判, 両面印刷
 2 清掃収集事務所収集広報委員会で編集, 発行は不定期
 3 町会・自治会を通じ, 全戸配布

(11) 指定多量廃棄物排出者へのごみ減量指導

年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
対象事業所数	162	160	157	156	156	151	198	212	212	212
提出事業所数	145	131	132	127	125	127	146	175	157	158
立入り事業所数	19	17	9	10	0	5	10	10	10	7

- 注 柏市廃棄物処理清掃条例第23条の規定に基づき, 指定多量廃棄物排出者に対し「事業系一般廃棄物減量計画書」の提出を依頼した事業所数, 提出数, 市が立入調査した事業所数。平成6年度から実施。

(12) 3R推進事業所

	事業所名	住 所	推奨年月日
1	パウダーテック株式会社	十余二217	平成27年4月1日
2	株式会社DNPテクノパック 柏工場	十余二409	平成27年4月1日
3	株式会社斎藤英次商店	柏6-1-1流鉄柏ビル3階	平成27年4月1日

- 注 発泡トレイ回収協力店, リサイクル協力店・エコオフィス, 買い物袋持参協力店の3つの協力店制度を統合し, 平成27年4月から開始。

(13) 3R推進店

	事業所名	住所	推奨年月日
1	ヨークマート花野井店	花野井681	平成27年4月1日
2	リビングショップ間宮	加賀3-21-2	平成27年4月1日
3	生活クラブ生活協同組合 松葉町デポー	松葉町3-15-1	平成27年4月1日
4	株式会社いなげや沼南店	大井1885-1	平成27年4月1日
5	柏市役所職員組合売店	柏5-10-1柏市役所内	平成27年4月1日
6	ららぽーと柏の葉東急ストア	若柴175	平成27年4月1日
7	道の駅しょうなん農産物直売所	箕輪新田59-2	平成27年4月1日
8	株式会社アグリプラス かしわで	高田100	平成27年4月1日
9	マミーマート光ヶ丘店	光ヶ丘2-25-10	平成27年4月1日
10	株式会社サンベルクス 柏つくしが丘店	つくしが丘5-13-1	平成27年4月1日
11	ベルクス豊四季店	豊四季135-10	平成27年4月1日
12	株式会社東武ストア新柏店	新柏1-4-1	平成27年4月1日
13	株式会社ヨークマート新柏店	名戸ヶ谷888-1	平成27年4月1日
14	株式会社フードスクエアカスミ 南柏駅前店	南柏中央3-2	平成27年4月1日
15	イオンリテール株式会社 イオン柏店	豊町2-5-25	平成27年4月1日
16	株式会社京北スーパー布施店	布施新町1-4-4	平成27年4月1日
17	株式会社ライフ 増尾店	増尾台3-5-15	平成27年4月1日
18	株式会社 FOOD OFF ストッカー 柏中央店	千代田2-11-26	平成27年4月1日
19	株式会社 FOOD OFF ストッカー 柏布施店	布施814-14	平成27年4月1日
20	株式会社ピーコックストア 豊四季店	豊四季台4-1-103-113	平成27年4月1日
21	マックスバリュ 柏松ヶ崎店	大山台1-6	平成27年4月1日
22	フードスクエアカスミ 柏中新宿店	中新宿3丁目11-1	平成27年4月1日
23	フードマーケットカスミ 柏たなか駅前店	小青田279番地1東69-1 街区20	平成27年4月1日
24	生活クラブ生協大津ヶ丘デポー	大津ヶ丘3-4-1-105	平成27年4月1日
25	J's cafe & shop	柏5-10-1柏市役所内	平成27年4月1日

注 発泡トレイ回収協力店, リサイクル協力店・エコオフィス, 買い物袋持参協力店の3つの協力店制度を統合し, 平成27年4月から開始。

(14) 使用済み小型家電の回収状況

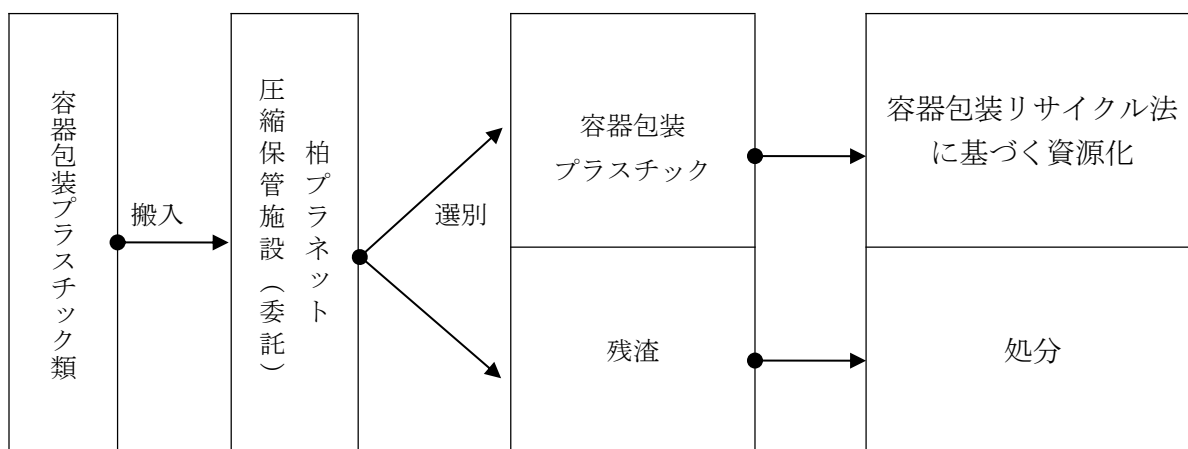
年度	回収ボックス 設置箇所数	ボックス回収	イベント回収	合計
26	17箇所	2,380kg	16kg	2,396kg
27	17箇所	4,756kg	28kg	4,784kg
28	17箇所	3,894kg	3.6kg	3,898kg

注1 旧柏地域・旧沼南地域について統一的に回収しているため, 実績は両地域の合計値を記載。

2 平成26年11月から27年3月までの期間は国の実証事業として実施。

2 容器包装プラスチック資源化事業

(1) プラスチックの資源化の流れ



(2) プラスチック収集量と資源化量

(単位：t)

年度	家庭系 搬入量	事業系 搬入量	搬入量計	容器包装 プラスチック	処理委託費 (千円)
19	5,883	296	6,179	5,512	380,189
20	5,572	253	5,825	4,878	386,417
21	5,538	235	5,774	4,497	386,173
22	5,402	204	5,606	4,786	352,999
23	5,337	197	5,534	4,694	294,599
24	5,342	195	5,537	4,508	285,769
25	5,335	167	5,502	4,519	269,667
26	5,206	149	5,355	4,361	260,935
27	5,423	125	5,548	4,539	254,399
28	5,274	124	5,398	4,577	261,624

注1 清掃工場負荷軽減のため、平成7年度からプラスチックごみの分別を開始した。平成7～11年度は、主に固形燃料（RDF）へと資源化した。

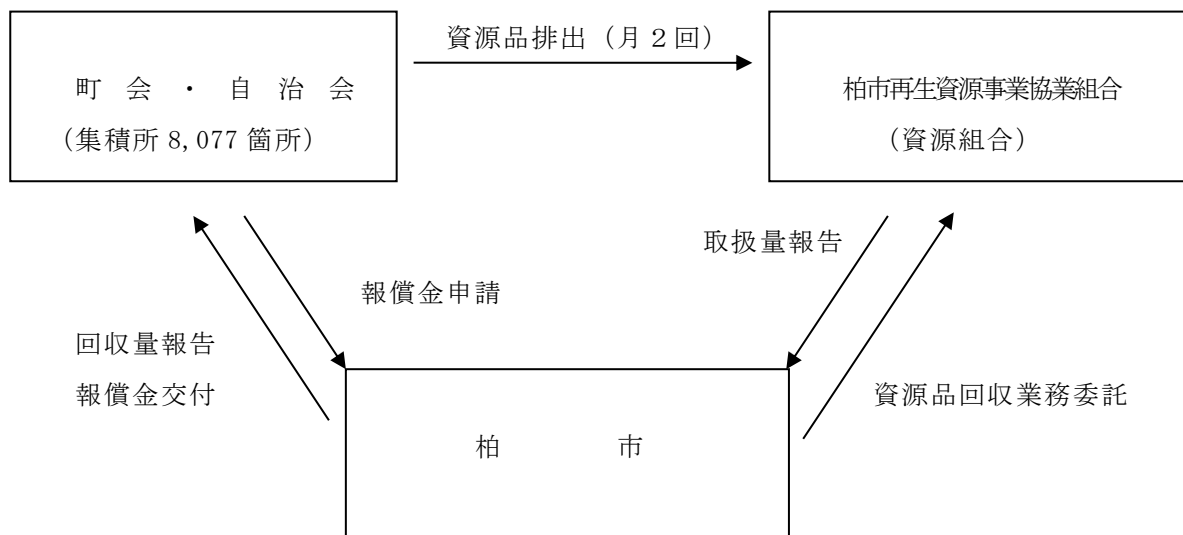
2 平成12年度の容器包装リサイクル法完全施行に伴い、同年から、収集したプラスチックを容器包装プラスチック・容器包装以外のプラスチック・残渣に選別し、容器包装プラスチックは(財)容器包装リサイクル協会が指定する再商品化事業者へ引渡し、容器包装以外のプラスチックは従来と同様に固形燃料へと資源化委託した。

3 平成17年度からプラスチックの分別を変更し、分別収集するプラスチックは容器包装プラスチック類のみとした。収集した容器包装プラスチック類・残渣に選別し、容器包装プラスチックは(財)容器包装リサイクル協会が指定する再商品化事業者へ引渡ししている。

3 資源品回収事業

(1) 資源回収システムの概要

平成28年4月1日現在



注1 町会・自治会を窓口資源品の分別収集を行うシステム。平成12年度までは市が資源組合と協定を結び、組合が各町会・自治会から資源品を買い上げていた。平成13年度からは、市と資源組合が委託契約を締結して資源品回収を行うこととなったため、買上金を廃止した。

2 市から町会・自治会への報償金は、回収量1キロ当たり3円。

(2) 柏市再生資源事業協業組合の概要

平成28年4月1日現在

名称	柏市再生資源事業協業組合			
場所	柏市十余二348-212			
設立	昭和56年9月18日に柏市再生資源事業協同組合を設立 平成14年3月14日に柏市再生資源事業協業組合へ改称			
資本金	42,000千円(100千円×420口)			
組合員数	14名			
従業員数	109人(パートを含む)			
内訳	回収	35人	PET	7人
	金属	14人	古紙	19人
	カレット	12人	事務他	22人

(3) 資源回収品目

平成28年4月1日現在

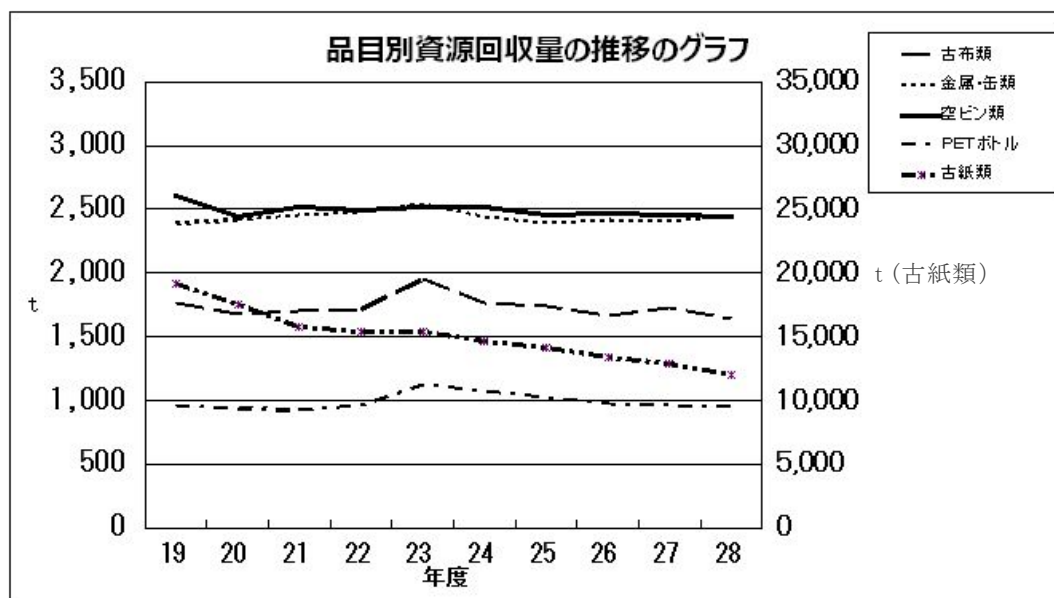
分類	品目	出し方・注意事項
古紙類	新聞, ダンボール, 雑誌・ざつ紙(包装紙, 空き箱など)	<ul style="list-style-type: none"> 品目別に小さくひもで束ねて出す。 ざつ紙は雑誌等にはさむか, 不要の紙袋に入れて出す。 ビニール加工した紙類は出さない。
紙パック類	牛乳やジュース類のパック	<ul style="list-style-type: none"> 洗って開いて乾かしたものを出す。 内側が銀色(アルミ箔でコーティングされたもの)は出さない。 雨の日には出さない。
古着・古布類	各種衣類, カーテン, シーツ, 毛布, タオルケットなど	<ul style="list-style-type: none"> ボタン, ファスナーはつけたまま出す。 まとめてひもで束ねて出す。 カーペット, 枕, 切断せず, 油汚れのもの, 合成皮革, 使用済みウエスは出さない。 雨の日には出さない。
PETボトル	飲料用, 酒類, しょうゆ用のペットボトル	<ul style="list-style-type: none"> 中を軽くすすいでふたを取り, 踏みつぶしてから出す。 集積所に用意してある「PETボトル」と表示した袋に入れる。
空ビン類	飲料用のビン, 食料用のビン, 酒瓶など	<ul style="list-style-type: none"> ふたを取り, 集積所に用意してある「空ビン入れ」と表示した袋に入れる。 化粧品のビンは出さない。 電球, 蛍光管, 鏡, アンブル, 耐熱ガラス製品, その他特殊ガラス製のものは出さない。 ビンの中に残っているものは, 軽くすすいできれいにする。
空カン類	飲料の缶, 食料の缶, 卓上ガスボンベ, スプレー缶など	<ul style="list-style-type: none"> 集積所に用意してある「空カン入れ」と表示した袋に入れる。 缶の中に残っているものは軽くすすいできれいにする。 スプレー缶は, 穴を開けガスを抜く。
金属類	自転車, 鍋, フライパン, 金属のふた, 石油ストーブ, その他ほとんど金属でできているもの	<ul style="list-style-type: none"> 品目別に並べて出す。 スプーン, フォーク, くぎ等の小さい金属類は「空カン入れ」と表示した袋に入れる。 自転車は「資源品」と表示する。 大型金属類(30kg, 3m超)は無料回収。

(4) 品目別資源品処理量の推移

(単位：t)

年度	古着・古布類	金属・空カン類	空ビン類	古紙類	PETボトル	計
19	1,766	2,387	2,603	19,208	957	26,921 (収集量27,206)
20	1,681	2,421	2,446	17,540	938	25,026 (収集量25,335)
21	1,708	2,454	2,512	15,723	929	23,326 (収集量23,647)
22	1,718	2,485	2,498	15,399	964	23,063 (収集量23,155)
23	1,956	2,540	2,516	15,419	1,127	23,558 (収集量23,770)
24	1,765	2,445	2,513	14,654	1,078	22,456 (収集量22,611)
25	1,739	2,396	2,449	14,154	1,020	21,758 (収集量21,846)
26	1,663	2,421	2,468	13,345	971	20,867 (収集量21,000)
27	1,727	2,401	2,459	12,859	957	20,402 (収集量20,455)
28	1,635	2,452	2,437	12,042	955	19,521 (収集量19,645)

- 注1 P E Tボトルの資源品回収を平成9年度から開始。
 2 収集量との差は残渣等によるもの。
 3 数値の端数は四捨五入しているため、合計が合わないことがある。



(5) 年度別資源品処理状況

(単位:kg, 円)

年 度	19	20	21	22	23
古紙類	19,207,930	17,540,330	15,723,040	15,398,750	15,419,330
(割合・%)	71.3	70.1	67.4	66.8	65.5
古着・古布類	1,765,580	1,680,940	1,707,730	1,718,220	1,955,710
(割合・%)	6.6	6.7	7.3	7.4	8.3
PETボトル	957,280	937,650	928,820	963,700	1,126,720
(割合・%)	3.6	3.7	4.0	4.2	4.8
空ビン類	2,603,298	2,446,102	2,512,350	2,497,584	2,516,140
(割合・%)	9.7	9.8	10.8	10.8	10.7
金属・空カン類	2,386,740	2,420,730	2,454,030	2,485,140	2,539,740
(割合・%)	8.9	9.7	10.5	10.8	10.8
合計	26,920,828	25,025,752	23,325,970	23,063,394	23,557,640
(割合・%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
報償金	80,638,560	75,045,540	70,008,150	68,566,770	70,405,620
容り法負担金	328,040	307,836	585,403	620,739	460,493
団体数	253	259	260	271	271

年 度	24	25	26	27	28
古紙類	14,654,200	14,153,950	13,345,140	12,858,500	12,042,050
(割合・%)	65.3	65.0	64.0	63.0	61.7
古着・古布類	1,765,160	1,739,120	1,663,090	1,727,320	1,635,180
(割合・%)	7.9	8.0	8.0	8.5	8.4
PETボトル	1,078,250	1,019,580	970,540	956,860	955,120
(割合・%)	4.8	4.7	4.7	4.7	4.9
空ビン類	2,513,490	2,449,470	2,467,850	2,458,630	2,437,190
(割合・%)	11.2	11	12	12.1	12.5
金属・空カン類	2,444,970	2,396,150	2,420,650	2,400,700	2,451,530
(割合・%)	10.9	11.0	11.6	11.8	12.6
合計	22,456,070	21,758,270	20,867,270	20,402,010	19,521,070
(割合・%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
報償金	66,942,420	64,835,460	62,320,920	60,692,460	58,204,860
容り法負担金	347,060	314,384	450,719	605,178	2,033,794
団体数	272	274	274	276	281

(6) 資源化率の推移

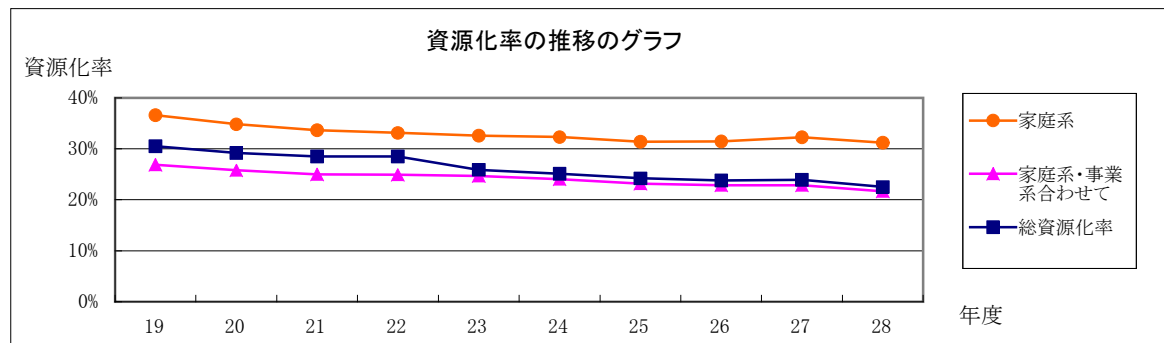
ア. 総資源化率

(単位:t)

年度		19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
可燃・不燃・粗大①		90,895	89,832	88,273	86,816	89,426	88,987	90,842	89,122	87,547	90,259
資源化物	分別収集時										
	資源品	27,206	25,335	23,647	23,155	23,770	22,611	21,846	21,000	20,455	19,645
	プラスチック	6,178	5,825	5,773	5,606	5,534	5,537	5,502	5,355	5,548	5,398
	小型家電	—	—	—	—	—	—	—	2	4	3
	小計②	33,384	31,160	29,420	28,761	29,304	28,147	27,348	26,357	26,007	25,046
	中間処理後										
	エコセメント	300	300	299	299	0	0	0	0	0	0
	溶融資源化	—	—	—	169	0	0	0	0	0	0
	焼却磁性物	299	260	253	253	270	257	229	211	220	229
	スラグ	2,854	2,462	2,281	2,368	126	0	0	0	0	0
	メタル	35	32	121	52	0	0	0	0	0	0
	破砕鉄屑	1,057	1,115	1,135	968	977	994	1,000	914	863	692
小計③	4,545	4,169	4,089	4,109	1,373	1,251	1,229	1,125	1,083	921	
廃乾電池等④	26	25	28	31	26	27	27	31	33	30	
合計⑤(②+③+④)	37,955	35,354	33,537	32,901	30,703	29,425	28,604	27,513	27,123	25,997	
総ごみ量⑥(①+②)	124,279	120,992	117,693	115,577	118,730	117,134	118,190	115,479	113,554	115,305	
総資源化率 (⑤/⑥*100)	30.5%	29.2%	28.5%	28.5%	25.9%	25.1%	24.2%	23.8%	23.9%	22.5%	

注1 プラスチックについては、平成12年度から容器包装リサイクル法を適用し本格的に資源化を開始した。

2 小型家電については、平成26年11月から国の実証事業として資源化を開始した。



イ. 家庭系ごみの資源化率

(単位:t)

年度		19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
家庭系	可燃・不燃・粗大ごみ	57,435	57,858	57,596	57,655	60,251	58,583	59,448	57,151	54,316	54,982
	資源品	27,206	25,335	23,647	23,155	23,770	22,611	21,846	21,000	20,455	19,645
	プラスチック	5,882	5,572	5,539	5,402	5,337	5,342	5,335	5,206	5,423	5,274
	小型家電	—	—	—	—	—	—	—	2	4	3
	資源品計	33,088	30,907	29,185	28,557	29,107	27,953	27,181	26,208	25,882	24,922
	総ごみ量	90,523	88,765	86,781	86,212	89,358	86,536	86,629	83,359	80,198	79,904
	資源化率	36.6%	34.8%	33.6%	33.1%	32.6%	32.3%	31.4%	31.4%	32.3%	31.2%

ウ. 事業系ごみの資源化率

(単位:t)

年度		19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
事業系	可燃・不燃・粗大ごみ	33,460	31,974	30,679	29,161	29,175	30,404	31,394	31,971	33,231	35,337
	プラスチック	296	253	236	204	197	195	167	149	68	64
	資源品計	296	253	236	204	197	195	167	149	68	64
	総ごみ量	33,756	32,227	30,915	29,365	29,372	30,599	31,561	32,120	33,299	35,401
	資源化率	0.9%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.6%	0.5%	0.5%	0.2%	0.2%

エ. 家庭系・事業系を合わせた資源化率

年度		19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
資源化率 (中間処理後の資源を除く)		26.9%	25.8%	25.0%	24.9%	24.7%	24.0%	23.1%	22.8%	22.9%	21.7%

I 部

(旧柏地域)

第3章

し尿処理等

1 概要

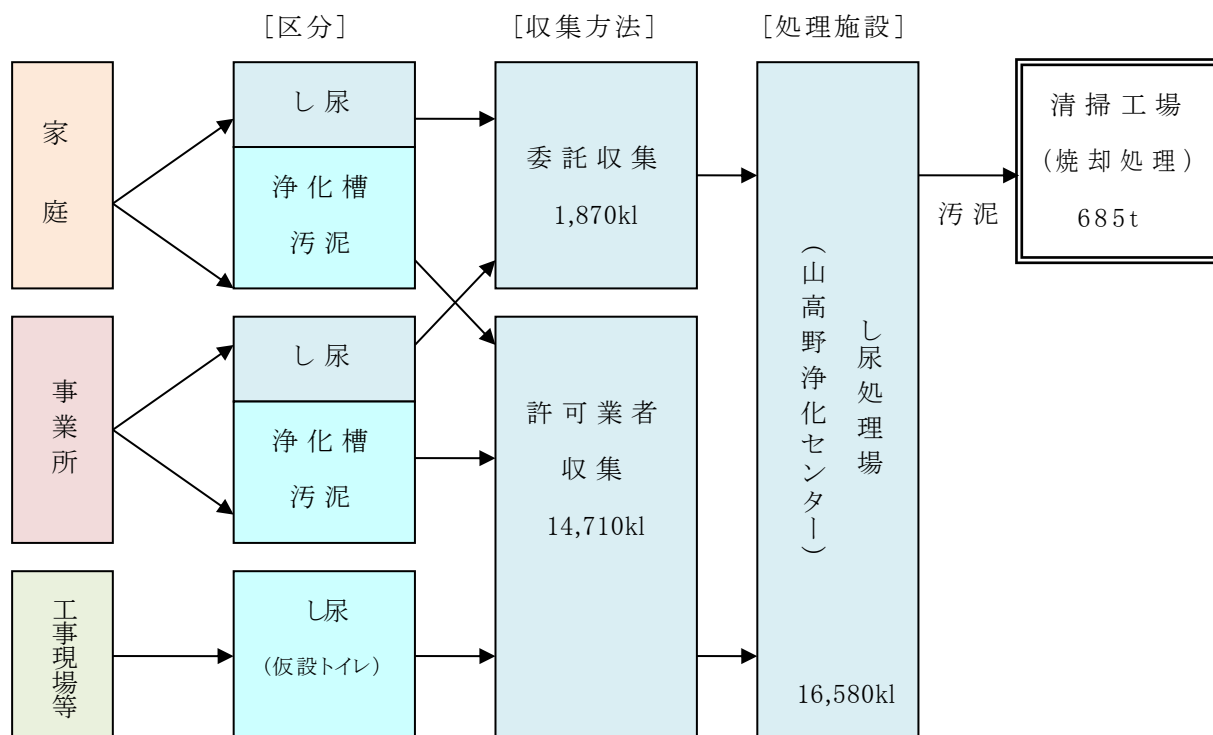
(1) し尿処理状況（人口比）の推移

（単位：人，％）

年度	公共下水道人口		浄化槽人口		汲み取り人口		処理対象区域内人口(市内全域)	
	人口	人口比	人口	人口比	人口	人口比	人口	人口比
18	281,497	84.3	47,645	14.2	4,924	1.5	334,066	100.0
19	264,353	78.4	68,268	20.3	4,308	1.3	336,929	100.0
20	269,221	79.1	67,153	19.7	4,037	1.2	340,411	100.0
21	275,479	80.2	64,080	18.7	3,863	1.1	343,422	100.0
22	285,199	82.6	56,688	16.4	3,625	1.0	345,512	100.0
23	286,473	83.1	54,764	15.9	3,411	1.0	344,648	100.0
24	315,572	90.1	31,436	9.0	3,192	0.9	350,200	100.0
25	318,109	90.3	31,207	8.9	2,980	0.8	352,296	100.0
26	324,259	91.5	27,448	7.7	2,804	0.8	354,511	100.0
27	328,598	91.9	26,329	7.4	2,649	0.7	357,576	100.0
28	299,435	82.9	59,412	16.5	2,459	0.7	361,036	100.0

- 注1 し尿の収集は市が委託により行い，処理は直営のし尿処理場で行う。
 2 浄化槽汚泥は，市内の浄化槽清掃許可業者が収集し，し尿処理場で処理。
 3 平成19年度において公共下水道人口の見直しがあった。

(2) し尿処理の流れ



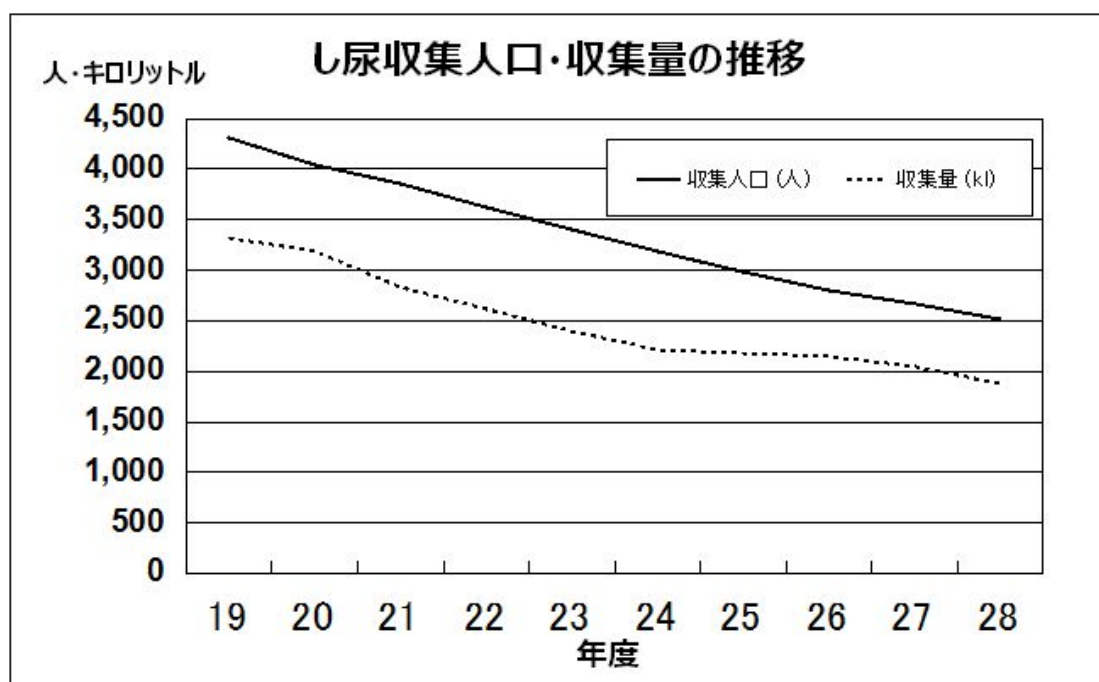
- 注1 月1回を基本とした定期収集を実施し，工事現場・イベント会場等の仮設トイレは許可業者により収集を行っている。
 2 浄化槽汚泥の収集は，許可業者が市民との契約に基づき実施し，処理施設へ搬入している。

2 し尿の収集

年度	し 尿				
	収集戸数 (戸)	収集人口 (人)	収集量 (kl)	収集日数 (日)	収集日量 (kl)
19	1,767	4,308	3,324	245	14
20	1,674	4,037	3,192	245	13
21	1,614	3,863	2,834	243	12
22	1,526	3,625	2,624	243	11
23	1,449	3,411	2,400	246	10
24	1,369	3,192	2,207	245	9
25	1,292	2,980	2,183	246	9
26	1,228	2,804	2,145	245	9
27	1,177	2,670	2,039	245	8
28	1,117	2,511	1,870	246	8

注1 収集戸数には、事業所を含む。

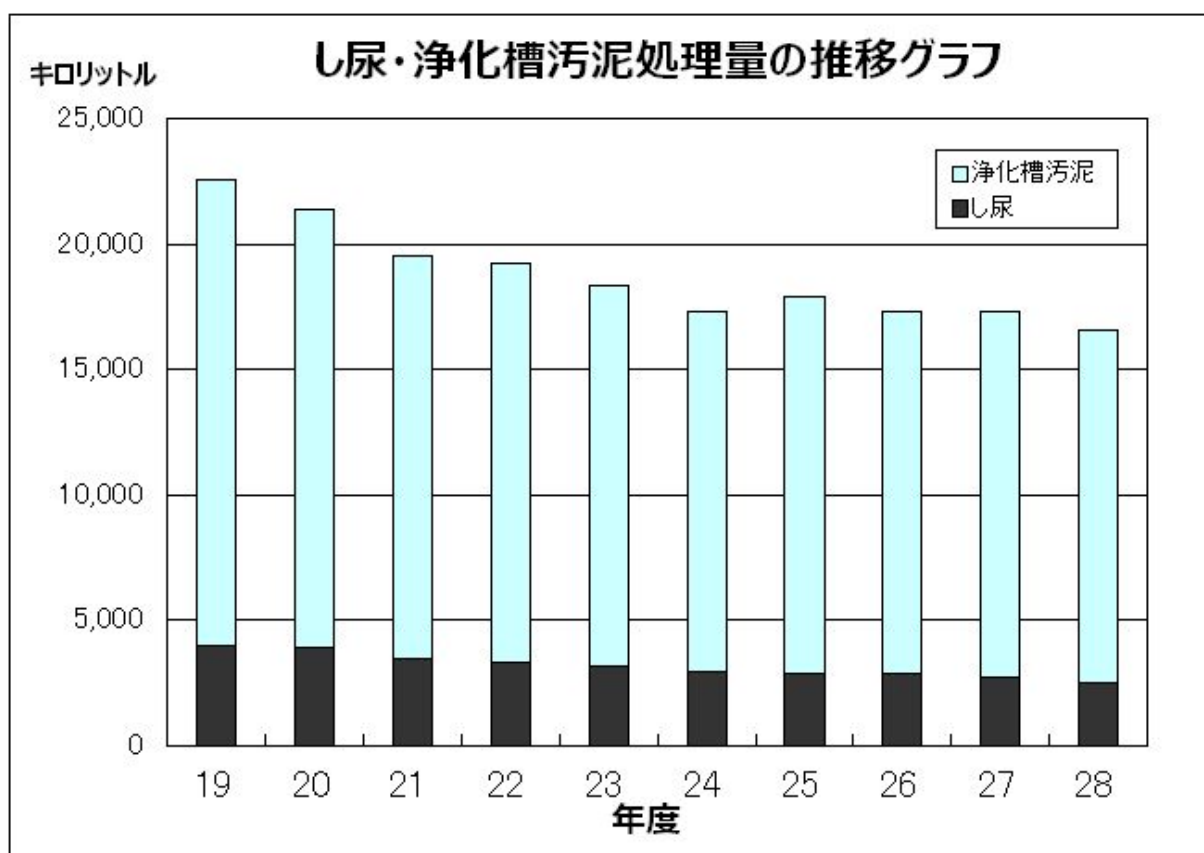
2 許可業者が収集する仮設トイレは含まない。



3 し尿の処理

(単位：k l)

年度	処理日数	処理量			処理日量		
		し尿	浄化槽汚泥	合計	し尿	浄化槽汚泥	合計
19	366	3,970	18,556	22,526	11	51	62
20	365	3,890	17,447	21,337	11	48	59
21	365	3,459	16,078	19,537	9	44	54
22	365	3,301	15,956	19,257	9	44	53
23	366	3,162	15,178	18,340	9	41	50
24	365	2,922	14,416	17,338	8	40	48
25	365	2,846	15,024	17,870	8	41	49
26	365	2,889	14,440	17,329	8	40	48
27	366	2,707	14,569	17,276	7	40	47
28	365	2,534	14,046	16,580	7	38	45



4 浄化槽設置基数の推移（旧柏地域）

（単位：基，千円）

年度	浄化槽設置基数			補助制度による合併浄化槽設置基数			
	単独	合併	計	下水道認可区域内	下水道認可区域外	計	補助金交付額
12	26,416	2,662	29,078	1	20	21	8,898
13	26,410	2,928	29,338	2	20	22	11,283
14	26,392	3,156	29,548	5	18	23	9,843
15	26,366	3,362	29,728	8	22	30	12,507
16	25,393	3,581	28,974	7	16	23	7,252
17	21,040	3,098	24,138	2	19	21	7,488
18	17,615	3,611	21,226	3	9	12	3,174
19	17,277	3,744	21,021	2	7	9	4,230
20	17,067	3,819	20,886	4	4	8	4,392
21	17,056	3,949	21,005	2	4	6	3,186
22	16,128	3,747	19,875	0	11	11	7,084
23	15,243	3,896	19,139	0	8	8	5,286
24	15,230	4,042	19,272	0	11	11	5,820
25	15,227	4,168	19,395	0	1	1	576
26	15,223	4,289	19,512	0	1	1	444
27	15,220	4,373	19,593	0	2	2	818
28	15,210	4,487	19,697	0	2	2	818

注1 補助の内容：下水道認可区域以外の区域（概ね市街化調整区域）において、単独浄化槽又は汲み取り便所から合併処理浄化槽に転換する者に補助金を交付。

2 補助金額は合併処理浄化槽の処理能力や人槽等によって異なる。

（1）単独浄化槽から転換する場合

332千円～963千円

（2）汲み取り便所から転換する場合

332千円～963千円

5 あき地の管理指導実施件数

年度	事前指導件数	苦情処理件数 (あき地以外の苦情も含む)	草刈り機貸出し台数
19	338	345	341
20	329(内 0)	431(内 93)	330
21	315(内 36)	324(内 54)	341
22	325(内 41)	288(内 35)	355
23	308(内 39)	365(内 62)	369
24	305(内 38)	371(内 107)	—
25	113(内 24)	315(内 63)	—
26	131(内 30)	433(内 65)	—
27	100(内 21)	430(内 81)	—
28	139(内 32)	304(内 62)	—

- 注 1 「あき地の雑草等の除去に関する条例」に基づき、事前指導通知及び苦情対応を行っている。
 2 衛生害虫駆除等の相談を行っている。
 28年度相談件数 550件(20年度から沼南地域分を含む)
 3 平成20年度から柏市全域の実績。()内は旧沼南地域の件数(20年度から組織の統廃合により加入)

6 犬・猫等の死体処理件数

(単位：頭)

年度		19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	
種 類 別	犬	31	10	11	13	9	9	18	4	8	5	
	猫	273	614	637	576	692	623	680	668	682	611	
	その他	55	200	197	234	230	194	233	246	296	320	
有 料 ・ 無 料 別	有 料	犬	26 (13)	0 (33)	0 (50)	0 (46)	0	0	0	0	0	0
		猫	19 (16)	0 (20)	0 (32)	0 (29)	0	0	0	0	0	0
		その他	4 (16)	0 (11)	0 (16)	0 (20)	0	0	0	0	0	0
		小計	49 (45)	0 (64)	0 (98)	0 (95)	0	0	0	0	0	0
	無 料	犬	5	10	11	13	9	9	18	4	8	5
		猫	254	614	637	576	692	623	680	668	682	611
		その他	51	200	197	234	230	194	233	246	296	320
		小計	310	824	845	823	931	826	931	918	986	936
年間処理数		359	824	845	823	931	826	931	918	986	936	

- 注 1 ()内は北部南部清掃工場に直接搬入された頭数。
 2 犬・猫等の死体は、環境サービス事務所が戸別に収集または直接搬入により清掃工場焼却処理している。(20年度、環境サービス事務所等は統合され環境サービス課が発足)
 3 20年度から道路サービス事務所、環境サービス事務所、沼南支所が無料で収集していたものは環境サービス課が一括して民間委託し、戸別の有料収集は廃止した。

Ⅱ 部

(旧沼南地域)

第1章

ごみ処理事業

※旧沼南地域について、クリーンセンターしらさぎに関するものは、
柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合作成の数値を掲載した。

1 ごみの分別方法及び処理方法

平成28年4月1日現在

(旧沼南地域)

	燃やす ごみ	プラスチック系ごみ	ペットボトル	資源ごみ	燃やさない ごみ	危険・ 有害物	粗大ごみ
ごみの種類	生ごみ類 落ち葉・草 木の枝・板 汚れの落と しにくい容 器包装プラ スチック類 資源になら ない紙くず 類	容器包装プ ラスチック 類(トレイ、 発泡スチロ ール、レジ 袋等)	ペットボトル	空き缶類 空きビン類 金属類 小型電気製品類 布類 古紙類	革・ゴム製品 硬質プラ ガラス せともの その他	ライター 刃物類 乾電池 蛍光灯 水銀体温計	3辺の合計 が1m以上 のもの
収集容器	指定袋 (半透明)	指定袋 (赤)	専用ネット	中身の見え る袋 (黒ビニール袋以外) 紐で縛る	中身の見え る袋 (黒ビニール袋以外)	中身の見え る袋 (黒ビニール袋以外)	—
収集回数	週3回	週1回	月2回	週1回	月2回	月1回	申込み制
収集方法	ステーション方式						戸別収集
収集の対象	一般家庭						
収集形態	委託(100%)						
処理方法	焼却処理 (焼却灰・ 焼却不燃物 は最終処分)	再生資源化 (容器包装リサイクル法及び売却、資 源化)			破碎・選別処理 (選別後資源化、その他 可燃物については焼却 処理)		焼却処理 及び破碎選 別処理
処理施設	クリーンセン ターしらさぎ/民 間委託	圧縮梱包施設 (民間委託)		選別施設 (民間委託)	クリーンセンターしらさぎ/ 民間委託		クリーンセン ターしらさぎ /民間委託

2 手数料収入の推移（柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合）

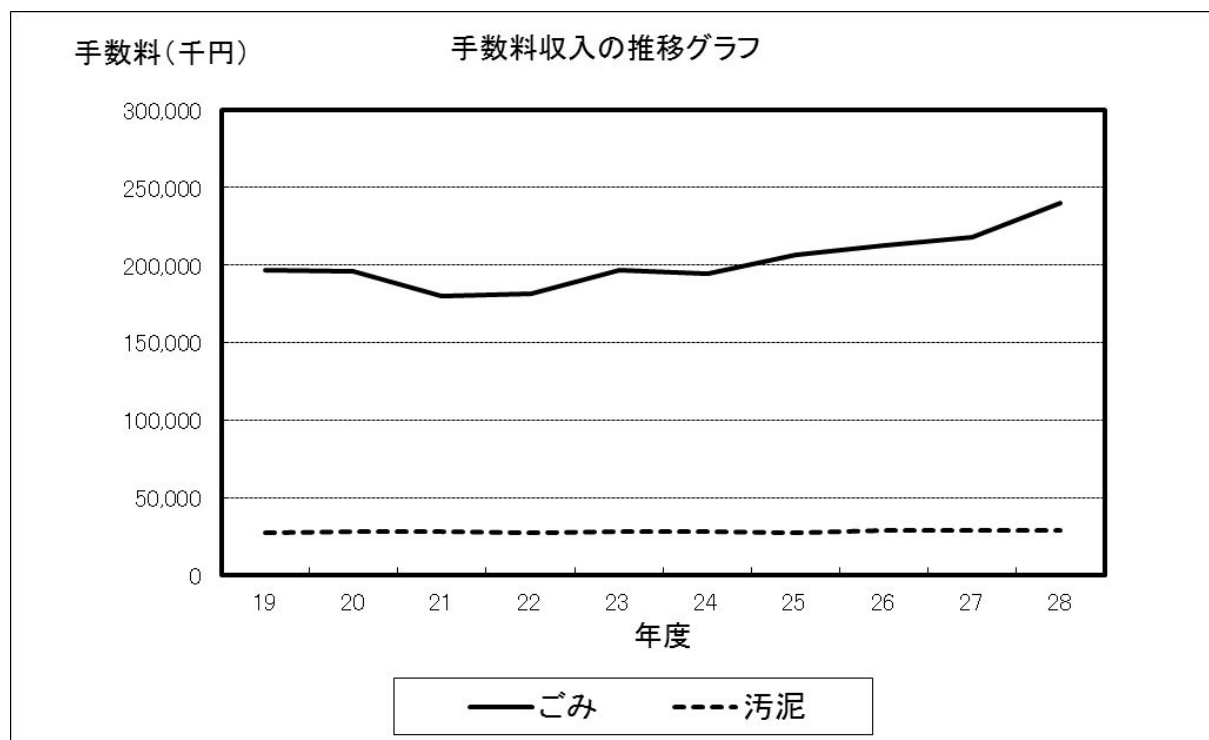
（単位：千円，％）

年度	ごみ		汚泥		手数料 合計 (A)	清掃費 総額 (B)	A/B
	手数料	構成比	手数料	構成比			
19	197,099	87.9	27,125	12.1	224,224	2,136,960	10.4
20	195,697	87.4	28,288	12.6	223,985	2,243,657	10.0
21	179,820	86.7	27,703	13.3	207,523	2,312,255	9.0
22	181,671	87.0	27,089	13.0	208,760	2,291,415	9.1
23	196,817	87.7	27,684	12.3	224,501	2,459,946	9.1
24	194,149	87.3	28,275	12.7	222,424	2,492,525	8.9
25	206,505	88.3	27,427	11.7	233,932	2,628,602	8.9
26	212,444	88.0	28,885	12.0	241,329	3,085,897	7.8
27	218,338	88.3	28,901	11.7	247,239	3,418,308	7.2
28	240,138	89.3	28,857	10.7	268,995	2,547,850	10.6

注1 手数料の額は、環境衛生組合の歳入による処理手数料である。

2 清掃費は、周辺整備費及び還元施設費等を含めた環境衛生組合の歳出による額である。

3 ごみ処理手数料には、犬・猫の死体処理手数料、粗大ごみ処理手数料及び許可申請手数料を含む



3 ごみ量

(1) 平成27・28年度ごみ量の増減

		単位	27年度	28年度	増減	備考	
人口(A) (毎年度末日人口)		人	52,457 (住基人口)	52,621 (住基人口)	164		
家庭系ごみ	燃やすごみ	t/年	7,650	7,632	▲18		
	プラスチック系ごみ	t/年	846	838	▲8		
	ペットボトル	t/年	138	132	▲6		
	資源ごみ	t/年	2,271	2,133	▲138		
	燃やさないごみ	t/年	751	713	▲38		
	危険・有害物	t/年	23	22	▲1		
	粗大ごみ	t/年	290	261	▲29		
	使用済み小型家電	t/年	1	0	▲1		
	合計(B)	t/年	11,970	11,731	▲239		
事業系ごみ	燃やすごみ	t/年	3,315	4,491	1,176		
	※燃やさないごみ	t/年	107	101	▲6		
	資源ごみ	t/年	0	0	0		
	プラスチック系ごみ	t/年	0	0	0		
	合計(C)	t/年	3,422	4,592	1,170		
合計(D)(B+C)		t/年	15,392	16,323	931		
資源化量	金属類	t/年	465	427	▲38		
	カレット類	t/年	360	320	▲40		
	固形燃料化	t/年	0	0	0		
	紙類・布類・その他	t/年	1,631	1,589	▲42		
	乾電池・蛍光灯	t/年	25	12	▲13		
	圧縮梱包物	t/年	666	596	▲70		
	合計(E)	t/年	3,147	2,944	▲203		
家庭系ごみ	市民一人一日当り (B/A/暦日)		g/日	623	611	▲12	
	燃やすごみ	g/日	398	397	▲1		
	プラスチック系ごみ	g/日	44	44	0		
	ペットボトル	g/日	7	7	0		
	資源ごみ	g/日	118	111	▲7		
	燃やさないごみ	g/日	39	37	▲2		
	危険・有害物	g/日	1	1	0		
	粗大ごみ	g/日	15	14	▲1		
計	資源化	資源化総量(E)	t/年	3,147	2,944	▲203	
	市民一人一日当り (E/A/暦日)	g/日	164	153	▲11		
	総ごみ量	総ごみ量(D)	t/年	15,392	16,323	931	
市民一人一日当り (D/A/暦日)	g/日	802	850	48			

注 事業系燃やさないごみ量には不法投棄及び官公庁分、災害廃棄物を含む。

(2) ごみ量の推移

ア. 家庭系ごみ量の推移

(単位：t)

年度	燃やすごみ	燃やさないごみ	資源ごみ	プラスチック	ペットボトル	危険有害物	粗大ごみ	総計
19	7,460	606	2,680	929	132	25	299	12,131
20	7,416	616	2,569	883	133	24	281	11,922
21	7,410	654	2,504	882	134	24	269	11,877
22	7,415	712	2,464	873	139	24	276	11,903
23	7,580	740	2,435	870	155	25	294	12,099
24	7,579	711	2,380	855	152	23	283	11,983
25	7,544	724	2,373	855	147	23	336	12,002
26	7,664	703	2,313	846	138	22	299	11,985
27	7,650	751	2,272	846	138	23	290	11,970
28	7,632	713	2,133	838	132	22	261	11,731

注1 ペットボトルは、平成15年度からプラスチックより細分化した。
 2 危険・有害物は、平成15年度から燃やさないごみより細分化した。

イ. 事業系ごみ量の推移

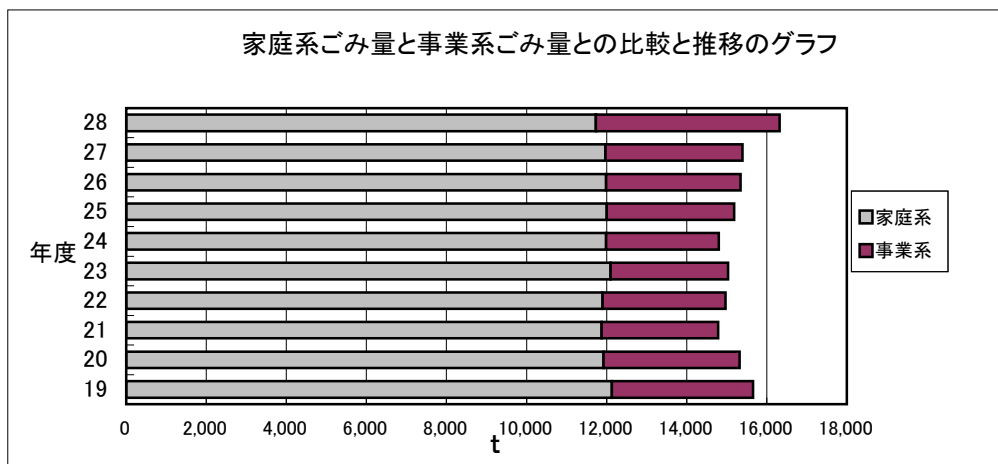
(単位：t)

ウ. 家庭系+事業系

(単位：t)

年度	イ. 事業系ごみ量の推移		総計	ウ. 家庭系+事業系		総量
	燃やすごみ	燃やさないごみ		家庭系	事業系	
19	3,262	262	3,524	12,131	3,524	15,655
20	3,178	219	3,397	11,922	3,397	15,319
21	2,676	235	2,911	11,877	2,911	14,788
22	2,891	178	3,069	11,903	3,069	14,972
23	2,691	237	2,928	12,099	2,928	15,027
24	2,680	137	2,817	11,983	2,817	14,800
25	3,031	147	3,178	12,002	3,178	15,180
26	3,193	166	3,359	11,985	3,359	15,344
27	3,315	107	3,422	11,970	3,422	15,392
28	4,491	101	4,592	11,731	4,592	16,323

注 事業系ごみの燃やさないごみには、不法投棄、官公庁分及び災害廃棄物を含む。



4 ごみの収集・直接搬入

(1) 市収集量及び直接搬入量の実績と推移

ア. 年度別推移

年度	人口 (各年度末 現在)	市収集量									
		燃やす ごみ	プラス チック	ペット ボトル	燃やさ ないご み	危険・ 有害物	資源 ごみ	粗大 ごみ	計	収集 日数	収集 日量
19	48,894	7,429	929	132	507	25	2,680	75	11,777	297	40
20	49,816	7,377	883	133	505	24	2,569	60	11,551	306	38
21	50,766	7,365	882	134	531	24	2,504	63	11,503	307	37
22	51,555	7,373	873	139	577	24	2,464	68	11,518	308	37
23	51,603	7,531	870	155	586	25	2,435	73	11,675	309	38
24	52,137	7,528	855	152	573	23	2,380	67	11,578	306	38
25	52,065	7,491	855	147	574	23	2,373	70	11,533	306	38
26	52,324	7,614	846	138	554	22	2,313	68	11,555	306	38
27	52,457	7,592	846	138	592	23	2,272	68	11,531	307	38
28	52,621	7,569	838	132	567	22	2,133	68	11,329	308	37

注1 数値の端数は四捨五入しているため、合計が合わない部分がある。

イ. 平成28年度月別

月	人口 (各月末 現在)	市収集量									
		燃やす ごみ	プラス チック	ペット ボトル	燃やさ ないご み	危険・ 有害物	資源 ごみ	粗大 ごみ	計	収集 日数	収集 日量
4月	52,474	653	71	11	55	2	200	5	997	26	38
5月	52,573	706	73	11	55	1	191	6	1,043	26	40
6月	52,607	660	69	12	45	2	173	5	966	26	37
7月	52,698	679	71	13	45	1	183	5	997	26	38
8月	52,733	687	73	14	42	2	171	6	995	27	37
9月	52,732	645	68	14	44	2	165	5	943	26	36
10月	52,701	640	69	11	55	2	188	7	972	26	37
11月	52,680	603	68	10	44	2	160	6	893	26	34
12月	52,718	626	69	10	61	2	206	7	981	25	39
1月	52,689	602	78	10	44	2	183	4	923	24	38
2月	52,668	491	61	8	35	2	137	5	739	24	31
3月	52,621	577	68	8	42	2	176	7	880	26	34
計	—	7,569	838	132	567	22	2,133	68	11,329	308	37

注1 数値の端数は四捨五入しているため、合計が合わない部分がある。

(単位：t) (単位：g)

直接搬入量 (許可業者+直接搬入)						小型家電 回収量	総量 (A)	日平均排出量 (B) A/暦日	一人当たり排出 量 B/人口
燃やす ごみ	燃やさない ごみ	粗大 ごみ	計	搬入 日数	搬入 日量				
3,292	273	223	3,788	297	13	—	15,565	43	920
3,217	288	221	3,726	306	12	—	15,277	42	863
2,721	251	206	3,178	307	10	—	14,681	40	847
2,934	312	208	3,454	308	11	—	14,972	41	815
2,740	391	221	3,352	309	11	—	15,027	41	775
2,731	276	215	3,222	306	11	—	14,800	41	786
3,084	297	266	3,647	306	12	—	15,180	42	787
3,243	316	231	3,790	306	12	0.5t未満	15,345	42	803
3,372	266	222	3,860	307	13	1	15,392	42	801
4,554	247	193	4,994	308	16	0.5t未満	16,323	45	855

(単位：t) (単位：g)

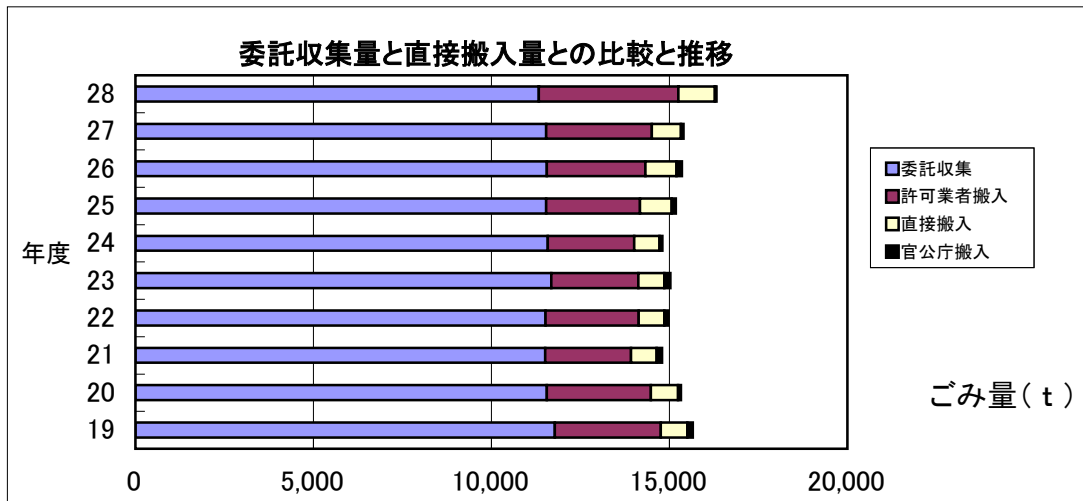
直接搬入量 (許可業者+直接搬入)						小型家電 回収量	総量 (A)	日平均排出量 (B) A/暦日	一人当たり排出 量 B/人口
燃やす ごみ	燃やさない ごみ	粗大 ごみ	計	搬入 日数	搬入 日量				
339	23	18	380	26	15	0	1,377	46	877
392	29	20	441	26	17	0	1,484	48	913
398	19	16	433	26	17	0	1,399	47	893
403	18	15	436	26	17	0	1,433	46	873
409	20	14	443	27	16	0	1,438	46	872
422	23	15	460	26	18	0	1,403	47	891
397	20	13	430	26	17	0	1,402	45	854
360	17	14	391	26	15	0	1,284	43	816
356	24	22	402	25	16	0	1,383	45	854
362	17	16	395	24	16	0	1,318	43	816
326	15	11	352	24	15	0	1,091	39	740
390	22	19	431	26	17	0	1,311	42	798
4,554	247	193	4,994	308	16	0	16,323	45	855

(2) 収集量の推移

(単位：t)

年度	委託収集	許可業者搬入	直接搬入	官公庁搬入	総量
19	11,777	2,980	743	153	15,653
20	11,551	2,929	758	82	15,320
21	11,503	2,415	717	153	14,788
22	11,518	2,615	722	117	14,972
23	11,675	2,451	731	170	15,027
24	11,578	2,427	710	85	14,800
25	11,533	2,642	889	116	15,180
26	11,555	2,772	868	150	15,345
27	11,531	2,969	818	74	15,392
28	11,329	3,919	1,023	52	16,323

注 数値の端数は、四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。



(3) 平成28年度粗大ゴミ集計表

月	持ち込み			戸別収集(受付件数)			戸別収集 処理券販売枚数
	件数(件)	点数(点)		件数(件)	点数(点)		
		可燃物	不燃物		可燃物	不燃物	
4月	806	281	1,358	114	67	132	687 (33)
5月	885	332	1,513	147	77	173	
6月	692	227	1,043	149	63	175	
7月	816	327	1,496	146	65	189	721 (26)
8月	852	281	1,384	159	89	205	
9月	684	227	1,100	132	60	163	
10月	899	264	1,568	157	91	184	872 (25)
11月	748	308	1,207	163	88	220	
12月	1,117	288	1,867	183	89	240	
1月	724	251	1,200	93	64	87	593 (16)
2月	562	196	969	122	92	128	
3月	873	374	1,448	137	113	151	
合計	9,658	3,356	16,153	1,702	958	2,047	2,873 (100)

注 処理券販売枚数 () 内の数値は、クリーンセンターの販売枚数である。

5 ごみの処理

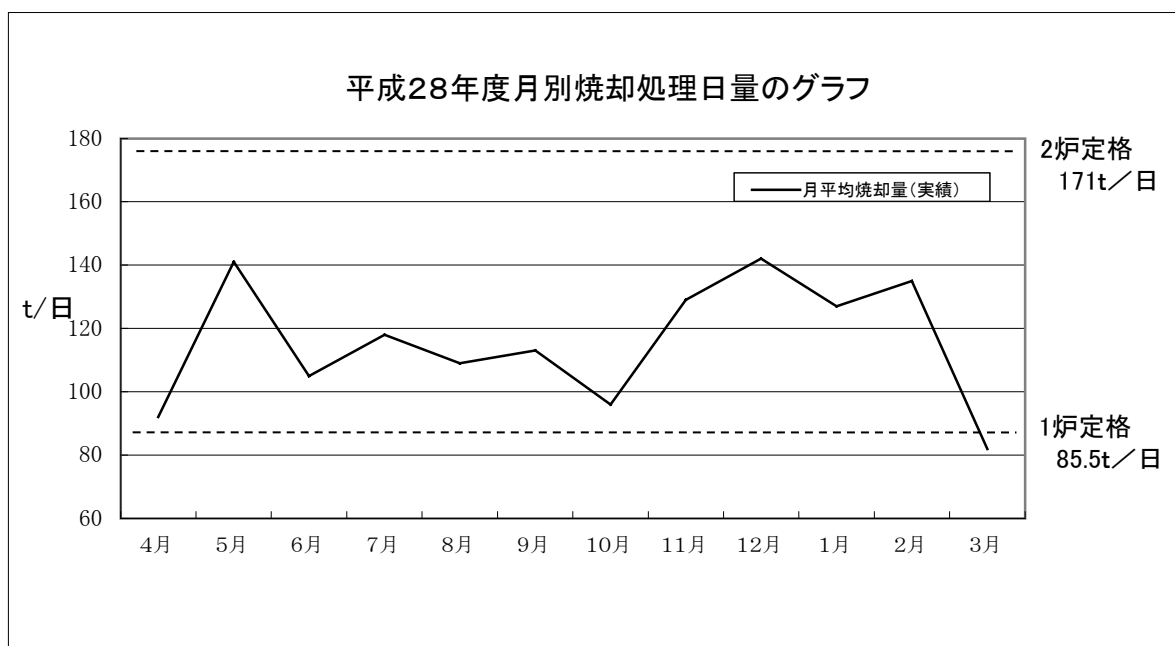
(1) 平成28年度月別焼却処理日量

(単位：kg, 日, t/日)

月	可燃ごみ (しらさぎ搬入)	焼却量	稼働日数	日量
4月	3,234,790	2,764,380	30	92
5月	3,542,720	4,358,280	31	141
6月	3,308,780	3,141,280	30	105
7月	3,358,210	3,658,270	31	118
8月	3,406,110	3,368,890	31	109
9月	3,279,590	3,398,600	30	113
10月	3,328,940	2,967,540	31	96
11月	3,099,580	2,717,690	21	129
12月	3,254,260	3,822,470	27	142
1月	3,076,220	3,434,600	27	127
2月	2,575,480	2,825,400	21	135
3月	2,959,560	2,534,380	31	82
計			341	114
(暦日)	38,424,240	38,991,780	365	107

注1 可燃ごみには、燃やすごみ及び可燃性粗大ごみ、可燃残渣を含む。

2 可燃ごみの搬入量及び焼却量は、施設全体の処理量である。



(2) 焼却処理の実績と推移

(単位：t)

年度	清掃工場搬入及び処理量		焼却残渣量		一日当たり平均焼却処理量	
	可燃ごみ等 (しらさぎ搬入)	焼却量(A)	灰・ガレキ	燃鉄	(A)／ 稼働日	(A)／ 暦日
19	37,960.67	38,394.44	3,941.72	189.64	106	105
20	38,009.38	38,148.19	4,020.34	185.72	108	105
21	37,069.65	36,309.41	3,881.57	181.90	102	99
22	36,880.23	38,189.20	3,966.76	212.27	108	105
23	37,885.71	39,805.71	4,128.52	204.67	110	109
24	37,106.68	39,048.95	4,086.25	190.83	110	107
25	37,337.01	37,735.71	3,944.29	197.87	106	103
26	37,623.15	40,156.14	3,900.57	192.23	118	110
27	37,685.82	38,216.91	3,871.72	180.88	113	104
28	38,424.24	38,991.78	3,891.22	137.22	114	107

注 焼却処理の実績は、施設全体の処理量である。

6 ごみの組成

(単位：%)

	27年度 (4回の平均)	28年度				
		2016/5/20 実施	2016/8/25 実施	2016/11/18 実施	2017/2/17 実施	平均
紙類, 布類	47.78	48.60	48.90	50.20	49.00	49.18
プラスチック類	16.48	18.00	17.20	17.10	17.40	17.43
木・竹・わら類	3.03	1.80	3.30	3.60	3.40	3.03
厨芥類	27.25	27.10	26.30	24.50	25.00	25.73
不燃物	1.23	1.10	1.20	1.00	1.00	1.08
その他	4.25	3.40	3.10	3.60	4.20	3.58
合計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

注 燃やすごみの組成。

7 犬・猫等の死体処理件数

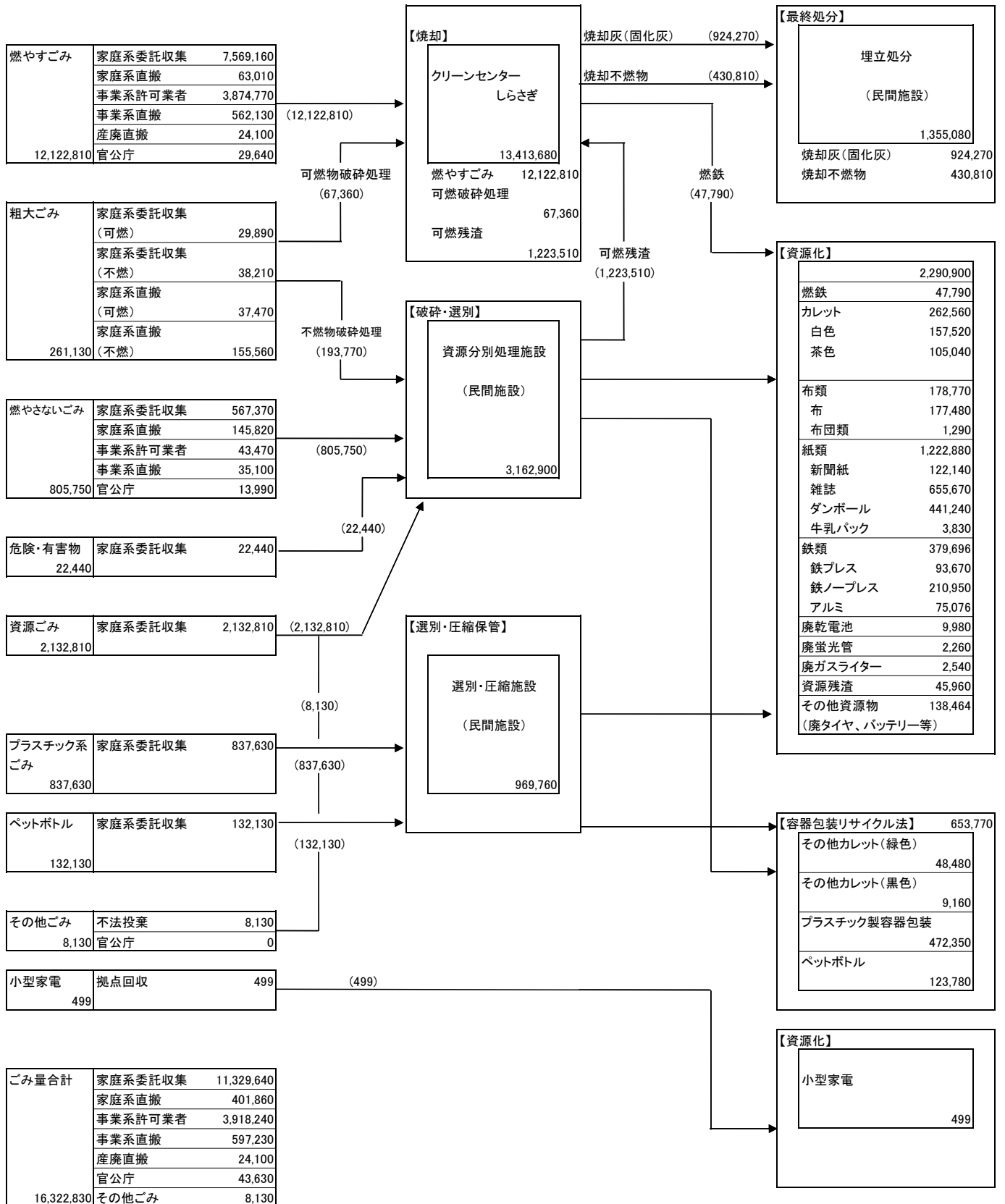
(単位：頭)

年 度			21	22	23	24	25	26	27	28
有料・無料別	有料	犬・猫等	27	23	67	34	4	22	19	34
	無料	犬・猫等	253	174	201	218	249	227	220	275
年間処理数			280	197	268	254	253	249	239	309

注 犬・猫等の死体処理は、市民が直接搬入するもの（有料）及び、市が収集した飼い主の不明なものについて、クリーンセンターしらさぎで焼却処理している。

8 ごみ処理の流れ

(単位:kg)



焼却処理量の搬入按分	
焼却灰・焼却不燃物・燃鉄	柏市(旧沼南地域分) 34.82%
	鎌ヶ谷市 65.18%

Ⅱ 部

(旧沼南地域)

第2章

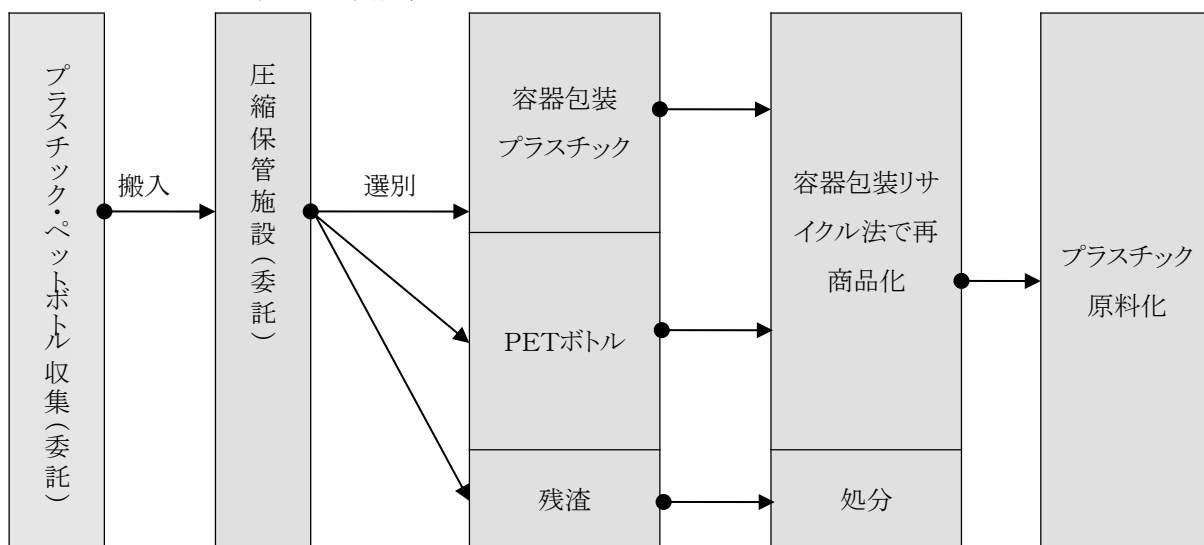
減量・資源化

※旧沼南地域について、クリーンセンターしらさぎに関するものは、
柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合作成の数値を掲載した。

1 資源化事業

(1) プラスチック系ごみの資源化

ア. プラスチック系ごみの資源化の流れ



イ. プラスチック系ごみの収集量と資源化量

(単位：t)

年度	家庭系搬入量		搬入量計	資源化量	処理委託費 (千円)
	プラスチック	ペットボトル			
19	929	132	1,061	907	77,931
20	883	133	1,016	662	60,820
21	882	134	1,016	592	60,580
22	873	139	1,012	672	62,580
23	870	155	1,025	755	62,580
24	855	152	1,007	758	62,580
25	855	147	1,002	756	65,066
26	846	138	984	687	66,925
27	846	138	984	666	62,669
28	838	132	970	596	64,046

注1 プラスチック系ごみの資源化量は、プラスチック選別・圧縮施設以外から発生したものを含む。

2 清掃工場負荷軽減のため、平成10年度からプラスチックごみの分別を開始した。平成10～14年度は、固形燃料(RPF)へと資源化した。

3 平成12年度の容器包装リサイクル法完全施行に伴い、平成15年度から、(公財)日本容器包装リサイクル協会が指定する再商品化事業者へ引渡し、資源化した。

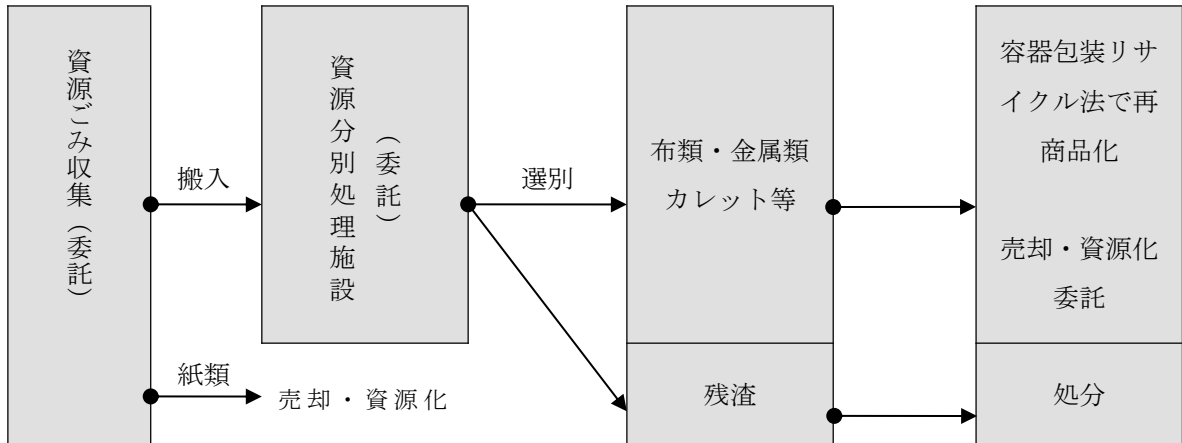
4 平成17年度からPETボトルは、市場において原料としての商品価値が上昇したため、圧縮梱包後、民間事業者へ売却、資源化することとした。

5 平成20年度からPETボトルは、市場における原料としての商品価値の下降が見込まれるため、圧縮梱包後、民間事業者への売却と(公財)日本容器包装リサイクル協会が指定する再商品化事業者へ引渡し、資源化した。

6 平成21年度からPETボトルは、市場における原料としての商品価値の下降が見込まれるため、圧縮梱包後、(公財)日本容器包装リサイクル協会が指定する再商品化事業者へ引渡し、資源化した。

(2) 資源ごみの資源化

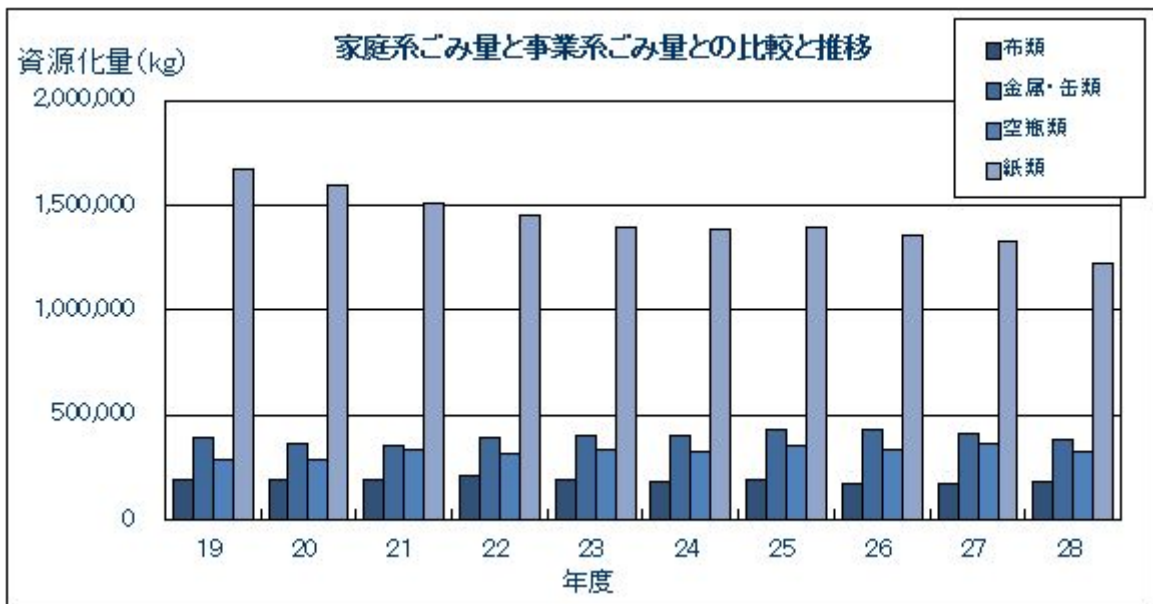
ア. 資源ごみの資源化の流れ



イ. 資源ごみの資源化量

(単位：kg)

年度	布類	金属・缶類	空瓶類	紙類	計
19	194,750	388,210	288,250	1,673,970	2,545,180
20	188,720	358,170	288,330	1,598,160	2,433,380
21	186,960	357,675	336,910	1,510,790	2,392,335
22	205,400	387,725	311,490	1,450,320	2,354,935
23	194,350	404,920	333,580	1,397,900	2,330,750
24	181,740	400,787	324,370	1,385,150	2,292,047
25	186,230	426,257	352,750	1,393,200	2,358,437
26	172,625	425,904	337,340	1,353,670	2,289,539
27	171,420	405,939	359,600	1,326,190	2,263,149
28	178,770	379,696	320,200	1,222,880	2,101,546



(3) 資源ごみ回収品目及びペットボトル

平成28年4月1日現在

分類	品目	出し方・注意事項
古紙類	新聞, ダンボール, 雑誌・ざつ紙(包装紙, 空き箱など)	・品目別にひもで束ねて出す。
	牛乳やジュース類のパック	・洗って開いて乾かしたものを出す。
布類	各種衣類, カーテン, シーツ, 毛布, タオルケット, 座布団(中身が綿のもの)など	・まとめてひもで束ねて出す。 ・雨の日は濡れないようにして出す。
空きビン類	飲料用のビン, 食料用のビン, 酒瓶など	・ふたを取り, 黒以外の中身の見える袋で出す。 ・缶の中に残っているものは軽くすすいできれいにする。 ・化粧品のビンは燃やさないごみで出す。
空き缶類	飲料用の缶, 食料品の缶, 卓上ガスボンベ, スプレー缶など	・黒以外の中身の見える袋で出す。 ・缶の中に残っているものは軽くすすいできれいにする。 ・スプレー缶は, 穴を開けガスを抜く。
金属類	なべ, やかん, フライパン, アイロン, 傘, トースター, 針金ハンガー, 空気入れ, 小型電気製品など	・黒以外の中身の見える袋で出す。
ペットボトル	飲料用, 酒類, しょうゆ用のペットボトル	・中をかるくすすいでふたを取り, ラベルを取ってから出す。 ・集積所に用意してあるネットに入れる。

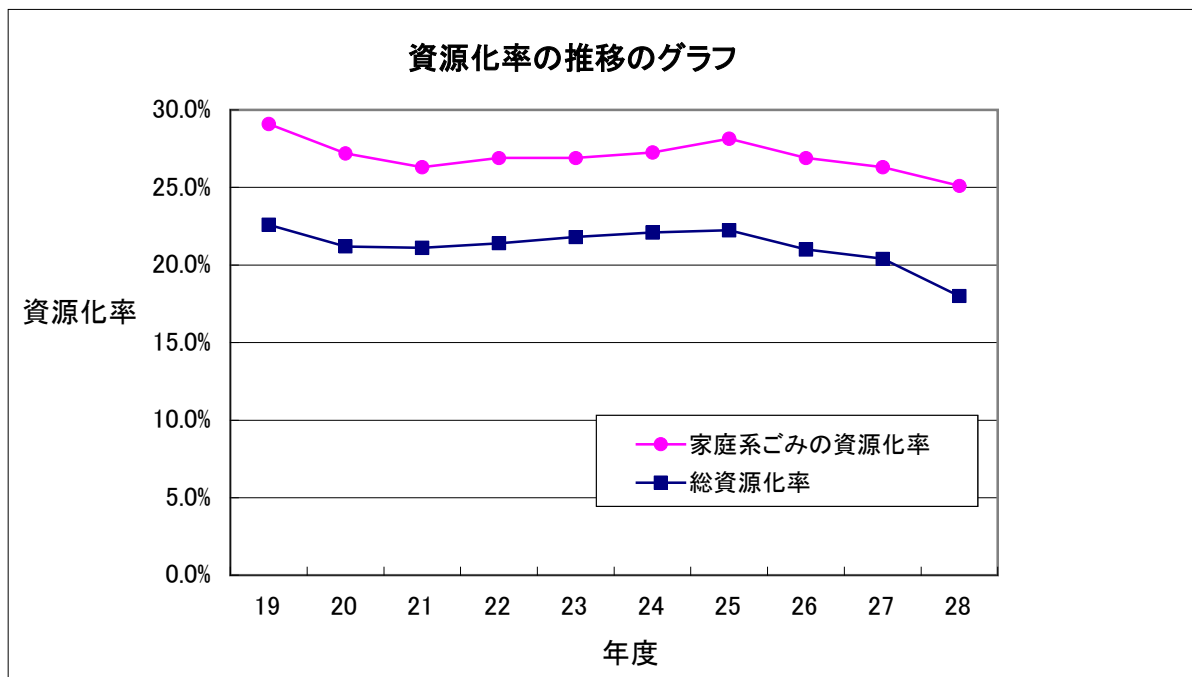
(4) 資源化率の推移

(単位:t)

年度	可燃・不燃・粗大・危険有害物・直接埋立	資源ごみ	プラスチック	燃鉄	乾電池 蛍光管 ライター	計	総ごみ量	家庭系ごみの資源化率	総資源化率
19	12,122	2,550	907	59	17	3,533	15,655 (12,131)	29.1%	22.6%
20	12,072	2,507	662	59	20	3,248	15,320 (11,922)	27.2%	21.2%
21	11,663	2,446	592	57	30	3,125	14,788 (11,877)	26.3%	21.1%
22	11,765	2,440	672	68	27	3,207	14,972 (11,903)	26.9%	21.4%
23	11,676	2,412	755	63	24	3,254	14,930 (12,100)	26.9%	21.8%
24	11,531	2,427	758	60	21	3,266	14,797 (11,983)	27.3%	22.1%
25	11,742	2,538	756	63	20	3,377	15,180 (12,002)	28.1%	22.3%
26	12,120	2,461	687	62	14	3,224	15,344 (11,985)	26.9%	21.0%
27	12,246	2,393	666	59	29	3,147	15,392 (11,970)	26.3%	20.4%
28	13,379	2,285	596	48	15	2,944	16,323 (11,731)	25.1%	18.0%

注1 プラスチックは、平成14年度まで、固形燃料化(RPF)し、平成15年度から、(公財)日本容器包装リサイクル協会が指定する再商品化事業者へ引渡し、資源化した。

2 総ごみ量は、災害廃棄物を除いた数値であり()は、家庭系ごみの総量である。



Ⅱ 部

(旧沼南地域)

第3章

し尿処理等

※旧沼南地域について、アクアセンターあじさいに関するものは、
柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合作成の数値を掲載した。

1 概要

(1) し尿処理状況の推移

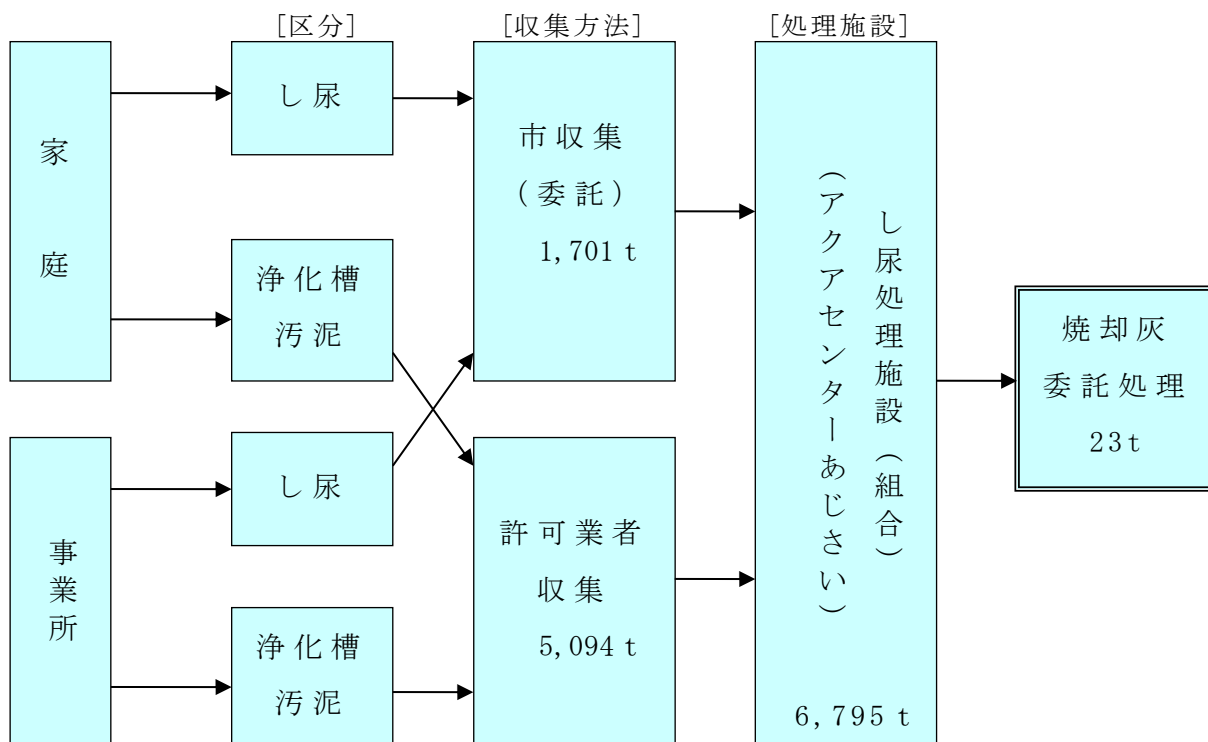
(単位：人，%)

年度	公共下水道人口		浄化槽人口		汲み取り人口		処理対象区域内人口(市内全域)	
	人口	(%)	人口	(%)	人口	(%)	人口	(%)
19	34,986	71.6	11,346	23.2	2,562	5.2	48,894	100.0
20	35,185	70.6	12,285	24.7	2,346	4.7	49,816	100.0
21	36,516	71.9	11,978	23.6	2,272	4.5	50,766	100.0
22	37,735	73.2	11,623	22.5	2,197	4.3	51,555	100.0
23	38,402	74.4	11,098	21.5	2,103	4.1	51,603	100.0
24	39,080	75.0	11,096	21.3	1,961	3.8	52,137	100.0
25	38,944	74.8	11,195	21.5	1,926	3.7	52,065	100.0
26	38,925	74.4	11,614	22.2	1,785	3.4	52,324	100.0
27	38,915	74.2	11,831	22.5	1,711	3.3	52,457	100.0
28	39,117	74.3	11,858	22.5	1,646	3.1	52,621	100.0

注1 し尿の収集は、市が委託により収集し、処理はすべて組合が行う。

2 浄化槽汚泥は、市内の浄化槽清掃許可業者（旧沼南地域許可業者）が収集し、し尿処理施設（組合）で処理。

(2) し尿処理の流れ



注1 月1回を基本とした定期収集を実施し、工事現場は依頼のあった時点で臨時的な収集を行っている。

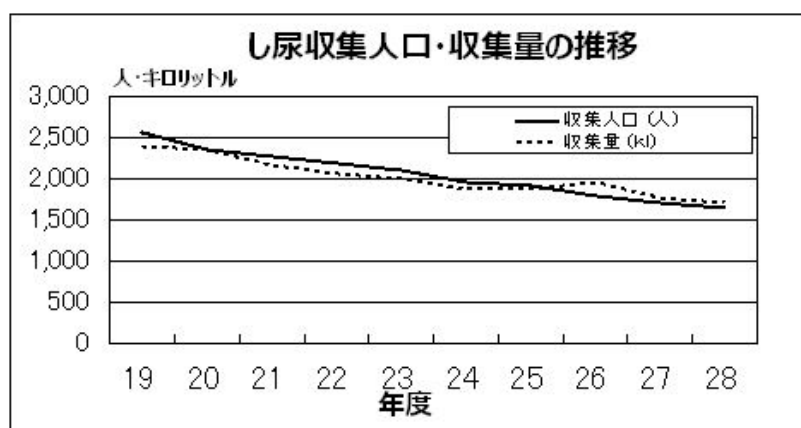
2 浄化槽汚泥の収集は、許可業者が市民との契約に基づき実施し、処理施設へ搬入している。

3 焼却灰は、処理量の搬入按分（柏市（旧沼南地域分）21.84%、白井市16.03%、鎌ヶ谷市62.13%）。

2 し尿の収集

年度	し 尿				
	収集戸数 (戸)	収集人口 (人)	収集量 (t)	収集日数 (日)	収集日量 (t)
19	967	2,562	2,399	245	10
20	893	2,346	2,347	245	10
21	873	2,272	2,174	246	9
22	852	2,197	2,066	247	8
23	826	2,103	2,009	247	8
24	776	1,961	1,878	247	8
25	772	1,926	1,881	247	8
26	727	1,785	1,959	248	8
27	712	1,711	1,767	246	7
28	693	1,646	1,701	246	7

注 平成18年度以降のし尿収集戸数は、市町合併後に導入した清掃管理システムにより算定。

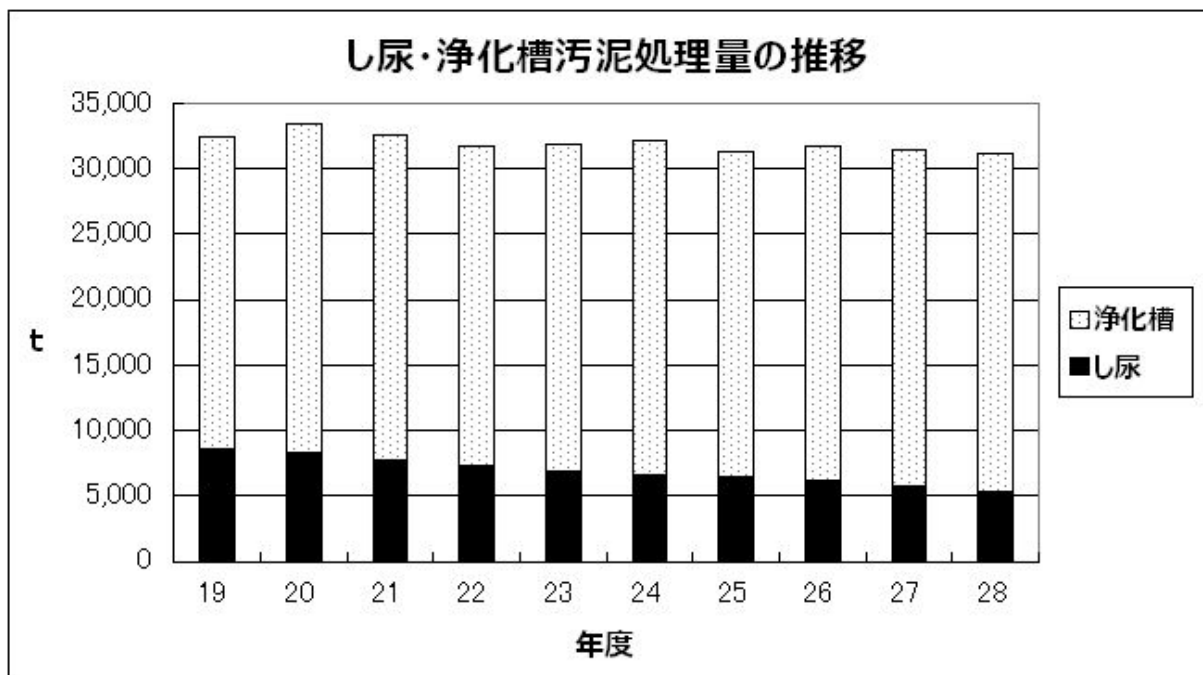


3 し尿の処理

(単位：t)

年度	処理日数	処理量			処理日量		
		し尿	浄化槽 汚泥	合計	し尿	浄化槽 汚泥	合計
19	366	8,629	23,854	32,483	24	65	89
20	365	8,352	25,109	33,461	23	69	92
21	365	7,728	24,808	32,536	21	68	89
22	365	7,349	24,317	31,666	20	67	87
23	366	6,865	24,961	31,826	19	68	87
24	365	6,610	25,509	32,119	18	70	88
25	365	6,547	24,818	31,365	18	68	86
26	365	6,211	25,503	31,714	17	70	87
27	366	5,756	25,666	31,422	16	70	86
28	365	5,392	25,726	31,118	15	70	85

注 し尿および浄化槽汚泥の処理量は、施設全体の処理量である。



4 浄化槽設置基数の推移 (旧沼南地域)

(単位：基，千円)

年度	浄化槽設置基数			補助制度による合併浄化槽設置基数			
	単独	合併	計	下水道認可区域内	下水道認可区域外	計	補助金交付額
19	2,398	822	3,220	0	18	18	9,352
20	2,370	961	3,331	0	25	25	9,421
21	2,359	1,030	3,389	1	22	23	12,508
22	2,431	1,450	3,881	0	12	12	7,580
23	2,299	1,508	3,807	0	9	9	5,752
24	2,297	1,564	3,861	0	8	8	4,112
25	2,293	1,626	3,919	0	14	14	6,384
26	2,289	1,689	3,978	0	6	6	2,664
27	2,288	1,736	4,024	0	3	3	1,332
28	2,286	1,788	4,074	0	2	2	888

- 注1 補助の対象：下水道認可区域以外の地域，単独浄化槽又はくみ取り便所から合併処理浄化槽に転換する者に補助金を交付する。
- 注2 平成18年度以降の浄化槽設置基数は，一般廃棄物処理業許可業者（浄化槽汚泥及びし尿の収集運搬）からの実績報告をもとに，市町村合併後に導入した浄化槽管理システムにより稼働中の浄化槽基数を算出したもの。

卷末資料

資料1 清掃事業の沿革年表

年次	月	一般関係事項	月	し尿関係事項	月	ごみ関係事項	月	資源化関係事項	
S 29	9	市制施行							
	11	清掃条例制定							
	35	衛生課清掃係発足							
	36				3	市営塵芥焼却場 (18.7t / 日) 竣工			
	39	機構改革により衛生部 環境衛生課清掃係となる							
	40			3	第一し尿処理場 (72kl / 日) 竣工				
				5	し尿収集手数料改定及 び徴収員制度による徴 収制度による徴収を開 始				
				7	徴収員制度に加え衛生 協力会による徴収制度 を開始				
	43	機構改革により衛生部 清掃課清掃第一, 第二 案係となる							
	44	機構改革により民生部 衛生第一課, 第二課と なる		3	第二し尿処理場 (90kl / 日) 竣工				
	46	12	柏市清掃条例を廃止し 柏市廃棄物の処理及び 清掃に関する条例を制 定 (柏市 条例第51号)			12	分別収集開始 (可燃と不燃) 粗大ゴミは町会単位で 個別収集開始		
	47	4	民生部から清掃, 衛生 部門を分離し, 衛生部を 新設						
	48	3	柏市廃棄物処理清掃条 例の一部改正 (柏市 条例第17号) 清掃部門を業務一課業 務二課から, 清掃管理 課, 第一清掃事務所, 第二清掃事務所の一課 2所に拡充			4	ごみ処理手数料の改定		
						6	船戸清掃工場 (300t / 日) 竣工		
	49			3	第一し尿処理場増設 (28kl / 日)				
	50			2	第二し尿処理場増設 (70kl / 日)				
	51	3	条例の一部改正 (柏市 条例第18号)	4	処理手数料を改定 (し尿を人数制から定額 制に変更)	3	清掃工場灰処理施設竣 工	9	「柏方式」による資源回 収運動を開始
						4	事業系処理手数料を改 定		
	52	4	衛生部を廃止し, 環境部 を新設 (清掃管理課第一清掃 事務所, 第二清掃事 務所)			4	布施最終処分場取得 (70,208㎡)	10	柏市資源組合結成
		6	柏市あき地の管理に関 する指導要綱制定			8	粗大ごみ処理施設 (50t / 5H) 竣工		
	53					3	布施最終処分場埋立て 開始	4	柏市資源回収運動実施 要綱制定
	54	3	あき地の雑草等の除去 に関する条例制定 (柏市 条例第22号)					3	柏市再生資源組合設立 (柏市資源組合と柏市 金属屑防犯協力組合が 合併)
		4	清掃部門を清掃管理課 清掃施設課, 第一清掃 事務所, 第二清掃事務 所の二課二所に拡充						
	55			10	第二し尿処理場増設 (280kl / 日) 着工	3	布施最終処分場水処理 施設 (80㎡ / 日) 竣工	4	資源ごみ回収報償金制 度制定
						3	船戸清掃工場水処理施 設 (110㎡ / 日) 着工		

年次	月	一般関係事項	月	し尿関係事項	月	ごみ関係事項	月	資源化関係事項
56			3	家庭雑排水処理施設(200m ³ /日)取得	3	柏市総合計画に南部新清掃工場建設計画が盛り込まれる	9	柏市再生資源事業協同組合が設立 (柏市再生資源組合が名称を変更し、正式に法人登録)
57					12	ごみ減量運動推進計画策定		
57					1	三分別収集開始(可燃, 不燃, 資源品)	1	町会・自治会を単位とした資源回収開始
58			3	第二し尿処理場(280kl/日)竣工				
			4	第一し尿処理場を篠籠田浄化センター, 第二し尿処理場を山高野浄化センターに名称変更				
			7	篠籠田浄化センター処理機能廃止				
59	3	条例の一部改正及び題名変更「柏市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」(柏市 条例第10号)	3	篠籠田浄化センター中継地竣工	3	船戸清掃工場塩化水素除去装置竣工		
			4	処理手数料を改定	4	柏市廃棄物処理基本計画策定		
					4	処理手数料改定		
					11	使用済み乾電池を有害ごみとして分別開始		
60	9	条例の一部改正(柏市 条例第23号)			1	高分子物圧縮搬送設備竣工		
					3	布施最終処分場水処理施設重金属除去装置設備増設		
					3	清掃工場灰処理施設休止		
61			3	篠籠田浄化センター(処理施設)解体撤去		柏市廃棄物処理基本計画改定	6	中十余二の元山に, ビン類選別施設を整備しビン類の選別を開始
62					6	新清掃工場建設工事着工		
H 元						柏市廃棄物処理基本計画策定		十余二の翁原に, 金属類選別施設を整備し, 金属類の細選別を開始
2					9	柏市最終処分場建設工事着工	4	生ごみ処理容器(コンポスト)購入費補助制度開始
							8	十余二の翁原に, アルミ缶選別施設を整備しアルミ缶の選別を開始
3	4	清掃部門をクリーン推進室, 清掃業務課, 環境サービス事務所, 清掃工場, 清掃収集事務所に組織変更			3	新清掃工場竣工(300t/日)竣工	2	資源回収を月1回から月2回に拡大
					3	清掃収集事務所竣工	7	十余二の翁原に瓶類選別施設を規模拡大整備し, 同時に中十余二の施設を廃止
					4	ごみ分別方法変更(ビニール・プラスチック類を可燃ごみに)	8	粗大ごみ処理施設が火災により一部焼損
					12	条例の一部改正及び題名変更「柏市廃棄物処理清掃条例」(柏市 条例第26号)	10	不法投棄監視員制度発足
4	2	ごみ減量推進協議会を発足			3	柏市最終処分場竣工(55,000m ²)	7	紙パック(牛乳パック)を資源品目に追加
					3	布施最終処分場埋立て終了		
					4	柏市最終処分場埋立て開始		
					10	粗大ごみ処理施設復旧工事着手		

年次	月	一般関係事項	月	し尿関係事項	月	ごみ関係事項	月	資源化関係事項
5	3	条例の全部改正 (柏市 条例第17条)			7	布団の資源化開始 ごみ処理手数料を改定		
	4	清掃業務課をクリーン推進室へ統合するとともに新たに施設整備課を設置する			8	放置車両に持ち主調査中のステッカーを張り始める		
					10	ステッカーを張って瓶缶混入ごみの取り残しを開始		
6					1	ごみの不法投棄展開催	3	発泡トレーの店頭回収
					2	古タイヤと消火器を適性処理困難物に指定		
					2	共同住宅等ごみ出し責任者制度発足		
					3	柏市一般廃棄物処理基本計画策定		
					6	収集車に市民体験乗車開始		
7					2	ごみ歴史展開催	3	布団保管倉庫完成
					4	ごみ分別方法変更(プラスチックごみ分別リサイクル開始)ごみ出しカレンダー全世帯に配布	9	生ごみ処理容器補助制度をEM菌利用や機械式についても適用
					7	フロンガス回収開始		
					10	第二清掃工場建設予定地選定		
					11	ごみマンガ展開催		
8	3	条例の一部改正 (柏市 条例第21号)	10	し尿処理手数料を改定	6	暮らしのゴミニケーション展開催	2	ペットボトルのモデル回収実施
	4	施設整備課を清掃工場建設課に名称変更			10	粗大ごみ有料化実施 ごみ処理手数料改定	5	家具等リサイクル展示場オープン
9	3	ぼい捨て及び違反ごみ出し防止条例制定 (柏市 条例第7号)			3	柏市一般廃棄物処理基本計画改定 事業系廃冷蔵庫フロンガス回収補助事業開始	4	ペットボトルを資源品目に追加
10	9	柏市一般廃棄物処理施設生活環境影響調査結果縦覧条例制定 (柏市 条例第33条)						
11				家庭雑排水処理施設 (200㎡ / 日) 廃止	1	ごみ再利用・資源化事業で自治大臣表彰		
					1	容器包装リサイクル法完全施行モデル事業		
					3	環境フェスタ開催		
12				3 篠籠田浄化センター中継地廃止	1	清掃工場ダイオキシン恒久対策工事開始	4	家庭系プラスチックごみの一部を容器包装リサイクル法に適用
				4 環境サービス事務所と山高野浄化センターが統合	7	柏市一般廃棄物処理基本計画改定	9	柏市リサイクルプラザ建設工事開始
					11	ごみ減量化行動計画策定		
13	2	広域的相互支援協定締結(5市2町1組合)(平成13年12月効力失効)	4	山高野浄化センターを環境サービス事務所施設担当に名称変更	1	リサイクル家具展示場休止	3	プラスチック処理施設「柏プラネット」稼動
	4	柏市廃棄物処理清掃条例改正			4	事業系プラスチックごみ分別開始	4	容器包装リサイクル法によるその他のプラスチック再商品化本格開始
	4	家電リサイクル法施行			4	家庭系ごみの清掃工場持込みを有料化	4	資源品買上金制度廃止
					4	フロン回収事業廃止	4	剪定枝資源化開始

年次	月	一般関係事項	月	し尿関係事項	月	ごみ関係事項	月	資源化関係事項
13	12	柏市ダイオキシン類発生抑制条例制定(平成14年4月施行)	12	山高野浄化センター施設改修工事開始	10	黒袋でのごみ排出禁止		
	12	広域的相互支援協定締結(6市2町1組合)			10	船戸清掃工場ダイオキシン恒久対策工事終了		
					11	柏市最終処分場10年間の使用期間延長協定締結		
					12	第二清掃工場建設工事契約		
14			4	改修工事継続	2	家庭用小型焼却炉回収	4	柏市リサイクルプラザオープン
					6	第二清掃工場建設工事開始	5	リサイクルプラザ内にごみ減量リサイクル啓発施設「リボン館」オープン
15			5	し尿処理施設の改修工事試運転開始	3	最終処分場跡地整備基本計画策定		
					3	ごみ減量化計画改定		
16	12	柏市ばい捨て等防止条例改正	3	し尿処理施設改修工事の竣工	3	一般廃棄物処理基本構想案作成	3	資源品持ち去り禁止看板を掲示
			3	し尿処理手数料について条例の一部改正	3	最終処分場跡地整備基本計画策定		
			4	仮設トイレの収集を許可制へ移行	11	ごみ不思議展開催		
			4	山高野浄化センターの運転管理委託開始	12	第二清掃工場運営長期責任委託契約締結		
17	3	東葛飾郡沼南町を編入合併			3	一般廃棄物処理基本計画策定	3	柏市廃棄物処理清掃条例を改正し、資源品持ち去り行為を禁止
	4	柏市ばい捨て等防止条例施行			4	第二清掃工場稼働		
	4	柏市廃棄物処理清掃条例改正			4	第二清掃工場の運転管理及び施設管理業務委託をについて、20年間の長期責任委託を実施	4	第二清掃工場からの焼却灰について、灰溶融炉による資源化を実施(スラグ化、メタル化等)
					4	南北クリーンセンター体制への移行		
					4	南北2収集体制開始		
					4	指定袋制度導入、プラスチック分別の一部変更		
18					4	第二清掃工場余熱還元施設「リフレッシュプラザ」オープン		
					4	テープ類について、不燃ごみから可燃ごみへ分別区分を変更		
			6	山高野浄化センターの運転管理及び施設管理業務委託について、5年間の長期責任委託を実施	5	最終処分場跡地整備開始		
					8	柏市再生指定ごみ袋がエコマークを取得		
19					1	柏市再生指定ごみ袋エコマーク取得記念シンポジウム開催		
	4	改正容器包装リサイクル法施行			3	第二清掃工場多目的広場の整備完了		
	6	柏市不法投棄対策条例施行			4	粗大ごみの個別収集委託を実施		

年次	月	一般関係事項	月	し尿関係事項	月	ごみ関係事項	月	資源化関係事項
20	2	柏市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則制定	1	柏市浄化槽保守点検業者登録条例施行規則制定				
	4	中核市移行(環境部機構改革)	3	柏市浄化槽法施行細則制定	3	柏市指定ごみ袋の仕様変更		
			4	し尿(柏地区)の収集業務委託を実施	4	柏市清掃工場の運転管理及び施設管理業務委託について、14年間の長期包括委託を実施	11	ペットボトルの一部(2割)を容器包装リサイクル法に適用
21							4	ペットボトルを全量容器包装リサイクルルートに変更
22	5	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正						
23	8	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行						
	8	放射線対策室を設置						
24					3	柏市最終処分場の使用期限満了		
					3	柏市一般廃棄物処理基本計画の改訂(スリムかしわ)		
	10	廃棄物政策課内に災害廃棄物対策担当を設置			4	柏市最終処分場埋立終了時整備事業開始		
25	4	小型家電リサイクル法(使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律)施行			3	柏市最終処分場埋立終了時整備事業完了		
	4	柏市廃棄物処理清掃条例の一部改正を施行(市が設置する一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者の資格は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第17条第1項に定める資格と同様の技術士等とする1条を追加)						
26	4	柏市廃棄物処理清掃条例改正(廃棄物処理手数料の消費税相当額を8%に改正)					11	使用済み小型家電リサイクル実証事業を開始
27	3	柏市土砂等埋立て等規制条例改正					4	使用済み小型家電リサイクル事業を開始
					10	旧柏地域に係る柏市家庭系一般廃棄物収集運搬業務について、一部委託を開始		
28	4	放射線対策室を廃止。環境政策課内に放射線対策対策担当を設置						

資料2 廃棄物処理手数料の経緯

改正	昭和48年条例第17号				昭和48年条例第39号			
施行	昭和48年4月1日施行				昭和48年10月1日施行			
ごみ処理	区分		単位	金額	区分		単位	金額
	事業活動に伴って生じた一般廃棄物で市が処理するもの	1日排出量 平均 10 kg 未満	月額	200 円	事業活動に伴って生じた一般廃棄物で市が処理するもの	1日排出量 平均 10 kg 未満	月額	200 円
	1日排出量 平均 10 kg 以上 50 kg 未満	月額	500 円		1日排出量 平均 10 kg 以上 50 kg 未満	月額	500 円	
	1日排出量 平均 50 kg 以上 100 kg未満	月額	1,000 円		—	—	—	
産業廃棄物	事業活動に伴って生じた一般廃棄物で市長の許可を受けて自ら市の施設へ搬入したもの	焼却処分するもの	20 kg につき	20 円	事業活動に伴って生じた一般廃棄物で、自ら市の施設へ搬入したもの	焼却処分するもの	20 kg につき	20 円
		埋立処分するもの	20 kg につき	10 円		埋立処分するもの	50 kg を超えたものについて 20 kgにつき	20 円
死体	犬、猫などの死体処理	市が処理するもの	1頭につき	300 円	犬、猫などの死体処理	市が処理するもの	1頭につき	300 円
し尿処理	一般家庭で1人から4人まで		月額	200 円	一般家庭で1人から4人まで		月額	200 円
	一般家庭で5人から7人まで		月額	280 円	一般家庭で5人から7人まで		月額	280 円
	一般家庭で8人以上		月額	280 円に1人増すごとに 30 円を加えた額	一般家庭で8人以上		月額	280 円に1人増すごとに 30 円を加えた額
	事業所及び共同住宅などで不特定多数の人が出入りするものまたは居住するもの		36 ヶ月につき	35 円	事業所及び共同住宅などで不特定多数の人が出入りするものまたは居住するもの		36 ヶ月につき	35 円
汚泥	浄化槽 条例第12条により許可した業者が搬入するもの		1,800 ヶ月につき	400 円	浄化槽 条例第12条により許可した業者が搬入するもの		1,800 ヶ月につき	400 円

改正	昭和51年条例第18号				昭和59年条例第10号			
施行	昭和51年4月1日施行				昭和59年4月1日施行			
ごみ 処 理	区 分		単 位	金 額	区 分		単 位	金 額
	—		—	—	—		—	—
	—		—	—	—		—	—
	—		—	—	—		—	—
	事業活動に伴って生じた一般廃棄物で、自ら市の施設へ搬入したもの	50 kg を超えたものについて	1 kg につき	3 円	事業活動に伴って生じた一般廃棄物で、自ら市の施設へ搬入したもの	50 kg を超えたものについて	1 kg につき	5 円
産業 廃棄物	市の施設で焼却処分するもの		1 kg につき	3 円	市の施設で焼却処分するもの		1 kg につき	5 円
犬猫 死体	犬, 猫などの死体	市が収集, 運搬, 処分するもの	1 頭につき	1,000 円	犬, 猫などの死体	市が収集, 運搬, 処分するもの	1 頭につき	1,000 円 (※ H4.4.1 ~ 1,030 円)
		自己搬入するもの	1 頭につき	300 円		自己搬入するもの	1 頭につき	300 円
し尿 処 理	一般家庭 1 世帯		月額	330 円	一般家庭 1 世帯		月額	400 円 (※ H4.4.1 ~ 410 円)
	事業所及び共同住宅などで不特定多数の人が出入りするものまたは居住するもの		1 戸につき	2 円	事業所及び共同住宅などで不特定多数の人が出入りするものまたは居住するもの		1 戸につき	2.5 円
浄化 槽 汚泥	条例第13条により許可した業者が搬入するもの		1,800 ㍓につき	400 円	条例第14条の規定により許可した業者が搬入するもの		1,800 ㍓につき	500 円
					※平成3年条例第26号 平成4年4月1日施行 平成4年4月1日より※印の他は算定額に100分の103を乗じた額			

改正	平成5年条例第17号				平成8年条例第21号			
施行	平成5年7月1日施行				平成8年10月1日施行			
ごみ	区 分		単 位	金 額	区 分		単 位	金 額
	処 理	—	—	—	—	事業活動に伴って生じる一般廃棄物で市長の指定する場所へ搬入するもの	1kg	15 円
—		—	—	—	許可業者が搬入するもの		1kg	15 円
事業活動に伴って生じた一般廃棄物で、市長の指定する場所へ搬入したもの		10 kg を超えたものについて	1kg	10 円		一般家庭から排出される粗大ごみで本市が戸別に収集、運搬及び処分するもの	1件	1,000 円
		許可業者が搬入するもの	1kg	10 円	一般家庭から排出されるごみで市民が搬入するもの	無料		
産業廃棄物	市の施設で焼却処分できる産業廃棄物で市長が告示するもの		1kg	10 円	本市の施設において焼却処分できる産業廃棄物で市長が告示するもの		1kg	15 円
犬猫死体	犬、猫などの死体	市が収集、運搬、処分するもの	1頭	1,030 円	犬、猫などの死体	市が収集、運搬、処分するもの	1体	1,030 円 (H9.4.1～1,050 円)
		自己搬入するもの	1頭	300 円		市長の指定する場所へ搬入するもの	1体	300 円 (H9.4.1～310 円)
し尿処理	一般家庭 1 世帯		月額	410 円	一般家庭 1 世帯		月額	410 円 (H9.4.1～420 円)
	事業所及び共同住宅などで継続して収集するもの		1ヶ月	2.5 円	事業所及び共同住宅などで継続して収集するもの		1ヶ月	3.2 円
	上記以外で臨時に収集するもの		1回	410 円	上記以外で臨時に収集するもの		1回	1,100 円 (H9.4.1～1,120 円)
浄化槽汚泥	許可業者が搬入するもの		1,800 日	500 円	許可業者が搬入するもの		1,800 日	500 円
	浄化槽汚泥、し尿の事業所及び共同住宅などで継続して収集するもの、その他の一般廃棄物及び産業廃棄物の手数料は、この表の区分により算出した額に 100 分の 103 を乗じて得た額とする				浄化槽汚泥、し尿の事業所及び共同住宅などで継続して収集するもの、その他の一般廃棄物及び産業廃棄物の手数料は、この表の区分により算出した額に 100 分の 103 を乗じて得た額とする。 (平成9年4月から 100 分の 103 は、100 分の 105 と読み替える)			

改正	平成12年条例第41号			平成15年条例第17号					
施行	平成13年4月1日施行			平成16年4月1日施行					
(一般廃棄物) 処理	区 分		単 位	金 額	区 分		単 位	金 額	
	ごみ処	一般家庭から排出される一般廃棄物で市民が市長の指定する場所へ搬入するもの		10 kg までごとに	180 円※	一般家庭から排出される一般廃棄物で市民が市長の指定する場所へ搬入するもの		10 kg までごとに	180 円※
		事業活動に伴って生じる一般廃棄物で事業者が市長の指定する場所へ搬入するもの				事業活動に伴って生じる一般廃棄物で事業者が市長の指定する場所へ搬入するもの			
		許可業者が搬入するもの				許可業者が搬入するもの			
理	一般家庭から排出される粗大ごみで本市が戸別に収集, 運搬及び処分するもの		1件	1,050 円	一般家庭から排出される粗大ごみで本市が戸別に収集, 運搬及び処分するもの		1件	1,050 円	
(プラスチックごみ) 処理	事業活動に伴って生じるプラスチックごみで事業者が市長の指定する場所へ搬入するもの		10 kg までごとに	160 円※	事業活動に伴って生じるプラスチックごみで事業者が市長の指定する場所へ搬入するもの		10 kg までごとに	160 円※	
	許可業者が搬入するもの				許可業者が搬入するもの				
産業廃棄物	本市の施設において焼却処分できる産業廃棄物で市長が告示するもの		10 kg までごとに	180 円※	本市の施設において焼却処分できる産業廃棄物で市長が告示するもの		10 kg までごとに	180 円※	
犬猫死体	犬, 猫などの死体	市が収集, 運搬, 処分するもの	1体	1,050 円	犬, 猫などの死体	市が収集, 運搬, 処分するもの	1体	1,050 円	
		市長の指定する場所へ搬入するもの	1体	310 円		市長の指定する場所へ搬入するもの	1体	310 円	
し尿処理	一般家庭		1世帯当たり月額	420 円	一般家庭		1世帯当たり月額	420 円	
	事業所及び共同住宅などで継続して収集するもの		1 ^{リットル}	3.2 円※	事業所及び共同住宅などで継続して収集するもの		1 ^{リットル}	3.2 円※	
	上記以外で臨時に収集するもの		1回	1,120 円	許可業者が搬入するもの		1,800 ^{リットル}	500 円※	
汚泥浄化槽	許可業者が搬入するもの		1,800 ^{リットル}	500 円※	許可業者が搬入するもの		1,800 ^{リットル}	500 円※	
	※印の手数料の額は, この表の区分により算定した額に100分の105を乗じて得た額とする。			※印の手数料の額は, この表の区分により算定した額に100分の105を乗じて得た額とする。 10円未満は切り捨てとする。					

改正	平成17年条例第72号			平成19年条例第56号					
施行	平成17年4月1日施行			平成20年4月1日施行					
ごみ処理 (一般廃棄物)	区 分		単 位	金 額	区 分		単 位	金 額	
	ごみ処 理	一般家庭から排出される一般廃棄物で市民が市長の指定する場所へ搬入するもの		10 kg ま でごとに	189 円	一般家庭から排出される一般廃棄物で市民が市長の指定する場所へ搬入するもの		10 kg ま でごとに	189 円
		事業活動に伴って生じる一般廃棄物で事業者が市長の指定する場所へ搬入するもの				事業活動に伴って生じる一般廃棄物で事業者が市長の指定する場所へ搬入するもの			
		許可業者が搬入するもの				許可業者が搬入するもの			
一般家庭から排出される粗大ごみで本市が戸別に収集、運搬及び処分するもの		1件	1,050 円	一般家庭から排出される粗大ごみで本市が戸別に収集、運搬及び処分するもの		1件	1,050 円		
ごみ処理 (プラスチックごみ)	事業活動に伴って生じる容器包装プラスチック類で事業者が市長の指定する場所へ搬入するもの		10 kg ま でごとに	168 円	事業活動に伴って生じる容器包装プラスチック類で事業者が市長の指定する場所へ搬入するもの		10 kg ま でごとに	168 円	
	許可業者が搬入するもの				許可業者が搬入するもの				
産業 廃棄物	本市の施設において焼却処分できる産業廃棄物で市長が告示するもの		10 kg ま でごとに	189 円	本市の施設において焼却処分できる産業廃棄物で市長が告示するもの		10 kg ま でごとに	189 円	
犬猫 死体	犬、猫などの死体	市が収集、運搬、処分するもの	1体	1,050 円	犬、猫などの死体	—	—	—	
		市長の指定する場所へ搬入するもの	1体	310 円		市長の指定する場所へ搬入するもの	1体	310 円	
し尿 処理	一般家庭		1世帯当 たり月額	420 円	一般家庭		1世帯当 たり月額	420 円	
	事業所及び共同住宅などで継続して収集するもの		1 ^{リットル}	3.36 円	事業所及び共同住宅などで継続して収集するもの		1 ^{リットル}	3.36 円	
	許可業者が搬入するもの		1,800 ^{リットル}	525 円	許可業者が搬入するもの		1,800 ^{リットル}	525 円	
汚泥 浄化槽	許可業者が搬入するもの		1,800 ^{リットル}	525 円	許可業者が搬入するもの		1,800 ^{リットル}	525 円	
	10 円未満は切り捨てとする。				10 円未満は切り捨てとする。				

注 柏市廃棄物処理清掃条例によるもの。

改正	平成 25 年条例第 52 号			
施行	平成 26 年4月 1 日施行			
ごみ処理 (一般廃棄物)	区 分	単位	金額	
	一般家庭から排出される一般廃棄物で市民が市長の指定する場所へ搬入するもの	10 kg までごとに	194.4 円	
	事業活動に伴って生じる一般廃棄物で事業者が市長の指定する場所へ搬入するもの			
	許可業者が搬入するもの			
ごみ処理 (プラスチック)	事業活動に伴って生じる容器包装プラスチック類で事業者が市長の指定する場所へ搬入するもの	10 kg までごとに	172.8 円	
	許可業者が搬入するもの			
産業廃棄物	本市の施設において焼却処分できる産業廃棄物で市長が告示するもの	10 kg までごとに	194.4 円	
犬猫死体	犬, 猫などの死体	—	—	
		市長の指定する場所へ搬入するもの	1 体	324 円
し尿処理	一般家庭	1 世帯当たり月額	432 円	
	事業所及び共同住宅などで継続して収集するもの	1 トン	3.45 円	
	許可業者が搬入するもの	1,800 トン	540 円	
汚泥 浄化槽	許可業者が搬入するもの	1,800 トン	540 円	
	10 円未満は切り捨てとする。			

注 柏市廃棄物処理清掃条例によるもの。

資料3 一般廃棄物処理実施計画（旧柏地域）

柏市告示第149号

平成29年度一般廃棄物処理実施計画

柏市廃棄物処理清掃条例（平成5年柏市条例第17号）第17条第1項の規定により、平成29年度一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定める。

平成29年3月31日

柏市長 秋山浩保

目次

- 第1 計画区域及び期間
- 第2 一般廃棄物の種類及び排出見込量
 - 1 ごみ関係
 - 2 生活排水関係
 - 3 犬、猫等死体
- 第3 ごみ処理実施計画
 - 1 ごみの排出抑制の方法
 - 2 再資源化の方法及び量
 - 3 収集・運搬計画
 - 4 中間処理・最終処分計画
 - 5 処理が困難なごみに関する事項
- 第4 生活排水処理実施計画
 - 1 計画対象人口及び世帯
 - 2 収集・運搬計画
 - 3 中間処理・最終処分計画
 - 4 啓発活動
- 第5 一般廃棄物処理施設の整備に関する事項
 - 1 中間処理施設
 - 2 最終処分場

第1 計画区域及び期間

計画区域	計画区域は旧柏地域（平成17年3月27日における本市の区域に相当する区域をいう。以下同じ。）とし、旧沼南地域（同日における沼南町の区域に相当する区域をいう。以下同じ。）については柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合による処理計画とする。ただし、ごみ処理実施計画中のごみ排出抑制の方法及び生活排水処理実施計画については、この限りでない。
計画期間	平成29年4月1日～平成30年3月31日

第2 一般廃棄物の種類及び排出見込量

1 ごみ関係

区分	年間量
可燃ごみ	79,900トン
不燃・粗大ごみ	8,220トン
有害ごみ	30トン
容器包装プラスチック類	5,290トン
不法投棄ごみ・適正処理困難物	120トン
資源品	19,580トン
使用済小型電子機器等	5トン

2 生活排水関係

区分	年間量
し尿	4,080キロリットル
浄化槽汚泥	17,990キロリットル

3 犬、猫等死体

区分	年間量
犬、猫等死体	1,300体

第3 ごみ処理実施計画

1 ごみの排出抑制の方法

種別	区分	施策内容	目標
家庭系 ごみの 減量	1 排出抑制	(1) 食品ロス削減対策を含めた生ごみの排出抑制への誘導と研究の継続 (2) ごみ減量広報紙の発行 (3) 市広報紙, ホームページ及びツイッターによる減量啓発 (4) 清掃施設見学会の実施 (5) ごみ減量説明会の開催	1回 15回 5回
	2 資源化	(1) 古紙の資源化推進のための分別指導の強化及び啓発の継続 (2) 使用済小型家電リサイクルの継続と内容の検証	
	3 環境学習	(1) リボン館運営委員会や教育委員会との連携による講座, 出前授業, イベント及びエコツアー等の実施 (2) スマートフォン用ごみ分別アプリを活用した環境学習の場の提供, 情報の発信	120回
事業系 ごみの 減量	1 排出抑制	(1) 工場搬入車両の検査 (2) 減量計画書の確実な回収による正確な状況把握 (3) 減量計画書に基づく実態調査及び指導強化 (4) 食品ロス削減のための飲食店・食品販売店等の啓発	1回 7事業所
	2 事業者の啓発	(1) 3R推進事業所及び3R推進店推奨制度の周知と登録数の増加 (2) 事業所によるごみ減量への取組事例公表 (3) ホームページ及びパンフレットによる適正排出指導, 減量啓発	10%増 1回
	3 資源化	(1) 生ごみリサイクルの啓発, 促進 (2) コスト意識に訴えかけての古紙類の分別と資源化の啓発, 促進の強化 (3) 給食残さの堆肥化の推進	

2 再資源化の方法及び量

品目	収集・回収	再資源化の方法	再資源化量 (搬出量)
資源品	古紙類、紙パック類、古布類、空ビン類、空カン類、PETボトル、金属類を市の委託業者が資源回収日に収集する。	柏市リサイクルプラザに搬入。施設で選別等を行った後、容器包装リサイクル法の再商品化事業者又は問屋等に引き渡し、資源化する。	19,200トン
容器包装プラスチック類	家庭系は、市が毎週水曜日に収集する。 事業系は、排出事業者が自ら運搬する場合を除き、一般廃棄物収集運搬許可業者が収集する。	プラスチックごみ圧縮保管施設で選別等を行った後、容器包装リサイクル法の再商品化事業者又は問屋等に引き渡し、資源化する。	4,370トン
鉄類 (注1)	粗大ごみ処理施設にて、不燃・粗大ごみを破碎し、鉄類を回収する。	問屋に引き渡し、資源化する。	900トン
家具	粗大ごみとして排出された家具を委託業者が収集する。	柏市リサイクルプラザにて修理し、販売する。	100台
使用済小型電子機器等 (注2)	市が公共施設に回収ボックスを設置。投入された小型家電を認定事業者の再資源化事業計画に基づき収集運搬を行う者が収集する。	認定事業者引き渡し、事業者の再資源化事業計画に従い資源化する。	5トン
インクカートリッジ	市が公共施設に回収ボックスを設置。投入されたインクカートリッジを再商品化事業者へ郵送する。	再商品化事業者引き渡し、資源化する。	1トン未満

(注1) 鉄類は、不燃・粗大ごみに含まれるもの

(注2) 「使用済小型電子機器等の回収に係るガイドライン（環境省）」における「特定対象品目（パソコンを除く）」で、回収ボックスに投入されたもの。

3 収集・運搬計画

区分		収集・運搬				
		収集運搬を行う者	収集区域	年量	集積所、容器及び収集回数等	搬入先
一般家庭から日常排出されるごみ	可燃ごみ	市・委託 (注)	旧 柏 地 域	46,000 トン	定められた集積所に市の指定の袋（可燃ごみ用のものに限る。）で排出。 週2回収集（ごみ出しカレンダーによる）。	柏市北部クリーンセンター（清掃工場）・ 柏市南部クリーンセンター（第二清掃工場）
	不燃ごみ 有害ごみ （乾電池・蛍光灯）			7,180 トン （内有害ごみ 30 トン）	不燃ごみは、定められた集積所に透明又は半透明の任意容器（黒袋、紙袋を除く。）で排出。 有害ごみは、それぞれ内容物が確認できる透明な袋（黒袋、紙袋を除く。）若しくは指定の袋の外袋又はそのままの状態での排出。 月2回収集（ごみ出しカレンダーによる）。	柏市北部クリーンセンター（清掃工場）
	インクカートリッジ	広域的処理の認定に基づき収集運搬を行う者		(1 トン未満)	市が設置した回収箱を経由してのリサイクルを希望する場合は、回収箱まで排出者が自ら分別・運搬。	広域的処理の認定に基づき処分を行う者
	使用済小型電子機器等	認定事業者の再資源化計画に基づき収集運搬を行う者		5 トン	市が設置した回収ボックスを経由してのリサイクルを希望する場合は、回収ボックスまで排出者が自ら分別・運搬。	認定事業者の再資源化計画に基づき処分を行う者
	粗大ごみ	山本産業株式会社 (委託)		470 トン	申込みにより随時有料で戸別収集。	柏市北部クリーンセンター（清掃工場）
	容器包装プラスチック類	市・委託 (注)		5,190 トン	定められた集積所に、市の指定の袋（容器包装プラスチック類用のものに限る。）で排出。毎週水曜日に収集。	プラスチックごみ圧縮保管施設
	資源品 （古紙類、紙パック類、古布類、空ビン類、空カン類、PETボトル、金属類）	柏市再生資源事業協業組合 (委託)		19,580 トン	市の指定の専用袋又は指定の荷姿で所定の集積所に排出。 月2回収集（ごみ出しカレンダーによる）。	柏市リサイクルプラザ
(内一般家庭から排出される多量ごみ)	可燃ごみ	排出者・許可業者 (注)	(900 トン)	資源化できるもの（ビン、カン、紙類、金属類）は分別して搬入する。ただし、日常の事業活動に伴って生じるものの搬入は不可。 それ以外は、可燃ごみ、不燃・粗大ごみ又は容器包装プラスチック類に分別して搬入。黒袋、紙袋での搬入は禁止。可燃ごみ、不燃・粗大ごみは月～土曜日搬入可（水曜日及び土曜日のうち、祝日である日を除く。ただし、南部クリーンセンターは、土曜日のうち祝日である日の午前中は許可業者のみ搬入可。）、容器包装プラスチック類は月・火・木・金・土曜日搬入可（祝日は除く。）。	柏市北部クリーンセンター（清掃工場）・ 柏市南部クリーンセンター（第二清掃工場）※南部クリーンセンターは可燃ごみのみ (プラスチックはプラスチックごみ圧縮保管施設)	
	不燃・粗大ごみ		(700 トン)			
	容器包装プラスチック類		(1 トン未満)			
日常の事業活動に伴って生じるごみ	可燃ごみ	排出者・許可業者 (注)	33,900 トン	日常の事業活動に伴って生じる可燃ごみのうち、食品リサイクル法対象物については、堆肥化施設の処理能力又は排出事業者の同法に定める登録再生利用事業者での再生処理の範囲内で分別収集。 日常の事業活動に伴って生じる可燃ごみのうち、紙おむつについては、紙おむつ再生資源化処理施設での再生処理の範囲内で排出者が自ら分別・運搬。	許可業者堆肥化施設又は登録再生利用事業者食品循環資源処理施設 紙おむつ再生資源化処理施設	
	不燃・粗大ごみ		600 トン			
	事業系プラスチック		100 トン			
不法投棄ごみ	市・委託		120 トン	パトロール・通報等により随時収集。	柏市北部クリーンセンター（清掃工場）・ 柏市南部クリーンセンター（第二清掃工場）	
犬猫等の死体	委託		1,300 体	飼い主不明の死体の収集（国道を除く）。	柏市北部クリーンセンター（清掃工場）・ 柏市南部クリーンセンター（第二清掃工場）	

(注1) 平成29年度一般廃棄物処理業（収集運搬）許可業者は次のとおりとする。また、事業活動に伴って生じるごみは、当該許可業者において適正処理が可能であるため、新規許可は実施しない。

ただし、柏市教育委員会が締結する「廃棄物処理業務委託（旧沼南地域）」に必要な許可については、説明会の開催を省略の上、別途実施する。

一般廃棄物処理業（収集運搬）許可業者

許可業者名	所在地	限定
株式会社アイクリーン	柏市高田1179-1	
有限会社葵サービス	柏市布施1490-1	
浮ヶ谷興産有限会社	柏市豊四季379-6	
株式会社エコプランニング	柏市新十余二7-8	
有限会社柏清掃	柏市高田553-1	
柏ビル管理株式会社	柏市若葉町3-3	
共同リサイクル株式会社	柏市柏3-10-20	
有限会社クリーンサービス柏	柏市西原2-2-39	
有限会社クリーンダストレス	柏市船戸2079-19	
有限会社総合環境サービス	柏市東柏1-7-10	
株式会社千葉総業	柏市逆井1247	
株式会社花園サービス	柏市松ヶ崎576	
北葉実業株式会社	柏市豊四季382-13	
株式会社マツヤマ	柏市あけぼの2-6-4	
株式会社丸幸	柏市大青田1628	
山本産業株式会社	柏市十余二380-383	
株式会社大山清運	柏市松ヶ崎363-1	
有限会社和光商事	柏市松ヶ崎95-18	
株式会社清運社	柏市大青田1649-1	
京葉管理事業株式会社	柏市つくしが丘1-14-8	
有限会社市川胞衣社	市川市若宮3-30-13	胞衣
エルエス工業株式会社	渋谷区千駄ヶ谷3-2-8-503	実験動物
有限会社東葛産業	船橋市夏見台3-4-11	胞衣
株式会社高田産業	埼玉県南埼玉郡宮代町川端4-13-5	東武鉄道各駅

※ なお、旧沼南地域については、別途「柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合」にて許可するもの

(注2) 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号。以下「特措法」という。）に規定する特定一般廃棄物に該当するものについては、この収集・運搬計画に記載した取扱いとは異なる取

扱いを市が別途定める場合がある。その場合、当該特定一般廃棄物は、当該別途定める方法により処理を行うこととする。

(注3) 可燃ごみのうち草木枝葉は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による影響のため、当分の間、不燃ごみの日に不燃ごみと同様の取扱いで排出及び収集を行う。

(注4) 可燃ごみ及び容器包装プラスチック類の収集業務の一部並びに不燃ごみ及び有害ごみの収集業務は、委託にて行う。

4 中間処理・最終処分計画

区分	中間処理		最終処分
	処理を行う者(注)・ 処理場	処理方法	
可燃ごみ (79,900 トン)	市・ 北部クリーンセンター (清掃工場) 南部クリーンセンター (第二清掃工場)	焼却処理 89,230 トン (うち可燃ごみ 78,900 トン) (うち破碎可燃物 7,980 トン◎) (うち残渣 1,200 トン○) (その他 1,150 トン)	焼却灰等処分 (委託処分 11,950 トン) (鉄類回収 11,700 トン) (250 トン)
	許可業者又は登録再生 利用事業者・ 堆肥化施設又は食品循 環資源処理施設	堆肥化・飼料化 1,000 トン	
不燃・粗大ごみ (8,220 トン)	市・ 北部クリーンセンター (清掃工場)	破碎処理 8,880 トン (可燃物焼却 7,980 トン ◎焼却処理へ) (鉄類回収 900 トン)	
	市・ リサイクルプラザ	修理・売却 1 トン	
使用済小型電子機器等	認定事業者の再資源化 計画に基づき処分を行 う者	小型家電リサイクル法適用(再資源 化) 5 トン	
インクカートリッジ	広域的処理の認定に基 づく処分を行う者	再商品化 1 トン未満	
有害ごみ (30 トン) 不法投棄ごみ (120 トン)	委託業者	委託処理 146 トン (有害ごみ 30 トン) (不法投棄ごみ 96 トン) (適正処理困難物 20 トン) 可燃物焼却処理 4 トン (○焼却処理へ)	
容器包装 プラスチック類 (5,290 トン)	容器包装 プラスチック	再商品化事業者	容り法適用(再商品化) 4,370 トン
	非容器包装 プラスチック	問屋	売却 104 トン (PET ボトル 56 トン) (発泡プラスチック 48 トン)
		市・ 北部クリーンセンター (清掃工場) 南部クリーンセンター (第二清掃工場)	焼却処理(残渣) 816 トン (○焼却処 理へ)
資源品 (19,580 トン)	ガラスびん (白茶色以外) PET ボトル	再商品化事業者	容り法適用(再商品化) 1,516 トン (ガラスびん 548 トン) (PET ボトル 968 トン)
	上記以外	問屋	売却 17,684 トン
		市・ 北部クリーンセンター (清掃工場) 南部クリーンセンター (第二清掃工場)	焼却処理(残渣) 380 トン (○焼却処 理へ)
犬、猫等の死体	市・ 北部クリーンセンター (清掃工場) 南部クリーンセンター (第二清掃工場)	焼却 1,300 体	

(注1) 平成29年度一般廃棄物処理業(処分業)許可業者は次のとおりとする。また、事業活動に伴って生じるごみは、適正処理が可能であるため、新規許可は実施しない。

一般廃棄物処理業(処分業)許可業者

許可業者名	所在地
山本産業株式会社	柏市十余二380-383

※ なお、旧沼南地域については、別途「柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合」にて許可するもの

(注2) 特措法に規定する特定一般廃棄物に該当するものについては、この中間処理・最終処分計画に記載した取扱いとは異なる取扱いを市が別途定める場合がある。その場合、当該特定一般廃棄物は、当該別途定める方法により処理を行うこととする。

5 処理が困難なごみに関する事項

廃棄物の種類	指定品目等	排出に関する注意事項
適正処理困難物（柏市廃棄物処理清掃条例第12条）	タイヤ 消火器	指定を受けた処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者は、自らの責任においてその適正処理困難物の回収等の措置を講じなければならない。排出者はこれに協力するものとする。（回収協力店への排出）
排出禁止物（同条例第20条）	爆発・引火・感染等の危険があるもの、有毒性のあるもの、著しく処理が困難なもの（※1）	市の施設における処理が困難であるため、販売業者、専門処理業者等に処理委託するものとする。 それが困難な場合は、市長の指示に従うものとする。
特別管理一般廃棄物（同条例第25条）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第1条に規定するもの（PCB廃棄物、感染性一般廃棄物等）	排出者が特別管理一般廃棄物を排出する場合には自ら処理することとする。 それが困難な場合は他の特別管理廃棄物（特別管理産業廃棄物）とともに特別管理廃棄物処理業者に処理委託することとする。
特定家庭用機器廃棄物	一般家庭から排出される特定家庭用機器廃棄物（テレビ※2、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機※3、エアコン）	特定家庭用機器再商品化法に基づき、家電販売店あるいは廃棄物収集運搬許可業者が回収の主体となり、製造業者等により再資源化するものとする。
指定再資源化製品	一般家庭から排出されるパーソナルコンピュータ	資源有効利用促進法に基づき、製造業者等が回収の主体となり、再資源化するものとする。
自主回収指定製品	廃棄二輪車	資源有効利用促進法に基づき、製造業者等が回収の主体となり、再資源化するものとする。
上記以外のもの		「柏市廃棄物（ごみ）処理施設における廃棄物の受け入れ要領」、市のごみ分別区分又はその他市の定める方法によるものとする。

※1 ガスボンベ、火薬類、多量のペンキ、シンナー、ボンドなどの接着剤、エンジンオイル・灯油などの廃油、血液等が付着した注射針など、農薬・医薬などの薬品類、バッテリー等

※2 ブラウン管テレビ、液晶テレビ(携帯テレビ、カーテレビ、浴室テレビを除く。)、プラズマテレビ

※3 洗濯機、衣類乾燥機

第4 生活排水処理実施計画

1 計画対象人口

下水道処理人口	合計人口	347,000人	
	旧柏地域	306,700人	
	旧沼南地域	40,300人	
浄化槽処理人口	合計人口	61,000人	
	旧柏地域	50,500人	
	旧沼南地域	10,500人	
	内合併浄化槽人口	対象人口	21,900人
	旧柏地域	16,500人	
	旧沼南地域	5,400人	
し尿処理人口	合計人口	3,900人	
	旧柏地域	2,400人	
	旧沼南地域	1,500人	

2 収集・運搬計画

(1) 旧柏地域

区分		収集・運搬				
		収集・運搬を行う者	収集区域	年量	収集場所及び収集回数等	搬入先及び年量
し尿及び浄化槽汚泥等	し尿	委託	旧柏地域	1,840k1	常設トイレ 定期及び申請に基づき収集	山高野浄化センター 15,591k1
		許可業者		602k1	仮設トイレ	
	浄化槽汚泥	許可業者		13,149k1	浄化槽	

(注) 平成29年度一般廃棄物処理業許可業者（浄化槽汚泥及びし尿の収集運搬）は、次の4社とする。また、浄化槽汚泥及びし尿の収集運搬については適正に処理されているため、新規許可は実施しない。

旧柏地域一般廃棄物処理業許可業者（浄化槽汚泥及びし尿の収集運搬）

許可業者名	所在地
株式会社大山清運	柏市松ヶ崎363-1
株式会社清運社	柏市大青田1649-1
有限会社和光商事	柏市松ヶ崎95-18
京葉管理事業株式会社	柏市つくしが丘1-14-8

(2) 旧沼南地域

区分		収集・運搬				
		収集・運搬を行う者	収集区域	年量	収集場所及び収集回数等	搬入先及び年量
し尿及び浄化槽汚泥等	し尿	委託	旧沼南地域	1,580kl	常設トイレ 定期及び申請に基づき収集	アクアセンターあじさい 6,479kl
		許可業者		58kl	仮設トイレ	
	浄化槽汚泥	許可業者		4,841kl	浄化槽	

(注) 平成29年度一般廃棄物処理業許可業者（浄化槽汚泥及びし尿の収集運搬）は、次の5社とする。また、浄化槽汚泥及びし尿の収集運搬については適正に処理されているため、新規許可は実施しない。

旧沼南地域一般廃棄物処理業許可業者（浄化槽汚泥の収集運搬）

許可業者名	所在地
有限会社近藤清掃社	柏市藤ヶ谷新田126
有限会社荒木清掃	柏市藤ヶ谷新田121-5
有限会社大久保清掃	柏市藤ヶ谷1787-45
有限会社沼南清掃	柏市藤ヶ谷1215-4
有限会社浄化槽センター	白井市根294-33

旧沼南地域一般廃棄物処理業許可業者（し尿の収集運搬）

許可業者名	所在地
有限会社近藤清掃社	柏市藤ヶ谷新田126
有限会社荒木清掃	柏市藤ヶ谷新田121-5
有限会社大久保清掃	柏市藤ヶ谷1787-45
有限会社沼南清掃	柏市藤ヶ谷1215-4

3 中間処理・最終処分計画

(1) 旧柏地域

区分		中間処理		最終処分	
		処理を行う者	処理方式	処理を行う者	処分方法
し尿及び 浄化槽汚泥	し尿	市	標準脱窒素処理方式＋高度処理	市	脱水汚泥を焼却処理
	浄化槽汚泥				

(2) 旧沼南地域

区分		中間処理		最終処分	
		処理を行う者	処理方式	処理を行う者	処分方法
し尿及び 浄化槽汚泥	し尿	柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合	高負荷脱窒素処理方式＋高度処理 (脱水汚泥を焼却処理)	柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合	委託処理 139.6t (内訳) ①焼却灰 130.0t ②沈砂 9.6t
	浄化槽汚泥				

※中間処理施設において、脱水汚泥を焼却処理

4 啓発活動

浄化槽の定期点検、清掃についての啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽清掃9業者の営業活動の中で清掃、保守点検時における広報活動 ・浄化槽設置実態調査時における啓発活動 「環境週間」及び「浄化槽の日」を中心とした浄化槽の適正管理についての啓発活動 ・広報への掲載等
合併処理浄化槽設置普及	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽設置業者等への広報活動 ・広報への掲載等

第5 一般廃棄物処理施設の整備に関する事項

1 中間処理施設

(1) ごみに係るもの

ア 焼却施設

施設名	柏市清掃工場	柏市第二清掃工場
所在地	柏市船戸山高野538番地	柏市南増尾56番2
形式	連続燃焼式流動床炉	ストーカ炉
稼動年月	平成3年4月	平成17年4月
処理能力	300トン／24時間	250トン／24時間

イ 破碎選別施設（柏市清掃工場に併設）

施設名	粗大ごみ処理施設
所在地	柏市船戸山高野538番地 柏市清掃工場内
形式	横型回転式破碎機
稼動年月	昭和52年9月 改造平成6年3月
処理能力	50トン／5時間

ウ 資源選別施設

施設名	柏市リサイクルプラザ
所在地	柏市十余2348番地202
形式	選別・圧縮・保管
稼動年月	平成14年4月
処理能力	176t／5時間

(2) し尿及び浄化槽汚泥に係るもの

ア 浄化施設（旧柏地域）

施設名	山高野浄化センター
所在地	柏市船戸2115番地
形式	標準脱窒素処理方式＋高度処理
稼動年月	平成16年4月
処理能力	100キロリットル／24時間

イ 浄化施設（旧沼南地域）

施設名	アクアセンターあじさい（柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合）
所在地	鎌ヶ谷市軽井沢2102-1
形式	高負荷脱窒素処理方式＋高度処理
稼動年月	平成11年3月
処理能力	138キロリットル／日

2 最終処分場

ごみ焼却残渣（埋立処分）

施設名	柏市最終処分場
所在地	柏市布施字宿ノ後72番の1他
埋立工法	セル方式
埋立地面積	55,000平方メートル
埋立可能面積	18,300平方メートル
全体容量	165,680立方メートル

資料4 一般廃棄物処理実施計画（旧沼南地域）

平成29年度一般廃棄物（ごみ）処理実施計画

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合ごみ処理に関する条例（平成12年条例第6号）第4条第1項の規定により、平成29年度一般廃棄物（ごみ）処理実施計画を次のとおり定める。

目次

第1	計画区域及び期間.....	1
第2	ごみ処理実施計画.....	2
1	収集・運搬計画.....	2
2	再資源化の方法及び量.....	5
3	中間処理計画.....	7
4	最終処分計画.....	8
5	処理が困難なごみに関する事項.....	9
第3	一般廃棄物処理施設の整備に関する事項.....	10
1	中間処理施設.....	10
2	最終処分場.....	13

第1 計画区域及び期間

計画区域	柏市（旧東葛飾郡沼南町域。以下「沼南地域」という。） 及び鎌ヶ谷市
計画期間	平成29年4月1日～平成30年3月31日

第2 ごみ処理実施計画

1 収集・運搬計画

区 分		収 集 ・ 運 搬				
		収集運搬 を行う者	収集区域	年間量	集積場所、容器 及び収集回数等	搬入先
一 般 家 庭 か ら 日 常 排 出 さ れ る ご み	燃やすごみ	組合 (委託)	組合	24,029 t	定められた集積所に指定の袋(半透明)で排出。週3回収集。(ごみ出しカレンダーによる。)	クリーンセンターしらさぎ
			沼南地域	7,681 t		
			鎌ヶ谷市	16,348 t		
	プラスチック系ごみ プラスチック製容器包装類	組合 (委託)	組合	2,647 t	定められた集積所に指定の袋(赤)で排出。週1回収集。(ごみ出しカレンダーによる。)	リサイクル施設* ¹ 及び民間処理施設
			沼南地域	845 t		
			鎌ヶ谷市	1,802 t		
	ペットボトル	組合 (委託)	組合	455 t	定められた集積所に設置の専用回収ネットにより排出。沼南地域月2回、鎌ヶ谷市週1回。(ごみ出しカレンダーによる。)	リサイクル施設* ¹ 及び民間処理施設
			沼南地域	134 t		
			鎌ヶ谷市	321 t		
	資源ごみ 資源になるもの	組合 (委託)	組合	5,964 t	定められた集積所に任意容器(スーパーのレジ袋等中身の見える袋)で排出。週1回収集。	最終処分場* ²
			沼南地域	2,223 t		
			鎌ヶ谷市	3,741 t		
	燃やさないごみ	組合 (委託)	組合	2,060 t	定められた集積所に任意容器(スーパーのレジ袋等中身の見える袋)で排出。月2回収集。	最終処分場* ²
			沼南地域	586 t		
鎌ヶ谷市			1,474 t			
危険・有害物	組合 (委託)	組合	23 t	定められた集積所に任意容器(スーパーのレジ袋等中身の見える袋)で排出。月1回収集。	最終処分場* ²	
		沼南地域	23 t			
粗大ごみ	組合 (委託)	組合	253 t	申し込みにより、随時有料で戸別収集。	クリーンセンターしらさぎ及び最終処分場* ²	
		沼南地域	68 t			
		鎌ヶ谷市	185 t			
使用済小型電子機器等	認定事業者の再資源化計画に基づき収集運搬を行う者	組合	3 t	組合が設置した回収箱を経由してのリサイクルを希望する場合は、回収箱まで排出者が自ら分別・運搬。	認定事業者の再資源化計画に基づき処分を行う者	
		沼南地域	1 t			
		鎌ヶ谷市	2 t			
される多量ごみ 一般家庭から排出	住民直接搬入ごみ ※通常ごみ及び粗大ごみを含む。	排出者	組合	1,175 t	自己搬入。 随時※平日及び土曜日の午前中搬入可。(日曜日、祝祭日は除く。)	クリーンセンターしらさぎ
			沼南地域	422 t		
			鎌ヶ谷市	753 t		

区 分		収 集 ・ 運 搬				
		収集運搬を行う者	収集区域	年間量	集積場所、容器及び収集回数等	搬入先
日常の事業活動に伴って生じるごみ	許可業者による搬入ごみ ※許可業者	市、排出者及び許可業者	組合	9, 195 t	事業所の戸別収集。 収集随時※月～土曜日搬入可。（日曜日、祝祭日を除く。）	クリーンセンターしらさぎ、リサイクル施設及び最終処分場
			沼南地域	3, 459 t		
			鎌ヶ谷市	5, 736 t		
	事業所直接搬入ごみ ※自衛隊を含む。		組合	817 t	自己搬入。 随時※平日及び土曜日の午前中搬入可。（日曜日、祝祭日を除く。） ※事業所直接搬入ごみに産業廃棄物（紙、布類等）を含む。	
			沼南地域	438 t		
			鎌ヶ谷市	379 t		
	官公庁直接搬入		組合	578 t	日常の事業活動に伴って生じるごみのうち、食品リサイクル法対象物については、堆肥化施設の処理能力の範囲内で分別収集。	
			沼南地域	36 t		
			鎌ヶ谷市	542 t		
小動物の死体	排出者	組合	780体	自己搬入、随時※平日及び土曜日の午前中搬入可（日曜日、祝祭日を除く。） 道路上にあつては、市又は委託業者が収集。	クリーンセンターしらさぎ	
		沼南地域	246体			
		鎌ヶ谷市	534体			
不法投棄ごみ	市・委託	組合	96 t	パトロール、通報等により随時収集。	クリーンセンターしらさぎ及び最終処分場※ ²	
		沼南地域	32 t			
		鎌ヶ谷市	64 t			

注1) 収集区域欄の「組合」とは、沼南地域及び鎌ヶ谷市の合計数値を示す。

注2) 市民直接搬入の搬入時間は、平日は8:30～12:00、13:00

0～16:00まで、土曜日は8:30～12:00まで。

一般廃棄物（ごみ）処理業（収集運搬）許可業者

収集区域	許可業者名	所在地
沼南地域	(有)荒木清掃	柏市藤ヶ谷新田 1 2 1 - 5
	(有)大久保清掃	柏市藤ヶ谷 1 7 8 7 - 4 5
	(有)京葉クリーンサービス	柏市五條谷 2 9 - 9
	(有)沼南清掃	柏市藤ヶ谷 1 2 1 5 - 4
	(株)千葉総業	柏市逆井 1 2 4 7
	(株)花園サービス	柏市松ヶ崎 5 7 6
	(有)ユシマ環境サービス	柏市高柳 4 7 4 - 4

収集区域	許可業者名	所在地
鎌ヶ谷市域	東興運(株)	鎌ヶ谷市東道野辺 2 - 6 - 6
	(株)市川環境エンジニアリング	市川市田尻 2 - 1 1 - 2 5
	(株)カツヨー	鎌ヶ谷市初富 9 2 8 - 9 3 6
	(有)鎌ヶ谷紙業	鎌ヶ谷市東中沢 2 - 2 3 - 5 4
	(株)十河サービス	東京都板橋区南常盤台 1 - 1 8 - 7
	※(有)東葛産業	船橋市夏見台 3 - 4 - 1 1
	富士興運(株)	鎌ヶ谷市初富本町 2 - 1 9 - 1 0
	(株)丸幸	鎌ヶ谷市鎌ヶ谷 3 - 3 - 4 0

※ 事業範囲：胞衣・産褥汚物限定

(注1) 平成29年度一般廃棄物処理業（収集運搬）許可業者は上記のとおりとする。また、事業活動に伴って生じるごみは、当該許可業者において適正処理が可能であるため、新規許可は実施しないこととする。

(注2) 平成29年度一般廃棄物処理業（処分業）許可については、適正処理が可能であるため、新規許可は実施しないこととする。

2 再資源化の方法及び量

品目	搬出区域	年間量	再資源化の方法
金属類	組合	1, 438 t	<p>資源ごみ及び資源になるものの収集において委託業者による収集を行い、沼南地域及び鎌ケ谷市ともリサイクル施設に搬入後、選別・加工等を行い、資源物売り払い業者等に処理を委託し、資源化・再商品化を実施する。</p> <p>なお、黒カレット・その他カレットは、容器包装リサイクル法の指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会が選定した再商品化処理業者へ引き渡し、資源化・再商品化を実施する。</p> <p>※ 金属類（鉄プレス・鉄ノープレス・アルミ等） ※ 金属類には、不燃性粗大ごみ及び燃やさないごみ等から選別された鉄屑ノープレスを含む。 沼南地域（うち鉄屑ノープレス 248 t） 鎌ケ谷市（うち鉄屑ノープレス 649 t）</p> <p>※ カレット類（白・茶・黒・その他） ※ 生きビンについては、鎌ケ谷市のみ実施。 ※ 牛乳パックについては、沼南地域のみ実施。</p>
	沼南地域	426 t	
	鎌ケ谷市	1, 012 t	
カレット類	組合	1, 031 t	
	沼南地域	346 t	
	鎌ケ谷市	685 t	
布類 (布団類を含む。)	組合	439 t	
	沼南地域	172 t	
	鎌ケ谷市	267 t	
新聞	組合	402 t	
	沼南地域	133 t	
	鎌ケ谷市	269 t	
雑誌	組合	1, 677 t	
	沼南地域	706 t	
	鎌ケ谷市	971 t	
段ボール	組合	1, 360 t	
	沼南地域	453 t	
	鎌ケ谷市	907 t	
生きビン	組合	0 t	
	鎌ケ谷市	0 t	
牛乳パック	組合	5 t	
	沼南地域	5 t	
カレット残渣	組合	190 t	<p>資源ごみ及び資源になるものの収集において委託業者による収集を行い、沼南地域及び鎌ケ谷市ともリサイクル施設へ搬入後、選別・加工等を行い、そのままでは、再資源化できないものを再度民間業者にて、再資源処理を実施する。</p>
	沼南地域	46 t	
	鎌ケ谷市	144 t	
ガスター	組合	6 t	<p>沼南地域では危険・有害物、鎌ケ谷市では燃やさないごみの収集において委託収集されたごみの中から選別し、民間業者において中間処理及び再資源化を実施する。</p>
	沼南地域	4 t	
	鎌ケ谷市	2 t	

品目	搬出区域	年間量	再資源化の方法
乾電池	組合	23 t	沼南地域では危険・有害物で、鎌ヶ谷市では燃やさないごみで委託収集を実施し、北海道北見市に所在する民間業者に処分委託（資源化）を実施している。 (鎌ヶ谷市については、燃やさないごみに含まれる乾電池等を最終処分場において選別を実施している。)
	沼南地域	18 t	
	鎌ヶ谷市	5 t	
蛍光灯	組合	7 t	
	沼南地域	6 t	
	鎌ヶ谷市	1 t	
その他プラスチック梱包物	組合	2,170 t	プラスチック系ごみ及びプラスチック製容器包装類の委託収集並びにペットボトル委託収集において集荷されたものを、リサイクル施設等に搬入し、選別・加工（圧縮梱包処理及び減容化処理）を行い、容器包装リサイクル法の指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会が選定した再商品化処理事業者へ引き渡し、資源化・再商品化を実施する。
	沼南地域	549 t	
	鎌ヶ谷市	1,621 t	
PETボトル圧縮梱包物	組合	445 t	
	沼南地域	124 t	
	鎌ヶ谷市	321 t	
使用済小型電子機器等	組合	3 t	回収箱にて回収された使用済小型電気機器等を認定事業者に引渡し、認定事業者の再資源化計画に基づき再資源化を実施する。
	沼南地域	1 t	
	鎌ヶ谷市	2 t	
食品残渣	組合	77 t	沼南地域から発生する給食残渣を柏市に所在する民間堆肥化施設へ搬入し、堆肥化する。
	沼南地域	77 t	

注) 搬出区域の組合とは、沼南地域及び鎌ヶ谷市の合計数値を示す。

3 中間処理計画

区分（収集量）	中間処理	
	処理区域	処理方法及び量
燃やすごみ （39,373 t） （うち可燃性粗大ごみ200 t）	組合 （沼南地域） （鎌ヶ谷市）	焼却処理 39,296 t （うち可燃ごみ 34,589 t） （うち粗大可燃物 200 t） （うち破碎可燃物 3,507 t） （うちごみピット残量 1,000 t） 堆肥化 77 t
プラスチック系ごみ プラスチック製容器 包装類 （2,647 t）	沼南地域	選別 845 t （うち圧縮梱包処理 549 t） （うち選別残渣 296 t）※焼却処理へ
	鎌ヶ谷市	選別処理 1,802 t （うち圧縮梱包処理 1,621 t） （うち選別残渣 181 t）※焼却処理へ
ペットボトル （455 t）	沼南地域	選別処理 134 t （うち圧縮梱包処理 124 t） （うち選別残渣 10 t）※焼却処理へ
	鎌ヶ谷市	選別・圧縮梱包処理 321 t （うち圧縮梱包処理 321 t）
資源ごみ 資源になるもの （5,964 t）	沼南地域	資源化处理 2,038 t （うちカレット残渣 46 t）選別残渣 185 t ※焼却処理へ
	鎌ヶ谷市	資源化处理 3,605 t （うちカレット残渣 144 t）選別残渣 136 t ※焼却処理へ
危険・有害物 （23 t）	沼南地域	選別後、資源化处理 28 t （うち乾電池等資源化 24 t） （うち廃ガスライターの資源化 4 t） ※ 資源化处理量には、乾電池、蛍光管、廃ガスライター等の保管残量を含
使用済小型電子機器 等（3 t）	沼南地域	小型家電リサイクル法適用（再資源化 3 t） （うち沼南地域分 1 t、鎌ヶ谷市分 2 t）
	鎌ヶ谷市	
燃やさないごみ （3,416 t） （うち不燃性粗大ごみ596 t） （うち不法投棄分96 t）	沼南地域	選別・破碎・磁選処理 1,064 t （うち資源化处理 248 t）※鉄屑ノープレス （うち不法投棄量 32 t） ※ 鉄類については資源化处理、その他可燃物については焼却処理。
	鎌ヶ谷市	選別・破碎・磁選処理 2,352 t （うち資源化处理 649 t）※鉄屑ノープレス （うち乾電池等資源化 6 t） （うち廃ガスライターの資源化 2 t） ※ 鉄類・乾電池等については資源化处理、その他可燃物については焼却処

4 最終処分計画

区 分	最 終 処 分	
	処 理 区 域	処 理 方 法 及 び 量
焼却灰 (2,910 t) 焼却不燃物 (1,260 t) 燃鉄 (201 t) 不燃物 (20 t)	組合 (沼南地域) (鎌ヶ谷市)	民間業者委託処理 4,190 t (埋立処理) (※3) 資源化处理 201 t

5 処理が困難なごみに関する事項

廃棄物の種類	指定品目等	排出に関する注意事項
一度に多量に出るごみ	引越しや大掃除等で一度に多量に出るごみ	排出者が直接クリーンセンターしらさぎに搬入するか、又は廃棄物処理業者等に処理委託を依頼するものとする。
事業系ごみ	会社、飲食店、商店等の事業活動によって出るごみ	事業者が直接クリーンセンターしらさぎに搬入するか、又は廃棄物処理業者等に処理委託を依頼するものとする。 ※当組合では、指定した事業系一般廃棄物以外は引き取れない。 ※産業廃棄物については、 <u>柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合ごみ処理に関する条例施行規則第14条に規定する「紙くず、木くず」以外のものは引き取れない。</u>
危険物等の処理できないごみ	タイヤ・ガスボンベ・消火器・農薬・塗料類・薬品・バッテリー・廃油・医療系廃棄物等その他これらに準じるもの	構成市及び当組合における処理が困難であるため、販売業者、専門処理業者等に処理委託することとする。 (排出者はこれに協力するものとする。)
特定家庭用機器廃棄物	一般家庭から排出される特定家庭用機器廃棄物(エアコン・テレビ(ブラウン管式・液晶式・プラズマ式)・冷蔵庫及び冷凍庫・洗濯機及び乾燥機)	特定家庭用機器再商品化法に基づき、家電販売店あるいは廃棄物運搬許可業者(家電)が回収の主体となり、製造業者等により再資源化するものとする。
資源有効利用促進法に基づくもの	一般家庭から排出されるパーソナルコンピューター	資源有効利用促進法に基づき、製造業者あるいは当組合指定の回収業者が回収の主体となり、再資源化するものとする。
その他	ピアノ・耐火金庫・畳・土・コンクリートがら・れんが・ブロック・建築廃材・産業廃棄物・その他これらに準じるもの。	構成市及び当組合における処理が困難であるため、販売業者、専門処理業者等に処理委託することとする。 (排出者はこれに協力するものとする。)
自主回収指定製品	廃棄二輪車	資源有効利用促進法に基づき、製造業者等が主体となり、再資源化するものとする。
上記以外のもの		クリーンセンターしらさぎにおける廃棄物の受入要領及び沼南地域、鎌ヶ谷市におけるごみの分け方・出し方に従うものとする。または、管理者の指示に従うものとする。

第3 一般廃棄物処理施設の整備に関する事項

1 中間処理施設

(1) 焼却施設

施設名称	クリーンセンターしらさぎ
所在地	千葉県柏市藤ヶ谷1582番地
処理方式	全連続焼却式流動床炉
処理能力	256.5 t / 日 (24時間)

(2) リサイクル施設 (※1)

施設名称	リサイクルセンター		
所在地	千葉県鎌ヶ谷市軽井沢2102番地4		
処理方式	その他プラスチック	PETボトル	ビン・缶
	選別・圧縮・保管	選別・圧縮・保管	選別・圧縮・保管
処理能力	12.125 t / 日 (5時間)	2.63 t / 日 (5時間)	20 t / 日 (5時間)

(3) 家電製品等処理施設

施設名称	株式会社ハイパーサイクルシステムズ 東浜リサイクルセンター
所在地	千葉県市川市東浜1-2-4
処理方式	破砕・選別
処理対象物	廃家電 (家電4品目及びパーソナルコンピューターを除く。)
平成29年度 処理予定量	4 t / 年

(4) 廃乾電池・廃蛍光管処理施設

施設名称	野村興産株式会社 イトムカ鉱業所
所在地	北海道北見市留辺蘂町富士見217-1
処理方式	破砕・選別・セメント固化・埋立
処理対象物	廃乾電池・廃蛍光管
平成29年度 処理予定量	30 t / 年

(5) カレット残渣（資源残渣等）処理施設

施設名称	ガラスリソーシング株式会社
所在地	千葉県銚子市春日町740-1他
処理方式	破碎・選別
処理対象物	カレット残渣等
平成29年度 処理予定量	190t/年

(6) ガスライター処理施設

施設名称	株式会社カツタ サーマルリサイクル施設
所在地	茨城県ひたちなか市高野1968番地2
処理方式	サーマルリサイクル
処理能力	150t/日（24時間）
平成29年度 処理予定量	6t/年

施設名称	中央電気工業株式会社 鹿島工場
所在地	茨城県鹿嶋市光4番地
処理方式	溶融固化
処理能力	262.1t/日
平成29年度 処理予定量	2t/年

(7) 堆肥化施設

施設名称	山本産業株式会社
所在地	千葉県柏市十余二字下大塚 380 番 383
処理方式	真空乾燥機による乾燥・発酵
処理能力	4.5 t / 日
平成 29 年度 処理予定量	77 t / 年

施設名称	株式会社フジコー 白井再生資源化センター
所在地	千葉県白井市折立字横堀 31-1 他
処理方式	発酵乾燥による堆肥化・破碎乾燥による飼料化
処理能力	堆肥化 60 t / 日 飼料化 60.8 t / 日 容器入飲料分離 30 t / 日
平成 29 年度 処理予定量	120 t / 年

2 最終処分場

(1) 最終処分場（※2）

施設名称	柏市第二最終処分場
所在地	千葉県柏市若白毛757番地
埋立工法	サンドイッチ埋立工法
埋立地面積	7,980平方メートル
全体容量	31,500立方メートル

(2) 一般廃棄物最終処分場（※3）

施設名称	株式会社イバラキ 一般廃棄物最終処分場	
所在地	茨城県下妻市村岡124-1	
埋立工法	サンドイッチ工法（管理型最終処分場）	
平成29年度 処理予定量	焼却灰（固化灰）	2,100t／年（事前協議量）
	焼却不燃物 （焼却残渣）	900t／年（事前協議量）
	不燃物	20t／年（事前協議量）

施設名称	ジークライト株式会社 エコポート最終処分場	
所在地	山形県米沢市大字板谷字四郎右エ門沢733-1～2	
埋立工法	サンドイッチ工法（管理型最終処分場）	
平成29年度 処理予定量	焼却灰（固化灰）	350t／年（事前協議量）
	焼却不燃物 （焼却残渣）	150t／年（事前協議量）

施設名称	グリーンフィル小坂株式会社 グリーンフィル小坂	
所在地	秋田県鹿角郡小坂町小坂鉦山尾樽部60番地1	
埋立工法	サンドイッチ工法（管理型最終処分場）	
平成29年度 処理予定量	焼却灰（固化灰）	550t／年（事前協議量）
	焼却不燃物 （焼却残渣）	250t／年（事前協議量）

資料5 一部事務組合の廃棄物処理手数料（柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合）

(1) ごみ処理手数料

(平成26年4月1日から)

種別	取扱区分	単位	手数料
一般廃棄物 (犬, 猫などの 死体, 浄化槽 汚泥及びし尿 を除く)	事業活動に伴って生じる一般廃棄物で事業者が管理者の指定する場所へ搬入するもの (10キログラム以上)	10キログラム につき	194.4円
	許可業者が搬入するもの (10キログラム以上)		
粗大ごみ	一般家庭から排出される粗大ごみで市(組合)が戸別に収集, 運搬及び処分をするもの	1点につき	860円
	一般家庭から排出される粗大ごみで管理者の指定する場所へ搬入するもの	1点につき	430円
産業廃棄物	木くず, 紙くず, 繊維くず及び管理者が認めるもの (10キログラム以上)	10キログラム につき	237.6円

(2) 小動物の死体処理手数料

(平成26年4月1日から)

区分	単位	手数料
管理者の指定する場所へ搬入するもの	1体	1,620円

(3) し尿処理手数料

(平成26年4月1日から)

区分	単位	手数料
し尿	10キログラム につき	10.8円
浄化槽汚泥	10キログラム につき	10.8円

資料6 柏市許可の一般廃棄物処理業者

平成28年4月1日現在

(1) ごみの収集運搬(五十音順)

ア. 旧柏地域

許可業者名	所在地	電話番号	FAX	産廃許可
(有)葵サービス	布施 1490-1	(7135)3551	(7155)1459	○
浮ヶ谷興産(有)	豊四季 379-6	(7146)1331	(7146)2002	○
(株)エコプランニング	新十余二 7-8	(7137)0620	(7137)0621	○
(株)大山清運	松ヶ崎 363-1	(7131)7000	(7131)8881	○
(有)柏清掃	高田 553-1	(7143)0731	(7143)1030	○
柏ビル管理(株)	若葉町 3-3	(7163)5701	(7164)5557	
共同リサイクル(株)	柏 3-10-20	0476(35)2635	0476(35)2835	○
(有)クリーンサービス柏	西原 2-2-39	(7152)0930	(7153)6434	○
(有)クリーンダストレス	船戸 2079-19	(7132)7797	(7184)4646	
京葉管理事業(株)	つくしが丘 1-14-8	(7174)2131	(7174)2133	○
(株)清運社	大青田 1649-1	(7179)5221	(7179)5223	○
(有)総合環境サービス	東柏 1-7-10	(7108)6100	0476(42)6233	○
(株)千葉総業	逆井 1247	047(498)0805	047(498)0804	○
(有)八紘総業	高田 1179-1	(7192)6566	(7192)6567	
(株)花園サービス	松ヶ崎 576	(7132)6011	(7132)8595	○
北葉実業(株)	豊四季 382-13	(7148)7767	(7148)7765	○
(株)マツヤマ	あけぼの 2-6-4	(7143)9317	(7146)0658	○
(株)丸幸	大青田 1628	(7134)4316	047(446)5427	○
山本産業(株)	十余二 380-383	(7132)1878	(7133)6144	○
(有)和光商事	松ヶ崎 95-18	(7133)3056	(7133)3057	○

イ. 旧柏地域(限定許可業者)

許可業者名	所在地	電話番号	FAX	備考
(有)市川胞衣社	市川市若宮 3-30-13	047(315)3840	047(315)3840	胞衣のみ
エルエス工業(株)	渋谷区千駄ヶ谷 3-2-8-503	03(5410)3627	03(5410)3629	実験動物のみ
(有)東葛産業	船橋市夏見台 3-4-11	047(438)1120	047(438)1121	胞衣のみ
(株)高田産業	埼玉県南埼玉郡宮代町川端 4-13-5	0480(34)5401	0480(34)5407	東武鉄道各駅のみ

ウ. 旧沼南地域

許可業者名	所在地	電話番号	FAX	産廃許可
(有)荒木清掃	藤ヶ谷新田 121-5	(7191)4858	(7191)4551	○
(有)大久保清掃	藤ヶ谷 1787-45	(7192)0330	047(492)0334	○
(有)京葉クリーンサービス	五條谷 29-9	(7191)0510	(7191)0610	○
(有)沼南清掃	藤ヶ谷 1215-4	(7191)5674	(7191)5702	○
(株)千葉総業	逆井 1247	047(498)0805	047(498)0804	○
(株)花園サービス	松ヶ崎 576	(7132)6011	(7132)8595	○
(有)ユシマ環境サービス	高柳 474-4	(7193)0658	047(337)6247	○

注 沼南地域の許可は、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合所管。

(2) 浄化槽汚泥及びし尿の収集運搬 (五十音順)

ア. 旧柏地域

許可業者名	所在地	電話番号	車両(台)
(株)大山清運	松ヶ崎 363-1	(7131)7000	4
京葉管理事業(株)	つくしが丘 1-14-8	(7174)2131	2
(株)清運社	大青田 1649-1	(7179)5221	4
(有)和光商事	松ヶ崎 95-18	(7133)3056	5

イ. 旧沼南地域

許可業者名	所在地	電話番号	車両(台)
(有)荒木清掃	藤ヶ谷新田 121-5	(7191)4858	1
(有)大久保清掃	藤ヶ谷 1787-45	(7192)0330	2
(有)近藤清掃社	藤ヶ谷新田 126	(7191)5554	2
(有)沼南清掃	藤ヶ谷 1215-4	(7191)5674	2

ウ. 旧沼南地域 (限定許可業者・浄化槽汚泥)

許可業者名	所在地	電話番号	車両(台)
(株)浄化槽センター	白井市根 294-33	047(491)8311	1

柏市清掃事業概要（平成28年度版）

平成29年9月発行

編集・発行 柏市環境部廃棄物政策課

〒277-8505 千葉県柏市柏五丁目10番1号

電話 04(7167)1140